

chapter 2

第 2 章

東京消防庁の組織と活動

- 第 1 節 組織 ～セーフ シティ東京を担う～
- 第 2 節 新たな安全推進体制 ～安全文化の更なる醸成を目指して～
- 第 3 節 消防活動体制 ～あらゆる災害に的確に対応～
- 第 4 節 救急活動 ～一人でも多くの命を救うために～
- 第 5 節 防災行政 ～自助・共助と備えの大切さ～
- 第 6 節 予防行政 ～建物の安全性を確保～
- 第 7 節 広報広聴活動 ～都民のニーズに合わせた広報～
- 第 8 節 消防学校 ～消防人を育てる～
- 第 9 節 装備工場 ～昼夜を問わず消防隊をサポート～
- 第 10 節 国際化への対応 ～グローバルな消防へ～

第2章 ダイジェスト

東京消防庁の組織と活動

首都東京には、約1,400万人の都民が生活しています。東京消防庁では、その都民生活の安全・安心を守るため、日夜、全職員が一丸となって消防行政を推進しています。

第2章では、東京消防庁の組織や消防活動体制及び東京消防庁の施策や日々の活動内容等について説明しています。



第1節

組織



112 ページ

～セーフ シティ東京を担う～

第1節では、東京消防庁の成り立ちや約18,600人を擁する組織体制、多種多様な災害に対応する専門部隊の紹介や2,009台の消防車両等の概要や配置状況などについて説明しています。



第2節

新たな安全推進体制



126 ページ

～安全文化の更なる醸成を目指して～

第2節では、新たに創設された「安全推進部」を中心とした当庁の新たな安全推進体制、安全に向けた分析・検証業務などについて説明しています。



第3節

消防活動体制



132 ページ

～あらゆる災害に的確に対応～

第3節では、火災などの災害区分に応じた出場体制、実際の消火活動及び救助活動等について説明しています。さらに、水災などの特殊災害対策、航空消防や港湾消防などの活動等についても説明しています。



第4節

救急活動



160 ページ

～一人でも多くの命を救うために～

第4節では、東京消防庁の救急隊数や救急隊員数、「#7119」の利用などの救急車の適正利用や各種救命講習などの応急手当の普及体制等について説明しています。



第5節

防災行政



168 ページ

～自助・共助と備えの大切さ～

第5節では、防災訓練や家具転対策などの震災対策、住宅火災に的を絞った住宅防火対策、子ども、高齢者及び要配慮者の日常生活事故防止対策など、都民生活に直結する当庁の活動について説明しています。



第7節

広報広聴活動



225 ページ

～都民のニーズに合わせた広報～

第7節では、東京消防庁が各種施策等を正しく都民の皆様に伝え、理解と協力を得ることができるように実施している広報活動や都民の皆様の意見や要望等を伺い、消防行政に反映させるための広聴活動について説明しています。



第9節

装備工場



235 ページ

～昼夜を問わず消防隊をサポート～

第9節では、日々、消防隊を支援している装備工場の整備業務、消防署に対する点検整備の技術指導や緊急消防援助隊等としての活動支援について説明しています。



第6節

予防行政



196 ページ

～建物の安全性を確保～

第6節では、建物が完成した時に行う使用検査、建物が完成した後の各種点検報告、防火管理などの一連の予防行政について説明しています。



第8節

消防学校



229 ページ

～消防人を育てる～

第8節では、職務上必要な基礎知識、技能の習得、強じんな体力等の錬成を行う初任教育、部隊指揮、統率力等の監督者としての必要な能力伸長を図る幹部教育及びレスキュー隊や救急救命士等になるための専科研修を行っている消防学校について説明しています。



第10節

国際化への対応



237 ページ

～グローバルな消防へ～

第10節では、海外で発生した大規模災害に消防隊員を派遣する国際消防救助隊、国際会議等へ参加するための職員派遣及び海外消防関係者の視察や研修の受入れなどの国際協力などについて説明しています。

第1節 組織

～セーフ シティ東京を担う～

東京消防庁職員定数：**18,655**人、消防署数：**81**署消防車両等：**2,009**台

東京消防庁紹介ビデオ～SPIRITS～

1 東京消防庁の概要

(1) 東京消防庁のあゆみ

東京の消防は、明治13年6月、当時の内務省に公設常備消防機関として「消防本部」が設置されたことに始まります。その後、昭和23年3月「消防組織法」が施行され、自治体消防制度の発足とともに特別区(23区)の存する区域の消防行政は、東京都(知事)が一体的に管理することになり「東京消防庁」が設置されました。

一方、多摩地域においては市町村単位で消防の任務を果たしてきましたが、行政需要の増大等に伴い、東京都は昭和35年以降、逐次消防事務の受託を開始し、現在、受託市町村数は25市3町1村となっています。

(2) 消防の任務

消防組織法の第1条で「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とあり、東京消防庁では、都民の生命、身体及び財産を災害から守るた

めに、火災の予防、警戒及び消火をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を行っています。

また、震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など、幅広い分野にわたって防災活動を実施しています。

(3) 重点施策・予算

ア 令和4年度政策展開の方向性

激甚化する自然災害や猛威を振るう新型コロナウイルス感染症、大規模・複雑化する対象物など、社会を取り巻く環境の変化に対応し、絶えず都民の安全安心を確保していかなければなりません。

当庁がその責務を果たすには、都民との接点である現場において最大限の成果をあげる必要があります。このため、各施策を通じ、最前線で活躍する職員の知識、技術、経験則、相互のチームワーク等の総合力である「現場力」を更に高めていきます。

また、現場活動は常に危険と隣り合わせであり、その危険要因を想定し対処するためには、安全を最優先とする文化を根付かせなければなりません。安全に関する取組は、個人のみによらず組織として強力に推

進する必要があります。このことから、組織体制を見直し、全庁一丸となって安全推進に取り組んでいきます。

さらに、都民との対面によって成り立つ多くの消防業務の特性を考慮しつつ、社会の変化を捉えたデジタル化の推進によって業務改善を図り、都民サービスを向上させていきます。

こうした社会情勢等を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を東京消防庁重点施策として策定しました。

イ 予算

令和4年度の東京都一般会計予算は、5.1%増の7兆8,010億円で、過去最大となりました。しかし、都財政は、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあり、ウクライナ情勢の緊迫化に伴う原材料価格の動向などの景気の下振れリスクや、感染症による影響を考慮すると、先行きを楽観することはできない状況にあります。

こうした中、東京2020大会の成果等を総括し、コロナ禍からの「サステナブル・リ

カバリー」の実現に向け、大胆かつスピーディーに施策をバージョンアップし、都市のレガシーへと発展させつつ、持続可能な都市へ変革を遂げていくことが求められています。とりわけ2030年の「カーボンハーフ」の取組を東京の総力を結集して推進し、東京が世界をリードして脱酸素社会の実現をめざしていかなくてはなりません。そして、近年激甚化する豪雨や、いつ起こるかもしれない大規模地震など、安全・安心な東京の実現に向けて危機管理の徹底を図るとともに、デジタルトランスフォーメーションを強力に進めるなど各種施策を積極的に展開していくことが重要です。

このため当庁では、様々な事業の効率性や実効性を向上させるとともに、中長期的な視点を持って計画的に財政運営を行っています。

令和4年度における当庁予算は、消防行政の運営及び施設等の整備に関する経費として、2,534億2,200万円が計上されており、都の一般会計に占める割合は3.2%となっています。

東京消防庁重点施策

- 第1 全庁一丸となった安全文化の醸成と活力ある職場づくり
- 第2 あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動能力の向上
- 第3 一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化
- 第4 都民との連携による地域防災力の強化
- 第5 危険性に応じた効果的な火災予防業務の推進
- 第6 DXの推進と消防行政の質の向上

令和4年度東京消防庁 重点施策の実現に向けた推進事業

1 重点施策

全庁一丸となった安全文化の醸成と活力ある職場づくり

- 新たな安全推進体制の構築
- 職員の育成等による活力ある職場づくりの推進

2 重点施策

あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる 消防活動能力の向上

- 震災・風水害等の大規模災害への対応力強化
- 消防活動における安全管理能力の向上

3 重点施策

一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化

- 救急活動体制の充実強化
- 応急手当実施率の向上と救急車の適正利用の促進

4 重点施策

都民との連携による地域防災力の強化

- 防火防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上
- 消防団の入団促進と災害対応力の充実強化

5 重点施策

危険性に応じた効果的な火災予防業務の推進

- 効果的な立入検査と自主的な防火管理の推進
- 繁華街地域等への火災予防体制の強化

6 重点施策

DXの推進と消防行政の質の向上

- DXの推進による効果的な行政運営
- 都民の意識や行動に働きかける戦略的な広報の推進

■ 図表2-1-1 歳入予算

(単位：千円)

科 目 款	令和4年度	令和3年度	増(▲)減	
			金 額	増減率(%)
使用料及手数料	345,741	370,036	▲ 24,295	▲ 6.6
国庫支出金	1,084,111	1,013,833	70,278	6.9
財産収入	764,036	763,556	480	0.1
繰入金	1,723,599	6,255,908	▲ 4,532,309	▲ 72.4
諸収入	46,597,561	45,275,186	1,322,375	2.9
都 債	5,801,000	10,542,000	▲ 4,741,000	▲ 45.0
合 計	56,316,048	64,220,519	▲ 7,904,471	▲ 12.3

■ 図表2-1-2 歳出予算

※令和3年度東京都一般会計には、補正予算を含んでいない。

令和4年度東京都一般会計には、同時補正予算を含んでいない。(単位：千円)

科 目		令和4年度	令和3年度	増(▲)減	
款	項			金 額	増減率(%)
消 防 費		253,422,000	251,067,000	2,355,000	0.9
	消防管理費	199,773,000	199,615,000	158,000	0.1
	消防活動費	23,473,000	23,368,000	105,000	0.4
	消防団費	3,826,000	3,900,000	▲ 74,000	▲ 1.9
	退職手当及年金費	9,508,000	7,845,000	1,663,000	21.2
	建設費	16,842,000	16,339,000	503,000	3.1
東京都一般会計		7,801,000,000	7,425,000,000	376,000,000	5.1

$$\frac{\text{消 防 費}}{\text{東京都一般会計予算額}} = \frac{253,422,000 \text{ 千円}}{7,801,000,000 \text{ 千円}} \times 100(\%) = 3.2\%$$

■ 図表2-1-3 歳出予算性質別比較

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和3年度		増(▲)減	
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)	金額	増減率(%)
給与関係費	198,063,312	78.2	196,808,995	78.4	1,254,317	0.6
人件費	124,135,834	49.0	123,405,819	49.1	730,015	0.6
退職手当	9,400,250	3.7	7,722,220	3.1	1,678,030	21.7
その他給与関係費	64,527,228	25.5	65,680,956	26.2	▲ 1,153,728	▲ 1.8
事業費	55,358,688	21.8	54,258,005	21.6	1,100,683	2.0
合 計	253,422,000	100.0	251,067,000	100.0	2,355,000	0.9

2 組織体制

(1) 階級・職員定数

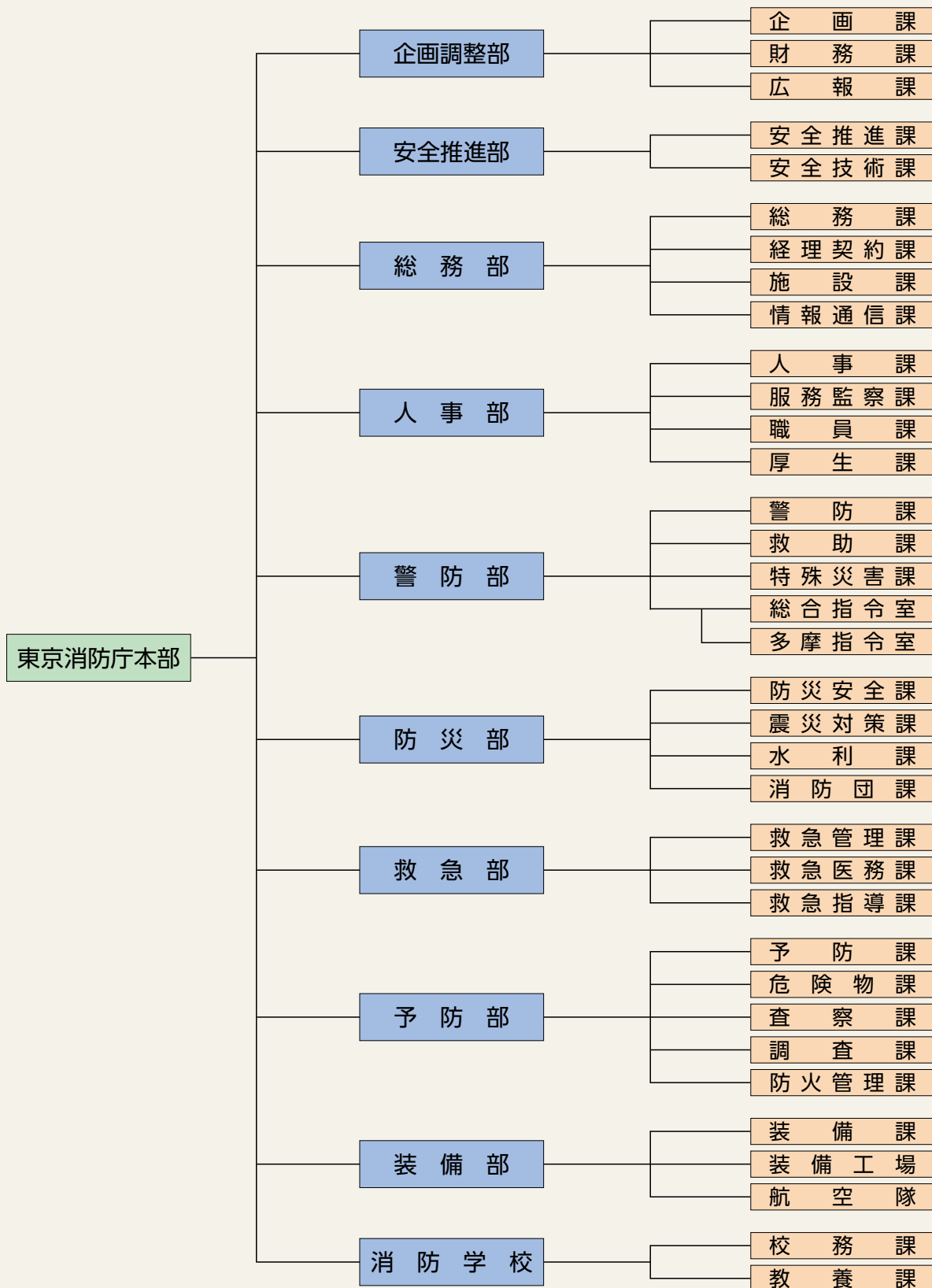
■ 図表2-1-4 階級別職員定数

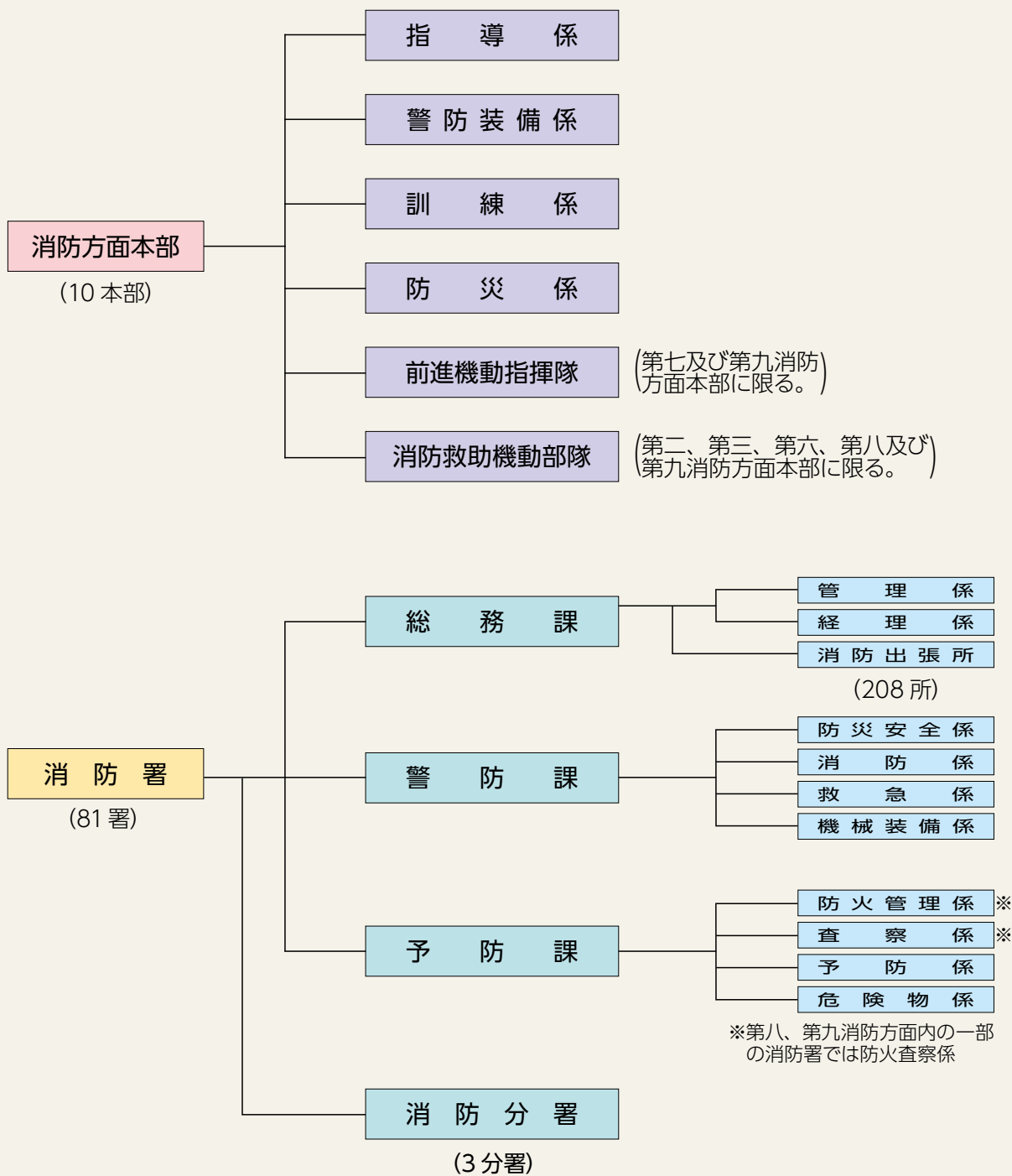
階 級	消防総監	消防司監・消防正監	消 防 監・消防司令長	消防司令
職員定数	1 人	21 人	413 人	1,538 人
階 級	消防司令補	消防士長	消防士	その他の職員
職員定数	4,599 人	5,421 人	6,240 人	422 人
合 計	18,655 人			

(令和4年4月1日現在)

(2) 組織図

(令和4年4月1日現在)

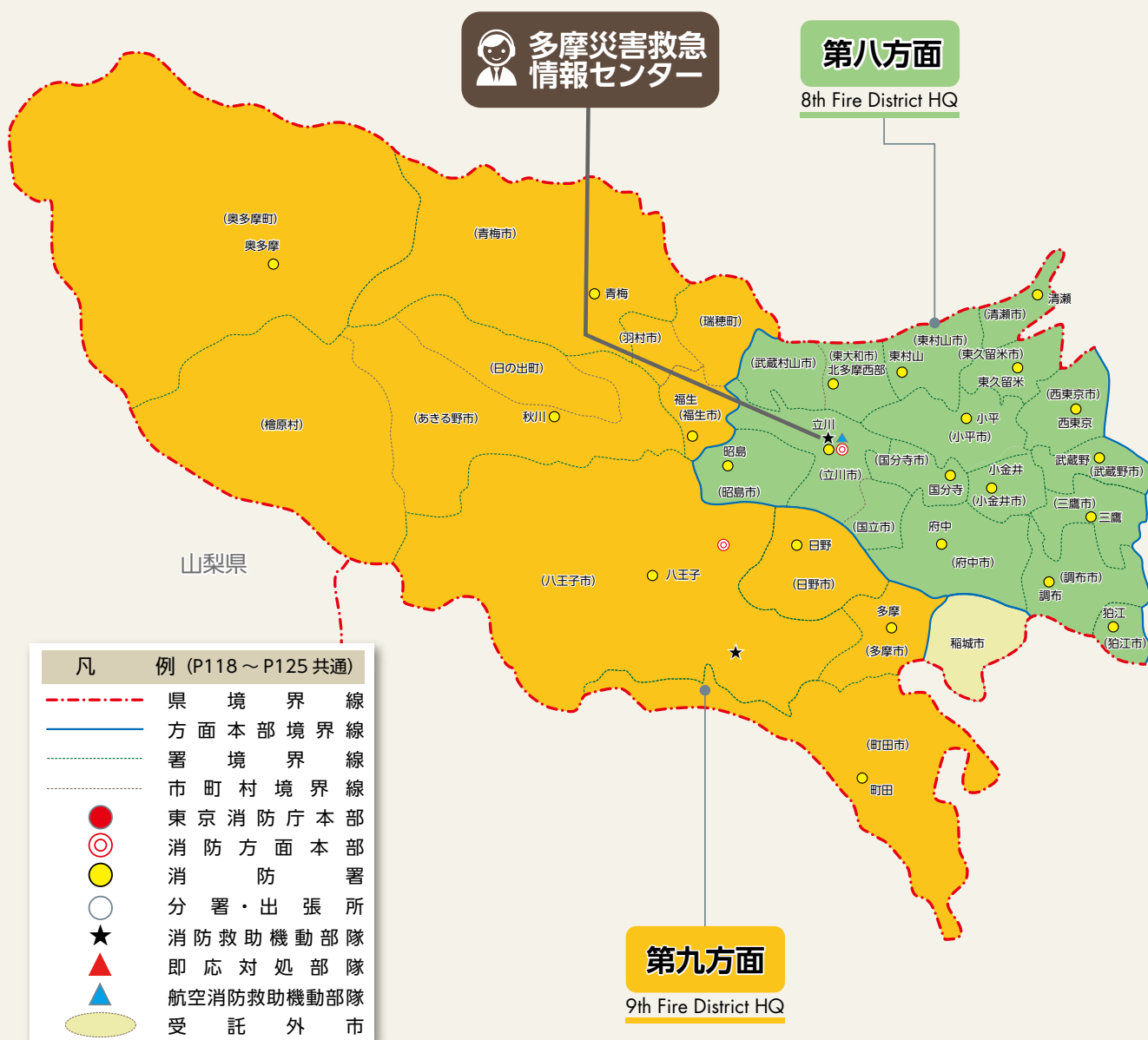


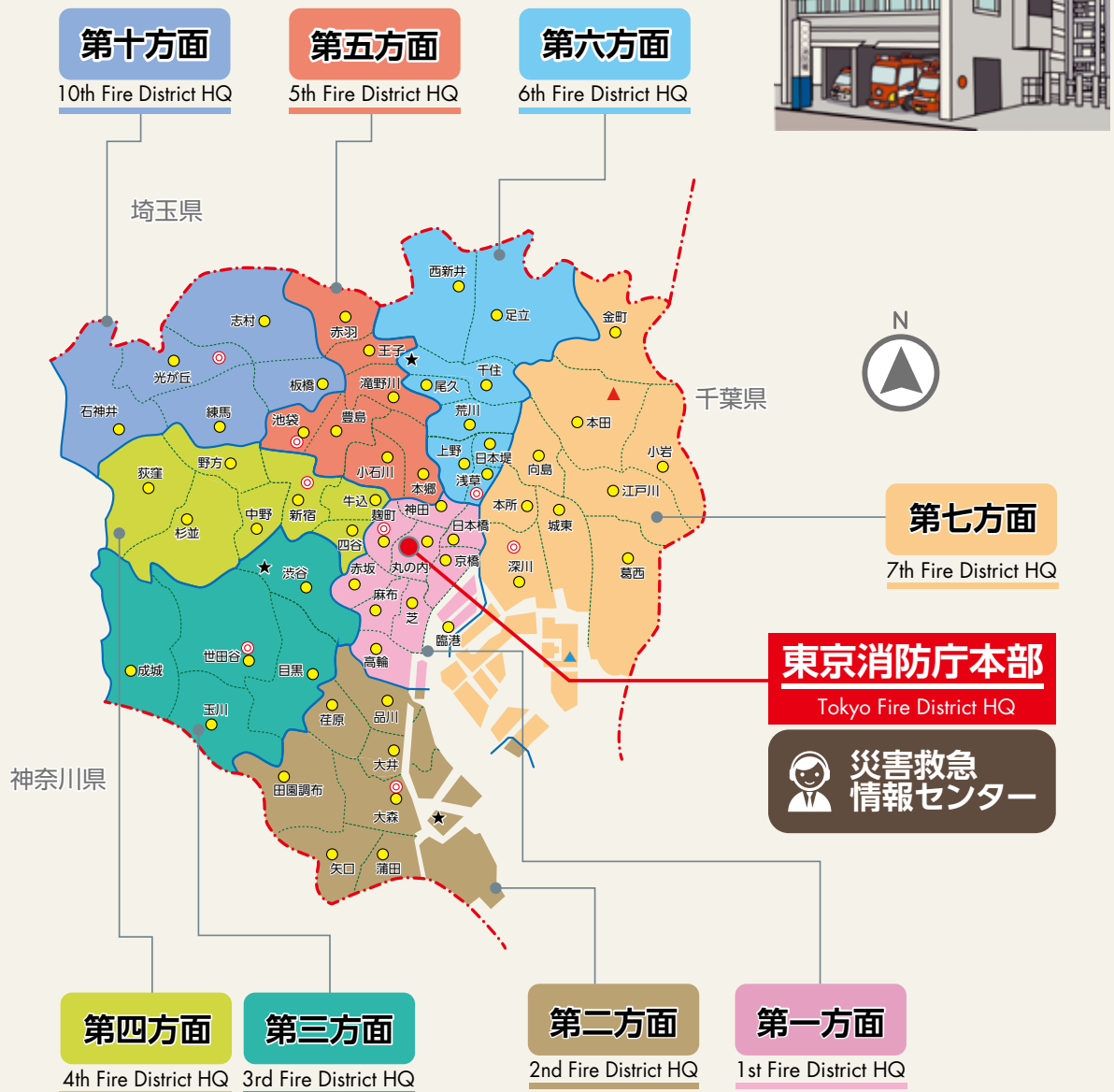


(3) 東京消防庁管轄区域 (令和4年4月1日現在)

東京消防庁は、昭和23年3月7日、自治体消防として発足以来、都民の生命、身体及び財産を災害から守るため、島しょ地域と多摩地域の一部（稲城市）を除く東京都のほぼ全域の消防防災業務を担っています。

広域な管轄区域を10の方面に分け、約18,600人の職員がそれぞれの任務に従事しています。

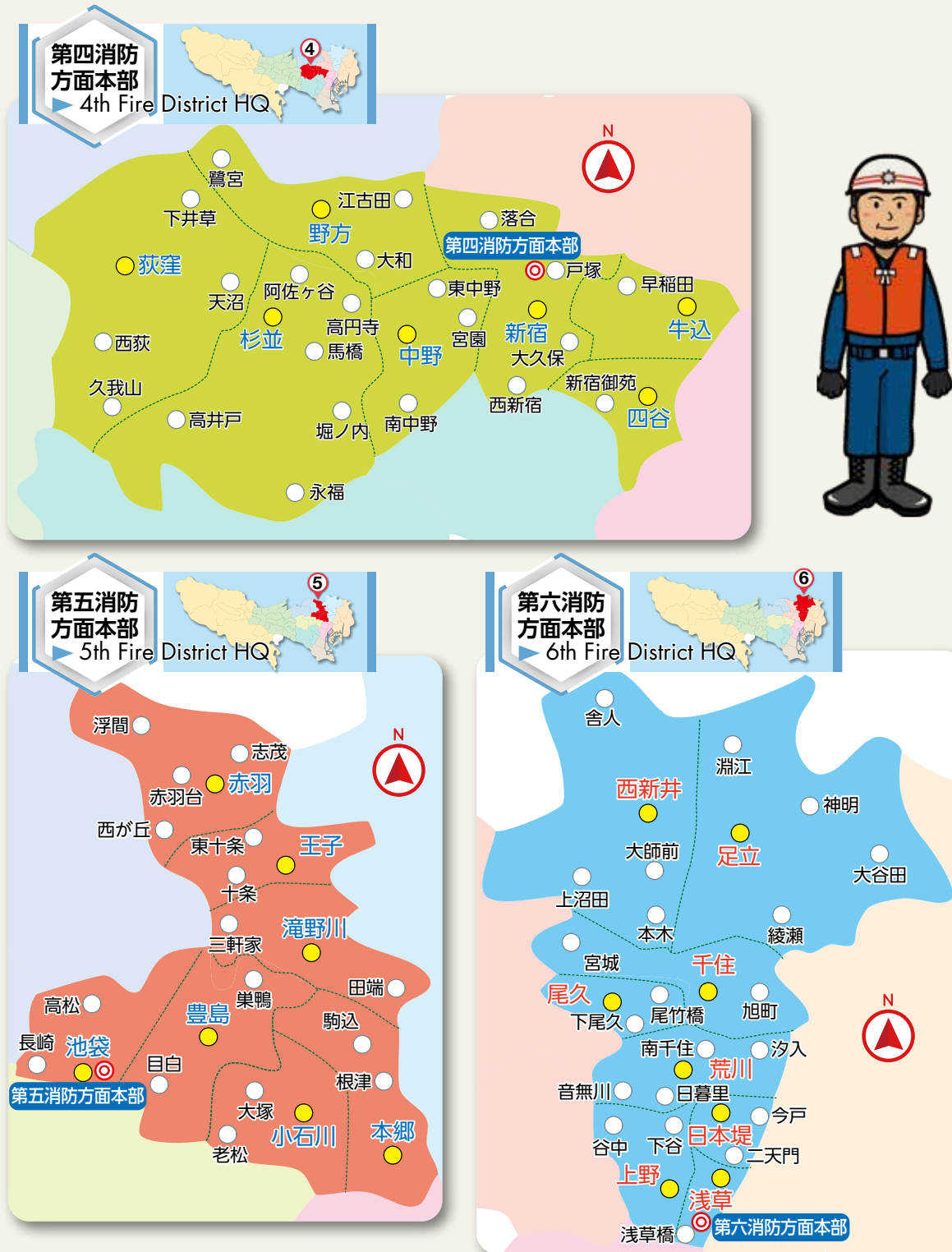


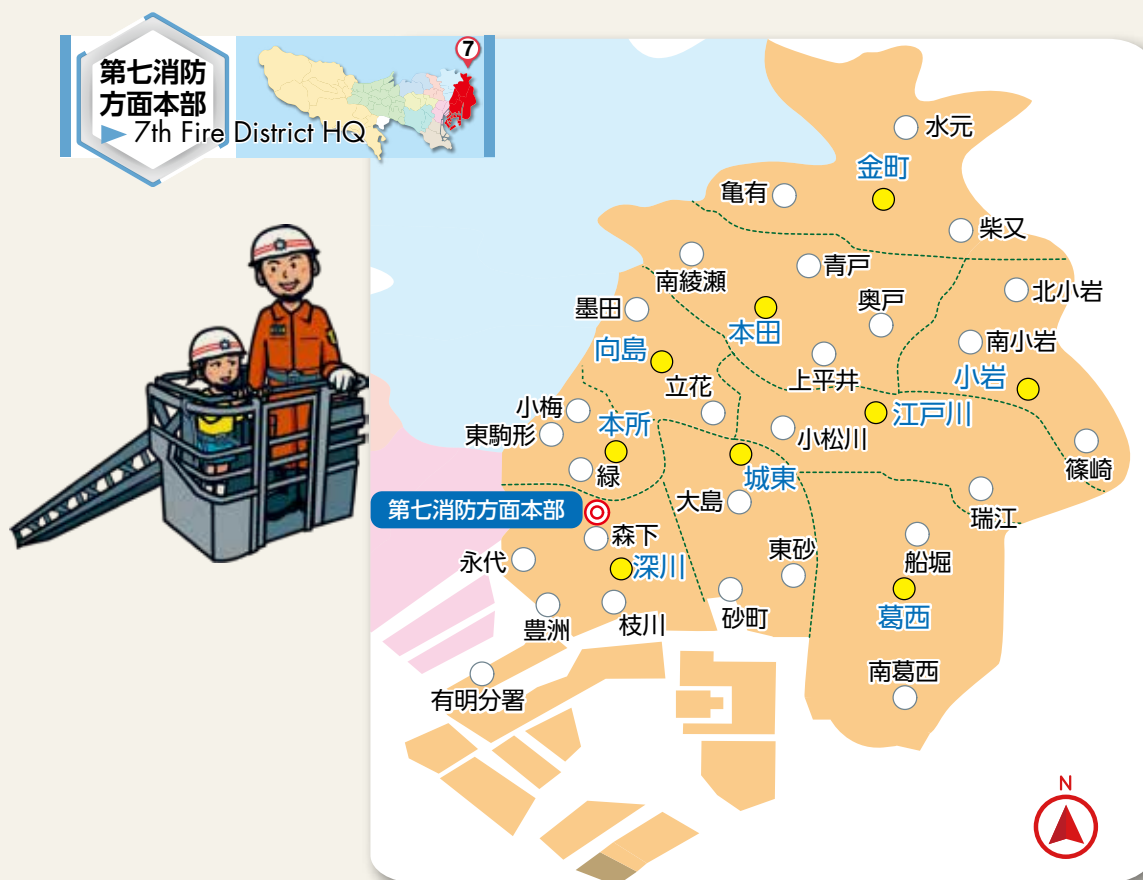


(令和4年4月1日現在)

(令和4年4月1日現在)







(4) 東京消防庁管轄区域(方面別)



(5) 消防車両等の配置状況

(令和4年4月1日現在)

トピックス 28 ページ

東京消防庁においては、ポンプ車、化学車、はしご車など、2,009 台の消防車両等（他機関が所有する車両等は含まない）を有しています。各方面別の主な消防車両等の配置状況は次のとおりです。

■ 東京消防庁管内

ポンプ車	489台
はしご車	86台
化学車	48台
消防艇	9艇
救急車	271台
デイトタイム救急車	4台
救助車	29台
救助車(震災対策用)	4台
救助車(航空機積載用)	2台
水難救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	18台
救出救助車	6台
先行車	3台
消防活動二輪車	20台
ヘリコプター	7機
救助用重機	8台
道路啓開用重機	6台

■ 第八方面 消防署(15)

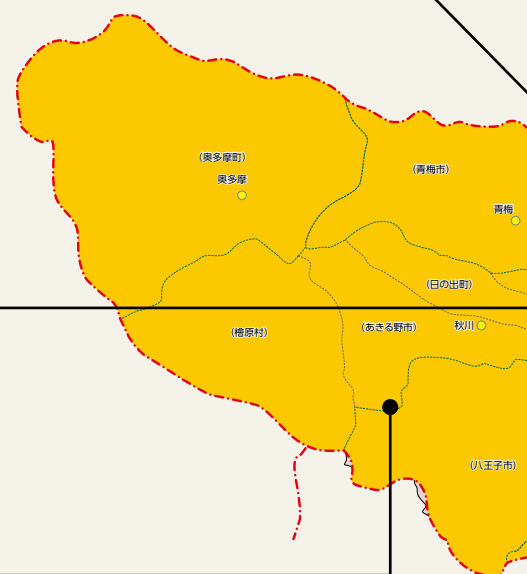
ポンプ車	83台
はしご車	15台
化学車	5台
救急車	47台
救助車	3台
水難救助車	1台
特殊災害対策車	2台

消防救助機動部隊

化学車	1台
救助車	1台
救助車(震災対策用)	1台
救助車(航空機積載用)	2台
特殊災害対策車	1台
救助用重機	2台
道路啓開用重機	2台

■ 即応対処部隊

救助車	1台
救出救助車	4台
先行車(小型電気自動車)	1台



■ 第九方面 消防署(8)

ポンプ車	48台
はしご車	8台
化学車	6台
救急車	33台
救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	1台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車(震災対策用)	1台
特殊災害対策車	3台
救助用重機	2台

■ 第四方面 消防署(7)

ポンプ車	51台
はしご車	8台
化学車	2台
救急車	27台
救助車	2台

■ 第三方面 消防署(5)

ポンプ車	42台
はしご車	5台
化学車	1台
救急車	25台
救助車	2台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車	1台
特殊災害対策車	3台
救出救助車	1台

■ 航空消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
救助車……………1台
ヘリコプター……………(注)

(注) 当庁が所有するヘリコプター7機を災害に応じて機動的に運用しています。

■ 救急機動部隊

救急車……………4台
※時間帯により救急需要が高まる地域へ待機場所を変更し、機動的に運用しています。

■ 第十方面
消防署(5)

ポンプ車……………32台
はしご車……………5台
化学車……………4台
救急車……………19台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………3台
特殊災害対策車……………1台

■ 第五方面
消防署(7)

ポンプ車……………40台
はしご車……………7台
化学車……………2台
救急車……………18台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

■ 第六方面
消防署(8)

ポンプ車……………48台
はしご車……………8台
化学車……………4台
救急車……………24台
救助車……………2台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
先行車(電動バイク)……………2台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
特殊災害対策車……………1台
救出救助車……………1台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第七方面
消防署(9)

ポンプ車……………57台
はしご車……………10台
化学車……………11台
救急車……………37台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………3台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………4台

■ 第二方面
消防署(7)

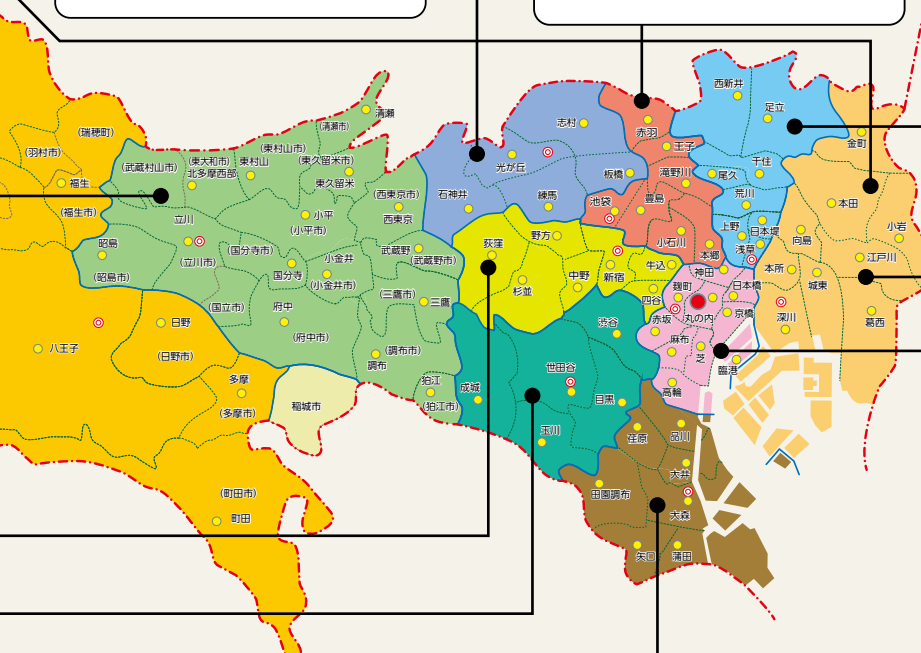
ポンプ車……………45台
はしご車……………7台
化学車……………6台
救急車……………22台
デイトタイム救急車……………1台
救助車……………1台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
特殊災害対策車……………1台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第一方面
消防署(10)

ポンプ車……………38台
はしご車……………13台
化学車……………4台
消防艇……………9艇
救急車……………15台
救助車……………2台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台



第2節 新たな安全推進体制

トピックス

34 ページ



～安全文化の更なる醸成を目指して～

1 新設部創設の経緯

東京消防庁は、これまでも安全対策について、庁の重点施策として力を入れてきましたが、重大事故の発生を教訓に、庁全体の安全推進体制について再度検討を行いました。その結果、根本原因分析により組織的要因にまで踏み込んだ再発防止対策の樹立など各業務分野の垣根を越えて、全庁一丸となった安全対策を推進し、安全文化[※]の更なる醸成を目指すため全国初の専門部署「安全推進部」の設置に至りました。

※安全文化：安全を最優先とするという価値観等を組織の構成員が共有している状態、また、それを実現する組織のあり方をいいます。

安全文化に必要な4つの要素

▶柔軟な文化	マニュアルや基準を厳守しつつも、様々な現場に対応するため、意思決定を現場に任せ、臨機応変に対応できる文化
▶学習する文化	様々な事例や現場経験から教訓だけでなく、他の業界等で発生したことから学び取り、必要と思われる改革を実行できる文化
▶報告する文化	事故やヒヤリハットを包み隠さず報告し、その情報に基づいて事故の芽を事前に摘み取る努力ができる文化
▶公正な文化	一生懸命に取り組む中で発生してしまった事故を厳しく咎めない文化。しかし、言語道断な行為には厳しい制裁は必要

2 安全推進部コンセプト

3つの視点とそれを実現するための機能

- ① 全体
 - 統括推進機能 —
 - セクショナリズムに陥ることなく、庁全体を捉え、組織横断的に様々な視点から改善点を探り、組織一丸となって対策を推進していく。
 - また、有識者の助言も得ながら取組を継続することで、安全文化の醸成を促す。
- ② 本質
 - 分析・鑑定機能 —
 - 事故の原因や再発防止対策等について、直接的な部分だけでなく、ヒューマンファクターの視点など、科学的側面からその原因や対策の効果を分析・評価し、本質を見据えた改善や解決に繋げていく。
 - また、それらの科学的知見やノウハウを活かし、災害現場の活動支援や火災鑑定等を行う。
- ③ 未来
 - 技術・開発機能 —
 - 消防職務の安全を追究する全国唯一の専門組織として、既存技術だけでなく、必要な安全技術の実装等を促すことで、安全水準を着実に向上させていく。
 - また、「安全」を切口とした消防業務の更なる進化を促す。

3 安全対策に関する統括推進機能

(1) 統括推進機能

局長級である理事（安全統括担当）をトップとして創設された安全推進部は、安全文化を醸成するため、消防職務の安全対策を組織横断的に推進する役割を担っています。

事故が発生した場合、現場活動や現場管理などの直接要因や背後要因を各主管部が担当し、安全文化や管理体制などの組織的要因を含めた全体を安全推進部が担当します。

また、本庁各部等に兼務者を配置することで統括推進機能をより強力なものとしています。

(2) 安全統括会議

庁の安全対策について各部等との緊密な連携及び調整を図るために、理事（安全統括担当）を議長とする安全統括会議を設置しています。

安全統括会議は安全対策の方向性を決める重要な会議であり、参画する職員は、前例にとられない活発な議論を展開し、議題に対する可否を決定するだけでなく、安全を推進する政策に昇華することを目的としています。

本会議では、安全憲章の検討や、全庁的な安全を推進する体制及び各所属に対して安全文化の浸透度を図る安全評価の方針等の庁全体に係る安全対策について審議されています。

(3) 安全評価

安全に対する職員一人一人の意識や取組等について、インタビュー等を通じて実態把握を行います。庁の各種安全対策及び安全に関する組織体制の課題を抽出し、本庁内各部等が連携して解決策を講じることにより、組織横断的に安全推進体制の充実強化を図ることで、生命、身体、財産を守る消防の使命を達成し、都民の安全・安心を高めます。

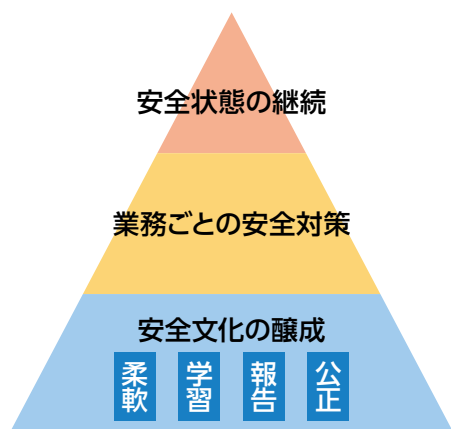
実際のインタビューは、安全推進部員のみではなく、本庁内各部の兼務職員のほか、外部有識者等にもお立ち会い頂き、専門性と客観性のバランスを確保して実施します。また、管理職を含む幅広い階級の職員に対してインタビューを実施することにより、階級間や世代間による意識等の差を浮き彫りにし、安全に関する課題をより明確に抽出して対策を講じます。



4 安全推進のための分析等

(1) 安全文化についての分析等

職員一人一人の安全意識向上による安全文化の醸成



安全文化の可視化

当庁が抱える安全文化に関する課題を明らかにするため、職員の安全に関する意識等を測定し、当庁の安全文化に係る特徴を可視化する。

ヒューマンエラー対策の検討

ヒューマンエラーが事故につながることを防ぐため、コミュニケーションやリーダーシップ等の人的な要素に着目して分析し、安全文化の醸成を目指した検討を行う。

(2) 事故原因についての分析

ヒューマンファクターの視点による事故の根本原因分析

ヒューマンファクターとは、組織等の事故原因の一つとして考えられる人間の限界や行動特性といった**人的要因**のことであり、この視点から根本原因分析及び再発防止を推進していく。

調査

三現主義に基づく調査

・「現場」で「現物」を見て「現実」を認識したうえでの適切な調査の実施



当事者及び関係者に対する適切な聞き取り調査

・個人への責任追及ではなく、真因追究を目的とした口述聴取の実施

分析



学術的に確立された手法による原因分析

・消防業務に係る事故分析に適した手法の確立
・関係各部等への原因分析に係る技術的支援



原因
究明

事故の原因究明と再発防止策の実施

・事故の根本原因を踏まえた効果的な再発防止策の実施

5 安全技術課の沿革・方針

(1) 沿革

昭和36年4月、高度成長に伴う特殊な火災等が頻発する状況に対処していくため、高度な消防の科学化を目的とし、わが国で初めての自治体消防の研究機関として消防科学研究所が創設されました。

その後、平成18年4月、科学技術面から災害現場における活動を支援する機能を高めるため、消防技術安全所に組織変更しました。

令和4年4月、前身の組織体制で蓄積された知見を引き継ぎ、消防業務の安全を追求する研究部署として安全推進部安全技術課が発足しました。



▲ 創立時の様子

昭和36年



▲ 組織変更

平成18年



▲ 組織変更 (安全推進部創設時の様子)

令和4年

(2) 安全技術課の方針

- 1 消防業務の安全を追求する唯一の消防本部の研究部署として科学技術と現場をつなぎ、現在そして将来にわたり安全・安心な街「セーフシティ」の実現を目指す。
- 2 高度な専門知識を有する職員を育成するとともに、技術的専門家として消防行政の視点も踏まえ東京消防庁の施策展開に貢献する。
- 3 東京都・社会の将来像の洞察と最先端の技術の促進により、消防行政の新たな施策の創出につなげる。

6 技術改良検証

消防活動での安全対策について火災性状、フィジカル、ハードの面からサポートするため、燃焼実験棟を活用した火災及び消火に係る研究、消防装備品等に係る研究や救急関係業務の研究をしています。また、恒温恒湿室（温度・湿度を変化させ、夏や冬の環境を再現できる）を活用した消防科学に係る生理学的研究なども行っています。

振動発生装置などを用いた防火防災に係る研究や火災予防に係る研究を行っています。



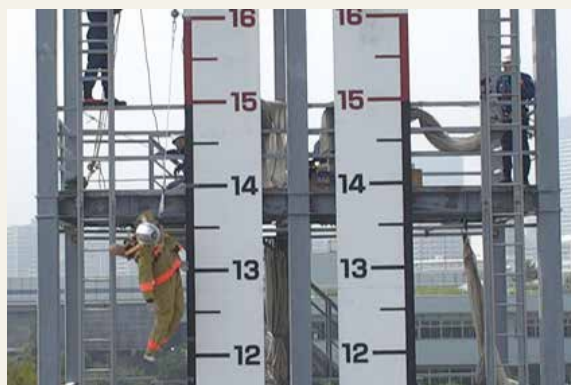
▲ 長周期地震動等に伴う室内安全に関する検証



▲ 発泡器具の発泡性能、消火性能等の検証



▲ 電子レンジで食品を長時間加熱することにより発生する急速な燃焼に関する検証



▲ 墜落制止用器具に関する検証



▲ 消火器を用いた初期消火の燃焼環境の変化に関する検証



▲ 効果的な身体冷却に関する検証

7 火災鑑定等

(1) 火災鑑定

火災鑑定は、火災による焼損物件等の形状、構造、材質、成分、性質及びこれに関する現象を、各種分析装置で必要な試験、実験及び分析を行う業務です。その結果は、火災原因判定のための資料として活用しています。



▲ 火災鑑定の状況

(2) 危険物判定試験

危険物判定試験は、立入検査等で危険物と疑わしい物品を発見し、類別、品名に疑義が生じた際、判定に必要な資料を得るために成分・性状を分析する業務です。その結果は、消防法令違反の特定等に活用しています。

(3) 危険物確認試験

危険物確認試験は、火災予防条例に基づき、危険物又は危険物であることの疑いがある物品を貯蔵し、又は取り扱う方の申し出により、危険物に該当するか否か等を確認するための業務です。その結果は、危険性の勘案や消防法令規制等に役立てられています。

(4) 分析測定

分析測定は、製造所等の危険物施設において発生した危険物の流出事故等にかかわる物件の形状、構造、材質、成分、性質及びこれに関連する現象について、各種分析装置を活用して測定及び分析するもので、その結果は、流出事故等の原因判定のための資料として活用しています。



▲ 分析測定の状況

第3節 消防活動体制

トピックス



8 ページ

～あらゆる災害に的確に対応～

消火活動、救急活動などの活動だけではなく、航空消防や港湾消防など特殊な消防活動についても説明しています。

1 出場体制

東京消防庁における出場体制は、火災、救急、救助及び危険排除等の災害区分に応じて、出場計画に基づく出場及び特命出場により対応しています。

出場計画は、消防部隊等の効率的な運用を図るため、各災害の要素から必要な消防力を予測して、出場部隊の種別及び隊数等をあらかじめ指定しておくものです。

特命出場は、出場計画にかかわらず、災害対応に必要な消防部隊を指定して運用するものです。

(1) 火災

火災時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 計画出場

消防部隊等の効率的な運用を図るため、様々な要素により必要消防力を予測し、出場計画を樹立しています。市街地等の一般火災には、普通火災出場計画を適用します。普通火災出場計画では対応が難しい場合は、それぞれの特性に応じた各種出場計画を適用しています。(図表2-3-1)

■ 図表2-3-1 火災の出場計画

出場計画	内 容	出場区分
普通火災出場計画	市街地等の一般火災	第1出場から第4出場
高速道路火災出場計画	高速道路上における車両等の火災	第1出場から第3出場
危険物火災出場計画	危険物の火災で化学消防力を特に必要とする火災	第1出場から第3出場
大規模火災出場計画	大型航空機の墜落等で普通出場では対応し難い火災	第1出場から第4出場
船舶火災出場計画	京浜港東京区第1区から第4区内で発生した船舶の火災	第1出場
航空機火災出場計画	東京国際空港で発生した航空機の火災	第1出場から第4出場

イ 特命出場

火災の規模に応じて消防部隊の増強を必要とする場合または小規模の火災等、出場計画が適用されない火災事象に対応する場合に、消防小隊を指定して運用しています。

(2) 救急

救急時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 救急普通出場計画

常時の救急事象に適用しています。救急車の位置情報（GPS）を活用して要請場所の直近の救急小隊を運用しています。

イ 救急特別出場計画

多数の傷病者が発生し、または発生するおそれのある事態が生じ、救急普通出場では対応し難い場合に、傷病者の人数に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。

ウ 特命出場

救急小隊の増強を必要とする場合または災害現場において複数の傷病者が発生した場合に、必要な救急小隊を指定して運用しています。

(3) 救助

救助時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 救助特別出場計画

大規模な救助事象が発生し、または発生するおそれのある事態が生じ、複数の救助部隊を一度に投入して救助活動を実施する必要がある場合に、災害の規模に応じて第1出場及び第2出場に区分して運用しています。

イ 支援特別出場計画

多数の傷病者が発生し、救出、救護、誘導等に支援が必要な場合に、災害の規模に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。

ウ 特命出場

救助事象に応じて必要な消防小隊を指定して運用しています。



(4) 大規模災害

大規模災害時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

統合機動部隊出場計画

大規模な火災、テロ、事故、自然災害において、多数の要救助者や傷者が発生している場合に、他の各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障が発生し、かつ、迅速な

救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに適用し、傷者の人数に応じて第1段階及び第2段階に区分して運用しています。

(5) 危険排除

危険物の流出、ガスの漏えい等により火災または公共危険の発生並びに人命危険または財産を損なう危険が予測される場合、その危険要因を排除するため、災害事象に応じて必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

(6) 緊急確認

火災と紛らわしい火煙等または自動火災報知設備等が作動した旨の通報があった場合、緊急に現場を確認するため、必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

(7) PA 連携

救急現場において、ポンプ隊等と救急隊が救出・救護活動を連携して行うため、必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

2 消火活動

(1) ポンプ隊

東京消防庁の災害対応における主力部隊です。いち早く現場に駆けつけ、各隊と連携して消火・救助・危険排除等の活動にあたります。救急の現場では救急隊と連携した活動（PA 連携）も行います。



(2) 特別消火中隊



複雑多様化する災害に対応するため、消火活動や安全管理に関する専門的知識や技術を有する隊員で編成されており、火災現場において消火のスペシャリストとして迅速かつ効果的な消火活動を行う部隊です。

(3) はしご隊

火災や救助活動において、高層ビルなどの高所に取り残された人の救出や、高所からの放水活動などを行います。はしごは下方向にも伸びるため、海などへ転落した人の救出も行います。

先端屈折式や、5名搭乗が可能で車いすに人が乗ったまま救出することができるバスケットを備えた特殊なはしご車も導入しています。



(4) 指揮隊



災害の実態や被害状況を現場で把握し、出場部隊全体を指揮します。

指揮隊には、現場の責任者である大隊長、各隊の行動を指揮する指揮担当等が乗車し、あらゆる情報から活動方針を決定し、消防部隊を効果的に指揮し、被害を最小限にします。

3 救助活動

トピックス  36~39ページ

東京消防庁では、高度経済成長を機に、都市構造の高層化や地下建物、危険物施設の増加等、災害危険の潜在要因が急増し、人命を損なう事故が続発するようになったことから、昭和 46 年に特別救助隊の正規運用を開始し、現在は 23 消防署に配置しています。

河川や港湾における救助体制を強化するため、昭和 49 年から水難救助隊を発足し、現在は日本橋（浜町出張所）、臨港、大森、足立（綾瀬出張所）、小岩及び調布の 6 消防署に水難救助隊を配置しています。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ

て、平成 8 年に震災時や大規模な特異災害に対応する消防救助機動部隊（通称：ハイパーレスキュー）を、平成 28 年には航空消防専門部隊として航空消防救助機動部隊（通称：エアハイパーレスキュー）を発足し、陸・海・空を一体化した救助体制を整備しました。

また、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震における土砂災害等、近年頻発する水災害を契機に、警防本部直轄の部隊として即応対処部隊を令和 2 年に発足しました。

（1）特別救助隊

救助に関する高度な知識と専門技術、または特殊な装備を駆使し、火災や交通事故、自然災害などあらゆる災害で救助を待つ人を迅速に助けます。



◀ 特別救助隊腕章

特別救助隊活動状況 ▶



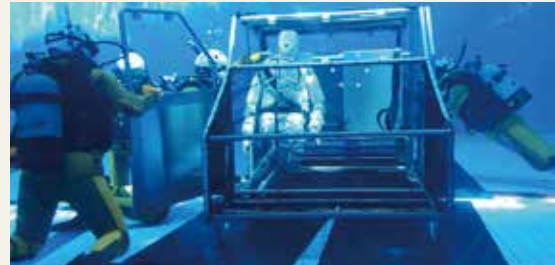
（2）水難救助隊

海や河川等で人が溺れている、岸から車が転落したなどの水難事故に対応します。消防艇や水上スクーター、潜水用資器材などの特殊な装備を用いて、水面や水中での救助活動を行います。



▲ 水難救助隊活動状況

水難救助隊腕章 ▶



水難救助隊訓練状況 ▶

(3) 山岳救助隊

登山道からの滑落等の山岳事故に対応します。車両が進入できない危険な場所での活動もあり、消防ヘリコプター等と連携して活動を行います。現在は八王子、青梅、秋川、奥多摩の4消防署に配置しています。



◀ 山岳救助隊腕章



▲ 山岳救助隊活動状況



(4) 消防救助機動部隊 (通称：ハイパーレスキュー)

震災等による建物の倒壊や土砂崩れなどの大規模災害に対応し、消火・救助・救急活動が同時に行える部隊です。卓越した技能・能力を持つ隊員や大型重機などの特殊車両、放射性物質、生物剤、毒劇物など

の特殊災害にも対応できる装備を有し、通常の消防部隊では対応が困難な災害現場で人命救助活動を行います。第2、第3、第6、第8及び第9方面に配置しています。



◀ 消防救助機動部隊活動状況



◀ 消防救助機動部隊腕章

（５）航空消防救助機動部隊（通称：エアハイパーレスキュー）

消防ヘリコプターの機動力を活かし、空から多種多様な災害に対応する専門部隊です。

陸上から対応困難な高層ビル、山岳等の孤立地域での災害時に迅速な消防活動を展開します。



◀ 航空消防救助機動部隊
腕章

消防艇との連携活動状況 ▶



（６）即応対処部隊

浸水地で活動を行うエアポートや不整地で活動可能な全地形活動車などの新たな装備により、通常の消防部隊では進入困難な地域に先遣隊としていち早く進出する専

門部隊です。ドローン等を活用した災害実態の確認や消防救助機動部隊等と連携した救助活動を展開し、第七方面訓練場（葛飾区高砂）に配置しています。



▲ 即応対処部隊腕章



◀ エアポートの訓練状況

ドローン



▶ ドローンを活用した
情報収集状況



4 安全管理体制

都民の生命を守るためには、消防隊は常に安全かつ効率的に消防活動を行わなければなりません。災害現場における消防活動は、災害の複雑多様化、都市型災害の増加により危険性や困難性を増し、消防活動部隊の安全確保の徹底がますます重要になっています。

このことから、職員一人一人に段階的な安全教育を実施しているほか、災害現場において緊急時に警報を発信する警報器等、安全器具の整備を行っています。

さらに、火災現場等においては安全管理を専門とする部隊^{※1}及び前進機動指揮隊^{※2}が出場し、消防隊員の安全管理体制

を確保しています。

災害現場における安全管理体制の見直し、先端技術を活用した器具の改良、より実戦的な訓練施設の導入及び過去の事故事例を教訓とした安全教育教材の整備といった安全対策により、安全管理体制の充実強化を積極的に推進しています。

※1 「安全管理を専門とする部隊」：災害現場において火災性状の変化や危険箇所を把握するとともに、活動中の各隊に周知し、緊急時の措置に対応する安全管理を任務とする部隊をいいます。消防活動及び安全管理能力に長けた特別消防中隊が担っています。

※2 「前進機動指揮隊」：安全管理隊を指揮して現場活動全体の安全管理を専任する部隊で、23区と多摩地区の火災件数の多い地域において、令和2年10月19日から運用を開始しました。



▲ 安全管理隊活動状況



▲ 前進機動指揮隊活動状況



特別救助隊員 ～どんな状況であっても助ける～

特別救助隊は、火災現場や「特に困難性が高い」と判断される災害現場に出場し、人命救助などを行う部隊です。人命救助のプロフェッショナルとして、より高度な技術と知識を持つ特別な存在でなければならないという自覚と責任を感じながら、災害現場や訓練に取り組んでいます。また、どんなに厳しい災害現場においても一番苦しいのは助けを待つ人であることを肝に銘じ、思いやりの心を忘れることなく活動することを心がけています。(2015年入庁)



5 特殊災害対策

(1) 地域特性 ～東京消防庁管内の地理及び河川～

東京消防庁の管内には一級河川と呼ばれる荒川や多摩川などのほか、中小河川を含めて全部で127の河川があります。地域特性として、東部地域や東京湾沿岸は海拔ゼロメートル地帯と呼ばれており、満潮時の海面よりも地面が低い地帯となっています。

(2) 水害が起こる危険性 ～近年増加している都市型水害～

東京都心では、近年、ヒートアイランド現象の影響とも考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生しています。いわゆる都市型水害と呼ばれるもので、非常に深刻になっているといわれています。都市型水害の危険性としては、局地的、短時間で大雨が降ったときに河川水位が急激に上昇し越水する危険や埋設の下水道などの排水処理能力が降雨量に追い付かず家屋等が浸水してしまう危険があります。



(3) 東京消防庁の活動体制 ～台風上陸など非常時の対応～

水災が発生した場合、東京消防庁は、区市町村の水防管理者等と連携して水防活動にあたります。

東京消防庁では、台風の進路及び降雨量などの気象状況の変化に注目し、都内で水災の発生が予想される場合には、職員を参集させるなど万全の対応をしています。近年では、平成29年10月台風第21号、令和元年9月台風第15号及び令和元年東日本台風で、職員の約半数が参集し、災害対応にあたりました。

また、都外で発生した甚大な風水害等に対しては、国からの指示により緊急消防援助隊を派遣しており、令和3年7月には静岡県熱海市で発生した土砂災害において、即応対処部隊等が活動しました。

（４）水防活動 ～水防部隊による警戒と水防工法～

水防態勢の強化に伴い通常の消防隊のほかに水防部隊等を編成し、氾濫のおそれがある河川や過去に越水した箇所等を重点的に監視、警戒しています。また、河川における越水危険がある等の通報を受けた場合には、水防部隊を出場させ、当庁が保有する水防資器材等を活用し、水防工法を実施しています。近年は、都市型水害が発生していることから、水災発生時には、土のうを積み上げ、地下等に水が流入しないよ

うに対策をとるほか、これまで人海戦術で行われていた水防工法等に加え、効率的に設定できる連結式水のう（チューブ式）等の整備を進めています。



（５）関係機関との連携 ～合同訓練の開催～

東京消防庁は、水防管理団体等の関係機関と合同で、毎年５月から６月に総合水防訓練を実施しています。ハイパーレスキュー隊に配置の大型重機や消防ヘリ、即応対処部隊が保有する全地形活動車やドローンなどの最新車両及び資器材を活用

し、訓練を実施しています。この訓練は、本格的な出水期を迎える前に、区市町村等の関係機関との連携強化を図り、都民に対して水害に対する注意喚起を促すとともに、訓練を通じて地域防災力の向上を目的に実施しています。



(6) NBC 災害※への対応

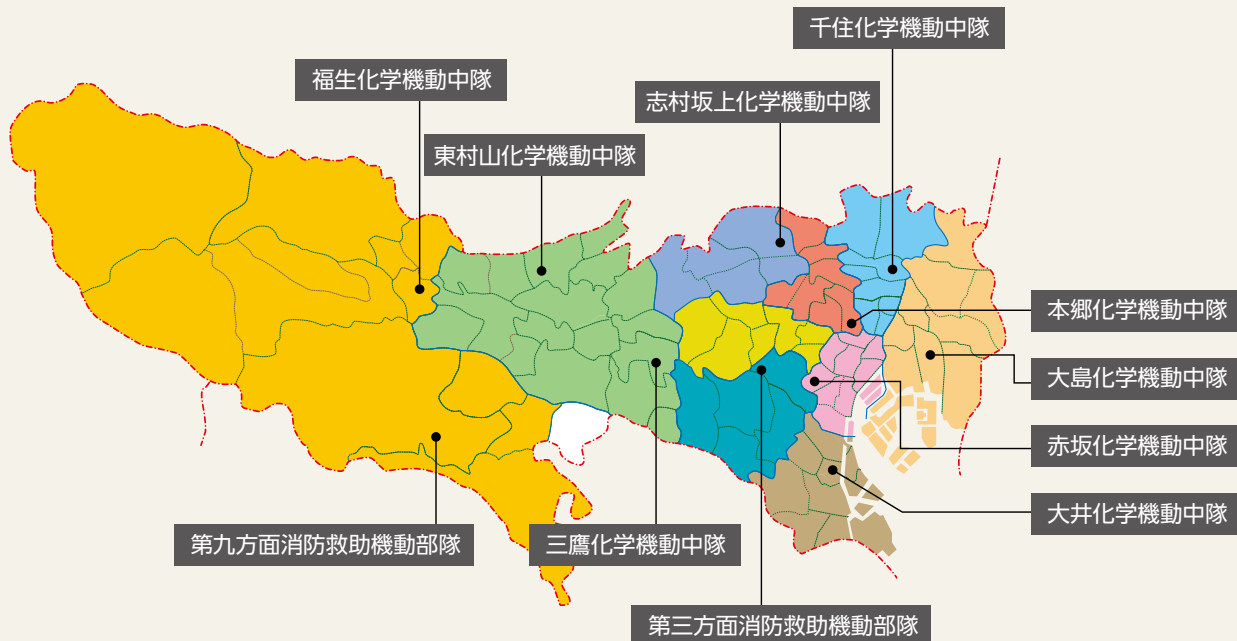
都内には、放射性物質、生物剤（病原体）、化学物質及び危険物などを貯蔵し取り扱っている施設が数多くあり、さらにこれらの物質が車両等により日常的に運搬されています。

東京消防庁では、NBC 災害に対応する専門部隊として、高度な分析装置等を備え、専門教育を受けた隊員で構成された「化学

機動中隊」を平成 2 年から整備しています。平成 14 年及び平成 25 年には、大規模な NBC 災害に対処できる「消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）」を整備し、これらの部隊を中心に都内の NBC 災害に対応しています。（図表 2-3-2）

※放射性物質 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学物質 (Chemical) に起因する災害の総称です。

■ 図表 2-3-2 化学機動中隊・消防救助機動部隊 (NBC 対応) の配備状況



▲ 消防救助機動部隊の活動



▲ 特殊災害対策車

6 航空消防

トピックス

14 ページ



東京消防庁 航空消防救助機動部隊 活動紹介

(1) 航空隊の概要

東京消防庁航空隊は、昭和41年11月、わが国で初めての「消防航空隊」として発足以来、組織及び装備を充実強化させながら、火災、救急、救助等の災害から55年にわたり都民の安全を空から守っています。

年々増大する行政需要に対応するため、江東区と立川市の2か所に基地を構え、平成12年度から24時間運航を開始し、都内全域への迅速出場体制を確保するとともに、平成19年度より救急専門医を搭乗させた「東京型ドクターヘリ」の運航を開始、主に山間部及び離島地域で発生した傷病者に対し、患者搬送中に救命処置を施し、救命率向上を図っています。

また、他道府県で発生した大規模災害に対し、広域応援や緊急消防援助隊として救助、救急、消火活動、緊急物資輸送、情報収集等を行っています。海外の大規模災害事象には国際消防救助隊として、バングラデシュサイクロン災害、インドネシア森林

火災、スマトラ沖大地震・インド洋津波災害に派遣されています。

さらに、ヘリコプターの機動性を最大限に活かして、空から迅速かつ効果的な救助・救急活動を展開する航空消防専門部隊として、平成28年1月に「航空消防救助機動部隊（通称：エアハイパーレスキュー）」が発隊しました。

また、令和2年3月には、消防ヘリコプター「ひばり」の更新に伴い、新たな機種へのヘリコプターを導入し、空からの救助・救急活動体制を強化しています。



▲ 航空消防救助機動部隊
(通称：エアハイパーレスキュー)



◀ ひばり (AW189 型)

(2) 航空隊の現況

江東航空センター及び多摩航空センターの2か所を拠点に消防ヘリコプター8機を配備し、各種消防業務を行っています。



▲ 機名 / かもめ
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / つばめ
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / ひばり
型式 / AW189 型



▲ 機名 / ゆりかもめ
型式 / EC225LP 型



▲ 機名 / おおたか
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / ちどり
型式 / AW139 型



▲ 機名 / はくちょう
型式 / EC225LP 型



▲ 機名 / こうのとり
型式 / EC225LP 型

(3) 航空隊の活動

ア 消火活動

林野火災や高層建物火災に対して、各種消火装置（ファイヤーアタッカー、放水ブーム式消火装置等）を活用し、消火活動を行っています。



▲ 林野火災におけるファイヤーアタッカーからの放水



▲ 高層ビル火災を想定した、放水ブーム式消火装置での消火活動訓練

イ 救助活動

山岳地域や氾濫した河川等、活動困難な場所からホイスト装置※を活用し救助活動を行っています。



▲ 山岳地域における救助活動



▲ 洪水により孤立した家屋からの救助活動

※電気モーターまたは油圧で作動するウインチの一種で、先端にフックのついたケーブルを伸長し、救助隊員、救助用担架などの降下または引き揚げに使用します。ホイストを活用することにより、様々な場所からの活動が可能となります。

ウ 救急活動

消防ヘリコプター機内において、高度な救急処置を継続しながら、病院屋上ヘリポート等へ迅速に搬送し救命効果の向上を図っています。

また、伊豆諸島からの救急搬送を24時間体制で実施しています。

病院屋上ヘリポートでの
傷病者引き継ぎ ▶



▲ 伊豆諸島までの平均飛行時間

コラム

ヘリポート記号(H)と(R)の違い

ビル等の屋上にあるヘリポートには(H)と(R)の記号があります。
その違いは一体ナニ??



(H)：ヘリポート (Heliport) の頭文字
緊急用ヘリコプターが離発着する場所
→**着陸する**

(R)：レスキュー (Rescue) の頭文字
緊急用ヘリコプターがホバリングで救助
する場所→**着陸しない**

エ 情報収集

大規模な火災や救助活動が発生した時は、ヘリコプターテレビ電送装置で上空から災害の映像を撮影し、指令室や地上部隊等へ送信することで消防活動の支援を行います。



▲ 阪神・淡路大震災において被害状況の情報収集を行う消防ヘリコプター



▲ 消防ヘリコプターに装備されたヘリコプターテレビ電送装置（カメラ）

オ 広域応援

全国各地で発生した災害、警戒に対し、応援活動を行っています。

■ 派遣実績抜粋



7 港湾消防

(1) 東京港について

東京湾には大型の船舶が入港する大きい港として、東京港、横浜港、千葉港等6港があります。東京の海の玄関である東京港は、首都圏約4,000万人の生活と産業を支える物流拠点として、その重要性はますます高まっており、港湾施設の拡充が進められるとともに、臨海副都心の整備など大規模な開発が行われています。

この地域は、海上輸送の総合的な物流拠点であるほか、増大するクルーズ人口に対応した新客船ふ頭が整備されるなど、大きく変貌しています。

また、観光や水辺のレクリエーションを通じたにぎわいの創出により、魅力ある水際の都市空間としても変化しています。

(2) 港湾における関係機関との連携体制

海上における消防体制については、東京海上保安部と東京消防庁が業務協定を結び、お互いの役割分担を明確にして相互に協力しています。

また、東京湾に面し、消防艇等を有する

東京消防庁、川崎市消防局、千葉市消防局、横浜市消防局、市川市消防局と消防相互応援協定を結び、港内及びこれに関連する沿岸施設等到大規模な災害や火災等が発生した場合の協力体制を整えています。

(3) 東京港の消防体制

東京消防庁では、大型消防艇を含む9艇の消防艇を臨港消防署、高輪消防署及び日本橋消防署に配置し、臨港消防署と日本橋消防署には水難救助隊も併せて配置しています。

消防艇は、「みやこどり」に代表される

190トンを超える大型消防艇が2艇、運河、河川にも対応可能な40トンの消防艇が2艇、高速度を活かし水難救助活動でも活躍する約10トンの消防艇が5艇それぞれ配備されており、これらの部隊により、東京港の安全を守っています。



▲ 大型化学消防艇「みやこどり」



▲ 大型消防救助艇「おおえど」



▲ 化学消防艇「ありあけ」



▲ 化学消防艇「かちどき」



▲ 指揮艇「はやて」



▲ 水難救助艇「はるみ」



▲ 水難救助艇「しぶき」



▲ 水難消防艇「はまかぜ」



▲ 水難消防艇「きやす」

(4) 船舶災害の事例紹介

ア 船舶火災

平成 31 年に都内の河川において、屋形船が燃えた火災がありました。東京消防庁からは消防艇を含む消防隊が 25 隊出場し、水面上で炎上する船舶に対して消防艇の船上から放水するなど、陸上隊とも連携を図りながら消火にあたりました。



イ 東京港内での油流出

平成 30 年に、墨田川築地大橋から朝潮運河にかけて油が流出した事故がありました。東京消防庁からは消防艇を含む消防隊が 12 隊出場したほか、海上保安庁及び港湾局からも 4 艇が出場しました。吸着マットによる油の回収に加え、消防艇による拡散注水及び攪拌航行を実施し、各機関が協力し危険を排除しました。



8 指令管制

(1) 災害救急情報センター

災害救急情報センターでは、都民からの「SOS」ともいえる119番通報を受信し、消防部隊への出場指令を行っています。23区からの通報を千代田区大手町にある災害救急情報センターが、多摩地区からの通報を立川市にある多摩災害

救急情報センターが、それぞれ管轄しています（稲城市を除く）。様々な災害対応の最初の窓口として、都民と消防をつなぐ重要な役割を担っています。

（図表2-3-3）

■ 図表2-3-3 災害救急情報センター概要



ア 業務内容について

119 番通報を受信し、消防部隊等を出場させることが主な役割ですが、業務は多岐にわたり、出場隊との無線交信による災害現場、救急活動現場への活動支援、さらには関係機関との連絡調整などを行っています。

受付指令業務

- 119 番通報の受信
- 災害に応じた消防隊・救急隊の選定、出場指令
- 警察・電力会社・ガス会社など関係機関との連携

災害管制業務

- 活動中の消防隊への活動支援及び情報提供
- 消防ヘリコプター・高所カメラなどからの情報収集

救急管制業務

- 病人、けが人に適した搬送病院の選定
- 救急隊の活動支援
- 救急隊指導医による救急隊への指示、助言

案内業務（消防テレホンサービス）

- 災害に関する各種問合せへの対応

イ 指令管制システムについて

119 番通報を受信し消防部隊へ出場指令を伝達する機器は、「指令管制システム」と呼ばれ、現在使用しているものは平成 27 年 2 月から運用しています。

主な特徴としては、消防部隊の自動選定機能や無線通信機能などを備えています。（図表 2-3-4）

■ 図表 2-3-4 指令管制システム



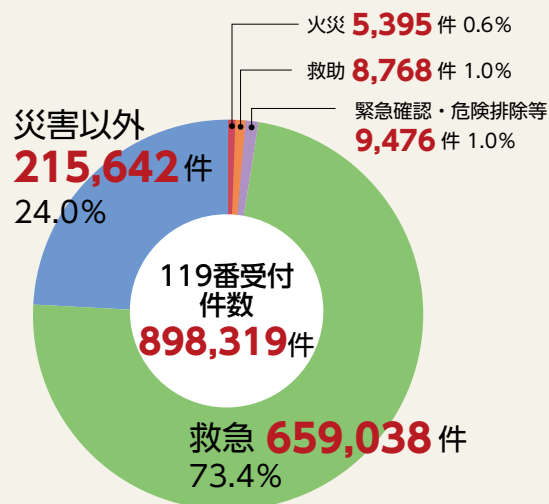
(2) 119 番通報の仕組み

東京都内*で 119 番をかけると、23 区内は災害救急情報センター（千代田区大手町）に、多摩地区は多摩災害救急情報センター（立川市）につながります。

令和 3 年中の 119 番受付件数は 898,319 件で、1 日に平均すると約 2,460 件。およそ 35 秒に 1 件の割合で対応していたことになります。その他にも警察や、各事業者からの通報にも対応しています。（図表 2-3-5）

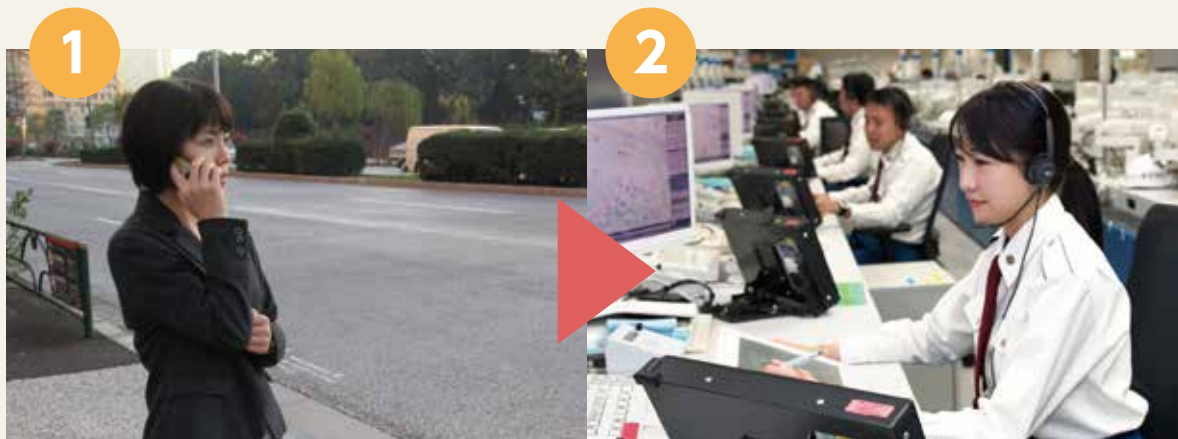
※ 稲城市と島しょ地区は除く

■ 図表 2-3-5 令和 3 年中の災害種別ごとの 119 番入電状況



ア 119 番通報の流れ

119 番通報の流れ



1
落ち着いて電話機から
1・1・9 をダイヤルします。

※ 一部の公衆電話やビジネスホンなどはスイッチ切換えや外線切換え操作が必要です。

2
災害救急情報センターに電話がつながります。
受付指令員が必要な情報を問いかけますので、落ち着いて答えてください。

イ 携帯電話などからの通報について

携帯電話やスマートフォンからの通報は、東京消防庁の119番通報の約6割を占めています。

携帯電話などは通報するのに便利な反面、通報者が今いる場所を特定しづらいた

め、災害発生場所を聴取するのに時間が掛かる場合もあります。

また、東京都内でも都境等で119番をかけると隣接する他の消防本部に電話がつながることがあります。

ウ 映像通報を活用した口頭指導システム (Live119)

会話による応急手当のアドバイス(口頭指導)だけでは、急病人やけが人の正確な容態を把握することや有効な応急手当の実施状況の確認が困難なケースがあります。

このことから、通報者との119番通報を継続しながら、映像による通信ができる

Live119を導入しています。

応急手当の実施を促進し、救命効果の向上を図るため、119番通報の受付対応と並行し、通報者に対して応急手当のアドバイス(口頭指導)の強化に取り組んでいます。



活用事例の紹介

1才の女児が、
入浴中に溺れ、
意識を失った事例

指令室員が家族のスマートフォン番号を聴取し、**Live119**へ接続、映像により普段通りの呼吸をしていないことを確認したため、心肺蘇生法の動画を送信、家族が映像に従って応急手当を実施

▶救急隊が到着する頃には、自発的に呼吸ができる状態まで回復

40代の男性が、
ホームセンターで倒れ、
意識を失った事例

通報時に胸骨圧迫処置を実施しているとの情報により、**Live119**へ接続、映像により確実な処置の実施とAEDも装着されていることを確認。胸骨圧迫処置の継続を説明し、心肺蘇生法の動画を送信

▶救急隊が到着する頃には、容態が改善

エ 外国語対応について

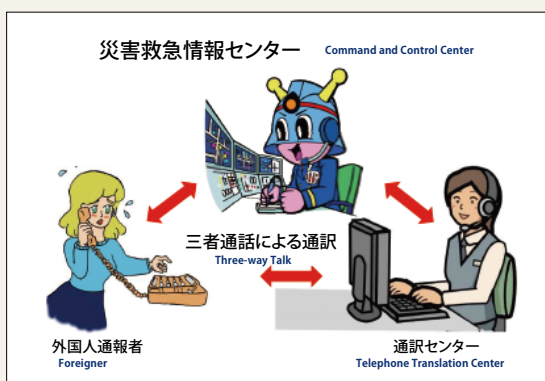
119番通報を受信する災害救急情報センター及び多摩災害救急情報センターでは、英語担当者を配置し、外国人からの通報に対応しています。

さらに英語以外の言語にも対応できるように平成29年7月から、電話通訳センターを介した同時通訳を導入し、日本語でコミュニケーションが取れない通報者からの受信体制を強化しています。

(図表2-3-6)

〔対応言語 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語〕

■ 図表2-3-6 多言語通報時の対応



キュータの

Q & A

Q 119番通報したとき、気をつけることは何？



A 119番通報は、落ち着いて、場所を正確に伝える事が一番大切だよ！通報すると次のことを聞かよ。

【火災の場合】

- ・消防庁、火事ですか？救急ですか？
- ・消防車が向かう住所を教えてください。
- ・何が燃えていますか？

【救急の場合】

- ・消防庁、火事ですか？救急ですか？
- ・救急車が向かう住所を教えてください。
- ・どうしましたか？
- ・あなたのお名前と電話番号を教えてください。

9 消防応援

(1) 応援協定

市町村は、消防組織法第6条により自ら消防の責任を果たさなければならないことになっていますが、境界周辺については消防組織法第39条に基づき、市町村相互間で災害の応援体制を確立しています。このため、東京消防庁では次の市町村等と消防相互応援協定を締結し、ポンプ車及び救急車はもとより、ヘリコプターによる

応援も実施しています。

また、東京港の海上災害に対応するため、海上保安庁東京海上保安部と業務協定を、川崎市、千葉市、横浜市及び市川市との間には、各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等における大規模災害に対応するため東京湾消防相互応援協定を結んでいます。(図表2-3-7)

■ 図表2-3-7 応援協定等一覧(令和4年4月1日現在)

消防相互応援協定名	締結年月日
東京消防庁 稲城市 消防相互応援協定	昭和45年5月18日
東京消防庁 川崎市 消防相互応援協定	昭和43年8月2日
東京消防庁 相模原市 消防相互応援協定	昭和39年12月22日
東京消防庁 横浜市 消防相互応援協定	昭和51年6月30日
東京消防庁 大和市 消防相互応援協定	昭和54年1月23日
東京消防庁 海老名市 消防相互応援協定	平成31年3月25日
東京消防庁 市川市 消防相互応援協定	昭和42年3月7日
東京消防庁 松戸市 消防相互応援協定	平成18年12月15日
東京消防庁 浦安市 消防相互応援協定	平成18年12月13日
東京消防庁 三郷市 消防相互応援協定	昭和40年1月23日
東京消防庁 川口市 消防相互応援協定	昭和42年11月21日
東京消防庁 戸田市 消防相互応援協定	平成18年12月15日
東京消防庁 草加八潮消防組合 消防相互応援協定	平成28年3月30日
東京消防庁 秩父広域市町村圏組合 消防相互応援協定	平成3年2月19日
東京消防庁 埼玉西部消防組合 消防相互応援協定	平成25年4月1日
東京消防庁 朝霞地区一部事務組合 消防相互応援協定	平成10年10月1日
東京消防庁 上野原市 消防相互応援協定	平成2年4月25日
東京消防庁 東山梨行政事務組合 消防相互応援協定	平成18年12月10日
東京消防庁 大月市 消防相互応援協定	平成8年6月28日
東京消防庁 東京都大島町 消防応援協定	昭和63年6月2日
東京消防庁 東京都新島村 消防応援協定	平成元年3月1日
東京消防庁 東京都八丈町 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都利島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都神津島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都御蔵島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都三宅村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都青ヶ島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京湾消防相互応援協定 (川崎市 千葉市 横浜市 市川市)	平成2年5月29日
東京消防庁 大阪市消防局 航空消防相互応援協定	昭和53年3月25日
東京消防庁 横浜市 川崎市 千葉市 航空機消防相互応援協定	平成7年3月29日
東京消防庁 仙台市 航空機消防相互応援協定	平成8年1月22日
東京消防庁 名古屋市 航空機消防相互応援協定	平成8年1月31日
東京消防庁 神戸市 航空機消防相互応援協定	平成18年12月26日
中央高速道路富士吉田線相互応援協定 (相模原市 富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 南都留郡富士河口湖町 南都留郡西桂町 富士五湖広域行政事務組合)	昭和44年9月1日
東京外環自動車道消防相互応援協定	平成31年3月25日
東京海上保安部と東京消防庁との業務協定	平成31年3月25日
東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	昭和46年7月31日
東京消防庁と米空軍第374空輸団との消防相互応援協定	平成24年12月17日



(2) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設されました。

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条に基づき登録制がとられており、全国及び東京都の消防部隊の登録状況は図表2-3-8のとおりです。

最近の事例では、令和3年2月に栃木県足利市で発生した林野火災に際して、6日間26人の職員を派遣しました。また、

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土砂災害に際しては、10日間470人の職員を派遣しました。

■ 図表2-3-8

緊急消防援助隊の登録

(令和4年4月1日現在)

(単位：隊)

部隊種別	全国	東京都
指揮支援隊	56	3
航空指揮支援隊	55	1
都道府県大隊指揮隊	158	3
統合機動部隊指揮隊	56	1
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	12	0
NBC・災害即応部隊指揮隊	54	1
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	50	1
消火小隊	2,423	175
救助小隊	550	15
救急小隊	1,518	62
後方支援小隊	881	35
通信支援小隊	42	1
特殊災害小隊	370	11
特殊装備小隊	542	30
水上小隊	20	4
航空小隊	77	8
航空後方支援小隊	61	1

※東京都の隊数は、稲城市を含みます。



▲ 令和3年2月栃木県足利市林野火災



▲ 令和3年7月静岡県熱海市土砂災害

(3) 国際消防救助隊

海外の地域で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府等の要請に応じ、事前に登録されている隊員が国際消防救助隊として派遣され、高度な救助技術を駆使して国際貢献を果たしています。これまで日本チームは21回の派遣実績があります。

日本政府が行う国際緊急援助は、「人的

援助」、「物的援助」、「資金援助」に大きく分類され、災害の規模や被災国政府等の要請内容に応じて対応しています。国際消防救助隊は、警察や海上保安庁などとともに、「国際緊急援助隊」の救助チームに編成され、捜索、救助の目的で「人的援助」を行っています。(図表2-3-9)

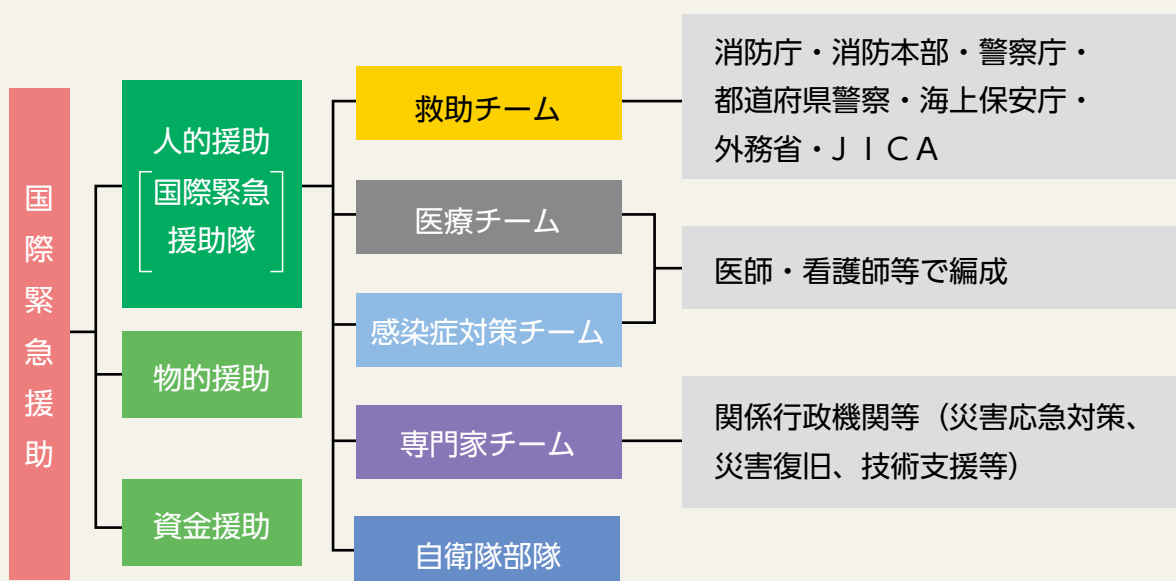


▲ 国際消防救助隊活動状況



▲ 国際消防救助隊腕章

■ 図表2-3-9 国際緊急援助の状況



10 訓練体制

(1) 消防活動技術訓練効果確認

東京消防庁管内には伝統的な木造建物から高層ビルや工場など様々な建物とともに、大小の河川や山岳地域等も管轄しており、それぞれの災害に的確に対応するために、建物火災を想定した訓練のほか、挟まれ、溺水、山岳事故、震災等の大規模災害、毒劇物等の流出、船舶火災などの様々な災害を想定した実災害に即した訓練を実施しています。これらの訓練を継続的に実

施することで、消防活動能力の向上とともに、精強な消防部隊の育成を図っています。

また毎年度、各部隊の訓練成果を審査する消防活動技術訓練効果確認を実施し、その検証を行うことにより、安全、確実、迅速な活動に係る指導や、災害現場で効果を発揮する資器材の導入につなげています。



▲「ポンプ中隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「特別消火中隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



◀「大隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「大隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子

※「小隊」、「中隊」、「大隊」とは、消防車両等を単位として「小隊」、消防署や出張所ごとに「中隊」、出張所を含めた消防署全体を「大隊」といいます。



▲「特別救助隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「山岳救助隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「水難救助隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「化学機動中隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「舟艇小隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「消防救助機動部隊」 消防活動技術訓練効果確認の様子

(2) 消防救助技術大会

消防救助技術大会は、消防救助に不可欠な体力、精神力、技術力を養うために行われているもので、陸上の部と水上の部に分かれて実施されています。

実施内容は、個人で行う基礎訓練とチームで実施する連携訓練があり、ロープワーク、結索、基本泳法など全国で統一された陸上の部、水上の部それぞれ7種目の安全、確実、迅速性を審査するものです。

各地区の指導会を勝ち抜いた全国の消防本部の隊員により、年に1度、全国消防救助技術大会が実施されており、東京消防庁も、東京都大会から、関東地区指導会（群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、千葉、

神奈川、長野、山梨、静岡の一都九県が参加）を経て、全国消防救助技術大会に出場しています。

また、関東地区指導会及び全国消防救助技術大会では、指定された消防本部が訓練テーマを決めて本番さながらの救出訓練を実施しており、新たな資器材の導入や他の消防本部の技術を学ぶ場として活かされています。



▲「消防救助技術大会（陸上の部・水上の部）」の様子

第4節 救急活動

～一人でも多くの命を救うために～

1 救急活動体制

■ 図表2-4-1 救急活動体制・統計（要約）

救急活動体制（要約）（令和4年4月1日現在）	
○ 救急隊員	2,612人（うち救急救命士資格者 2,049人）
○ 救急隊	271隊（全隊高規格救急車）
○ 非常用救急車	89台

■ 図表2-4-2 救急活動全体のフロー



2 救急医療機関との連携体制

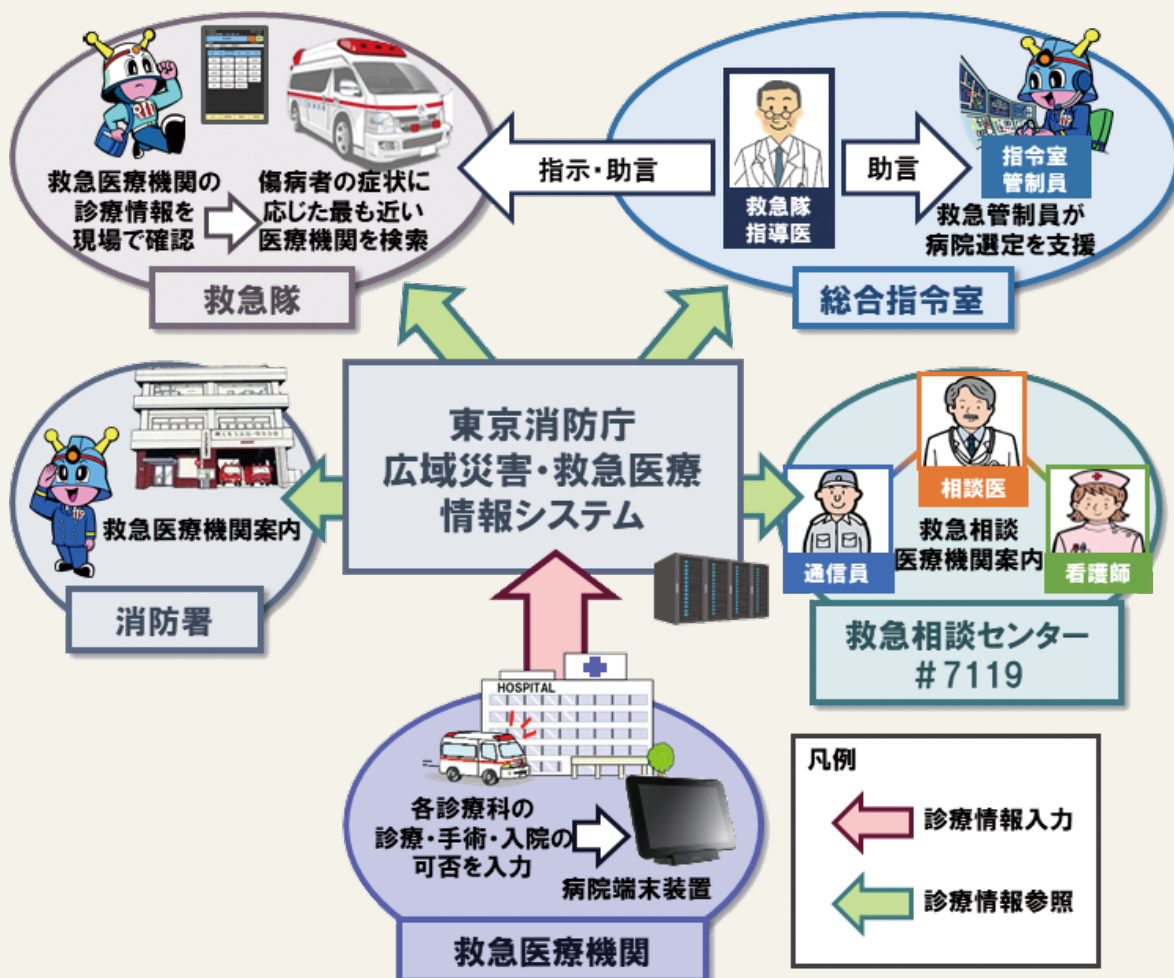
救急医療機関には病院端末装置が設置され、診療情報（各診療科の診察・手術・入院の可否の情報）がリアルタイムに入力されます。情報は、総合指令室、救急相談センター、消防署及び救急隊のそれぞれに配置された端末装置で確認でき、救急隊の病院選定をはじめ、救急相談センターや消防署での医療機関案内に活用されています。

ます。

また、総合指令室には救急医療の専門知識を持った「救急隊指導医」が24時間体制で勤務しており、救急隊に救急処置の指示を行ったり、救急活動への医学的見地に基づく助言を行ったりしています。

（図表2-4-3）

■ 図表2-4-3 救急医療情報システム



3 救急車の適正利用



救急車の適正利用の啓発①



救急相談センター

令和3年の救急出場は、743,703件で、救急車が出場してから現場に到着するまでの時間は、平均で7分20秒でした。

今後、出場件数が増加すると救急車が到着するまでの時間が延びてしまい、救える命が救えなくなる恐れがあります。

このことから東京消防庁では、緊急に医

療機関で受診する必要がある傷病者に遅延なく救急車を向かわせることができるように、東京消防庁救急相談センターの開設、東京版救急受診ガイド、ポスターの掲示、動画の配信、交通広告を用いた広報など、機会を捉えて様々な方法で救急車の適正利用を呼びかけています。

ア 「#7119」東京消防庁救急相談センター

急な病気やけがをした場合に、病院へ行くか、救急車を呼ぶか迷った場合の相談窓口として「東京消防庁救急相談センター」を開設しています。東京消防庁救急相談センターでは、これらの相談に相談医療チーム（医師、看護師、救急隊経験者の職員）が24時間・年中無休で対応しています。

<主なサービス>

- 症状に基づく緊急性の有無のアドバイス
 - 受診の必要性に関するアドバイス
 - 医療機関案内
- <救急相談としてお受けできない内容>
- 健康相談
 - 医薬品情報に関すること（誤飲を除く）
 - セカンドオピニオンに関すること



イ 東京版救急受診ガイド

東京版救急受診ガイドは、ご自身の症状に応じた質問に答えることで、病気やけがの緊急性の有無、受診の必要性、時期、科目のアドバイスを得られるサービスです。

また、当庁ホームページでは東京版救急受診ガイドウェブ版を提供しており、英語での対応も可能なサービスです。

■ 図表2-4-4 東京版救急受診ガイド



4 応急手当の普及体制

傷病者を救命するためには、救急隊到着までの救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が極めて重要です。また、震災時等において、多数の傷病者が発生するような場合に備えるためには自主救護能力の向上も大切であることから、都民を対象として応急手当の知識・技術の習得を目標に積極的に普及業務を推進しています。

なお、救命講習の一部を公益財団法人東京防災救急協会に委託して実施しています。

また、各消防署では小学校中高学年の生徒や普通救命講習を受講したいが時間が取れない方を対象に救命入門コース（45分、90分）もありますので、各消防署にお問い合わせください。（図表2-4-5）

■ 図表2-4-5 主な救命講習

応急手当を学ぶコース	3 時間	普通救命講習	心肺蘇生（成人）、AED の使用方法、窒息の手当、止血の方法などを学ぶコース
	4 時間	普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習	
	2 時間 20 分	普通救命再講習	
	2 時間	普通救命ステップアップ講習	過去 12 か月以内に「救命入門コース（90 分）」を受講した受講者で、救命技能認定を希望する者が受講する講習
応急手当とけがの手当などを学ぶコース	8 時間	上級救命講習	心肺蘇生（成人・小児・乳児）、AED の使用方法、けがの手当、傷病者管理、搬送法などを学ぶコース ※普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習の内容を含む。
	3 時間	上級救命再講習	
	5 時間	上級救命ステップアップ講習	過去 12 か月以内に「普通救命講習」「普通救命再講習」を受講した受講者で、上級救命技能認定を希望する者が受講する講習
救命講習などの指導者コース	24 時間	応急手当普及員講習	事業所の従業員などを対象とした応急手当の指導者を養成するコース
	3 時間	応急手当普及員再講習	

このほか、患者等搬送乗務員や救急代理通報の現場派遣員に対する講習も行っています。講習に関する問い合わせや申し込みは、公益財団法人東京防災救急協会、最寄りの消防署、消防分署、消防出張所で行っています。

キュータの

Q & A

Q 応急手当をして、
症状が悪化したら、
責任を問われるの？



A 一般的に民法及び刑法の
解釈では、善意で行った救命行為
であると認められた場合は罪に問わ
れることはないよ。

応急手当が必要な場合は、勇気を出してやってみてね！

また、東京消防庁では、応急手当を行うための講習を行っているので、積極的に受講してね！



コラム

救急隊員

～助けを求める人にとって、より頼もしい救急隊員に～

救急隊員として活動し始めて間もなく、幼い男の子が熱湯を浴びて広範囲のやけどを負った現場に出場しましたが、その現場で私は何もできず、自分の知識と技術の未熟さを痛感し、悔しい思いをしました。その経験をしてから、より一層、知識と技術の向上に努め、入庁当初からの憧れである救急救命士になるため、努力を重ねました。自らの手で命をつなぎとめることができたときのやりがいや達成感はとても大きく、感

謝の言葉もらったときは、救急救命士になって良かったと心から思いました。
(2014年入庁)



5 患者等搬送事業者

民間による患者等搬送事業は、緊急性の認められない転院搬送^{*}、入退院、通院等に際し、寝台または車椅子を備えた車両により搬送を行う事業です。高齢社会の進展等に伴い需要が年々増加する傾向にあります。東京消防庁では、都民が安全に安心して利用できる患者等搬送事業者(通称「民間救急」)を育成するため、平成19年10月1日から患者等搬送事業者に対する認定表示制度の条例化を図り、一定の基準に適合する事業者を東京消防庁認定事業者として認定しています。令和4年3月末現在、304事業者を認定しています。

また、患者等搬送事業者の利用を促進し、救急車の適正な利用を推進するため、平成17年4月に公益財団法人東京防災救急協会に東京民間救急コールセンターが設置されました。コールセンターでは、患者等搬送事業者及びサポートCab(救命講習を修了した乗務員が乗務するタクシー)の配車予約を受け付け、利用者の利便性の確保を図っています。(図表2-4-6)

※「転院搬送」とは、医療機関からの要請に応じて、当該医療機関の管理下にある傷病者(外来受診または入院中の患者等)を、医療上の理由により他の医療機関へ搬送するために救急隊が出場するものです。

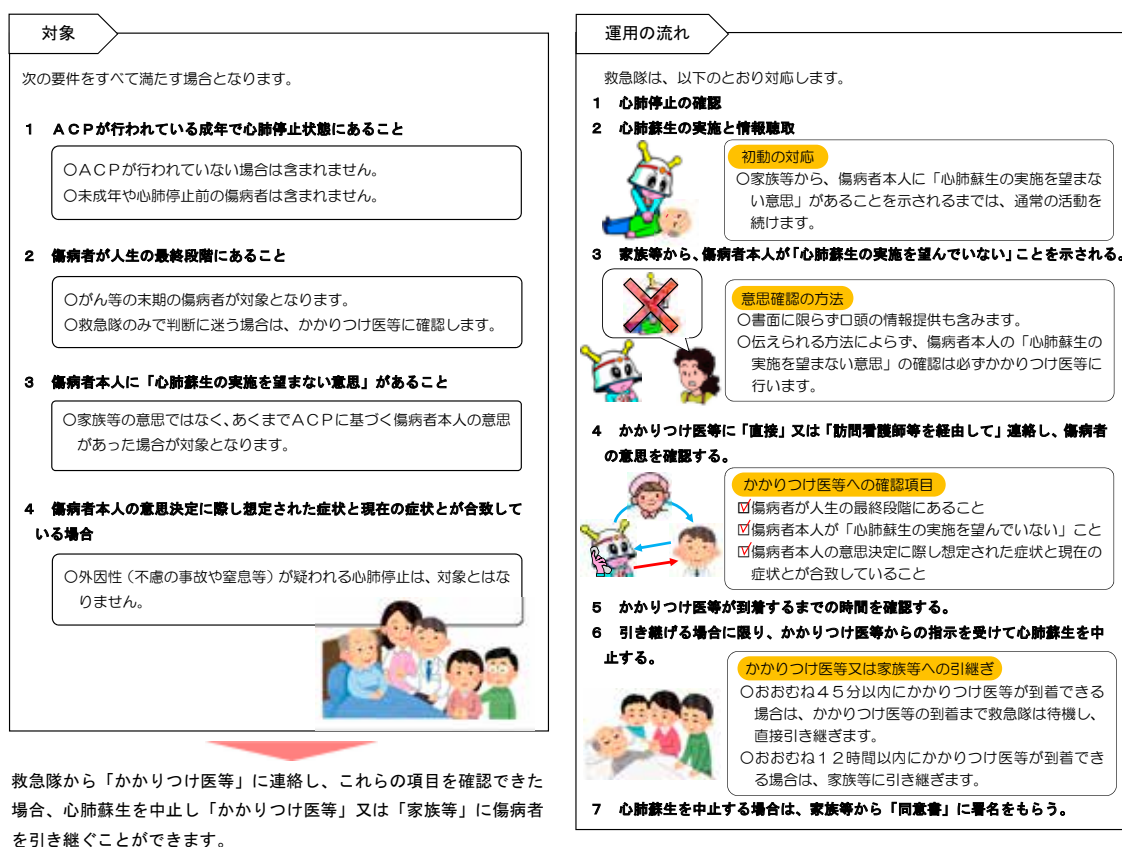
■ 図表2-4-6 民間救急とサポートCab

対象の方・車両別	
「歩行不能の方」  患者等搬送事業者 (民間救急)	入院・通院や一時帰宅の時に。 病院から病院への転院の時に。 引越し時のご病気の人の移動に。 空港や駅から病院や自宅へ移動する時に。 リハビリ・温泉治療などに出かけるときに。
「歩行可能の方」  サポートCab	通院の時に。 病院からの帰宅・退院の時に。 外出の時に。 病院から病院への転院の時に。 予定された入院の時に。

コラム

心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

東京消防庁では、令和元年12月16日から、救急隊が家族等から書面又は口頭により傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示された場合は、かかりつけ医等に連絡し、一定条件下で心肺蘇生を中止し、傷病者を搬送することなく「かかりつけ医等」又は「家族等」に引き継ぐことができるものとなりました。主な概要は以下のとおりです。



※ACP（アドバンス・ケア・プランニング：愛称「人生会議」）

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて傷病者が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思として人生の最終段階における医療・ケアの内容を事前に決めるプロセスのことです。

第5節 防災行政



～自助・共助と備えの大切さ～

震災対策をはじめ、日常の生活事故防止など、都民生活に直結する当庁の活動について説明しています。

1 震災等の自然災害対策

(1) 震災対策基本方針

首都直下地震など大規模な被害が予測される地震災害から都民の生命及び財産を守るため、「自助」「共助」「公助」の理念を踏まえた基本的対策に基づき、総合的かつ一体的な震災対策を推進しています。

ア 自らの生命は自らが守るための取組の推進（自助）

(ア) 人命安全対策の推進

同時多発する人的被害を防止及び軽減するため、室内安全対策としての家具類の転倒・落下・移動の防止対策や身体の安全確保、適切な避難行動、応急救護等に関する知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における防災対策を推進し、社会全体での自助の意識醸成を促進します。

(イ) 出火防止対策の推進

同時多発する火災の発生を防止するた

め、電力・ガスの供給再開時を含め、出火要因となる火気使用設備・器具、電気器具、化学薬品及び危険物施設の安全対策を推進するとともに、出火防止行動の普及を図ります。

(ウ) 初期消火対策の推進

火災の延焼を防止するため、消火器や住宅用火災警報器等の普及を図るとともに、消防用設備等の適正な維持管理を推進し、初期消火行動力の向上を図ります。

イ 自分たちのまちは自分たちで守るための体制の強化（共助）

(ア) 地域防災体制の強化

地域特性に応じた防災体制の強化を図るため、消防団及び東京消防庁災害時支援ボランティアと連携して、町会、自治会、事業所等の防災指導や防災まちづくり、地域連携体制づくり等を推進するとともに、木造住宅密集地域等における水利を活用した消火活動体制の整備を推進します。

(イ) 要配慮者の支援体制の強化

災害時に人的被害の集中が危惧される要配慮者の被害を軽減するため、要配慮者の情報の把握及び共有化、町会、自治会及び社会福祉施設の協力体制づくり等を推進します。

ウ 被害を最小限にするための消防体制の充実強化（公助）

（ア）複合災害への対応力の強化

地震、津波、広域にわたる浸水等による複合災害や連続する災害、NBC災害及び孤立地域に対する迅速かつ的確な消防活動を実施するとともに、複合災害を想定した部隊の連携と安全管理の徹底を推進します。

（イ）総合的な消防活動力の充実強化

同時多発する火災及び救助救急事象に対応するため、多数の通報への適切な対応、消防隊や救急隊の活動資器材等の拡充、消防水利の整備・確保を推進するとともに、緊急消防援助隊の受援体制の整備及び消防団の災害対応力の充実強化を推進します。

（ウ）災害情報の収集伝達体制の確立

通信の途絶、ふくそう等による情報の空白化及び混乱を解消し、迅速かつ的確な消防活動を実施するため、地震被害予測

システムや画像・位置情報を活用した災害情報の収集体制を充実強化するとともに、多面的な通信ネットワーク及び都民に対する情報伝達体制の整備を推進します。

（エ）関係機関との連携強化

高度防災都市を実現するため、木造住宅密集地域等における水利確保、要配慮者の情報や災害情報のリアルタイムでの共有、地域に根差した防災教育訓練の推進、医療機関との連携による傷病者の搬送体制の強化、区市町村による災証明発行の相互協力等、関係機関との連携に基づく多面的な施策を展開します。

（オ）災害時の業務継続

地震等の大規模災害発生時においても、消防活動を継続的に行うため、庁舎の耐震化、代替拠点の確保、物資の備蓄等を推進します。

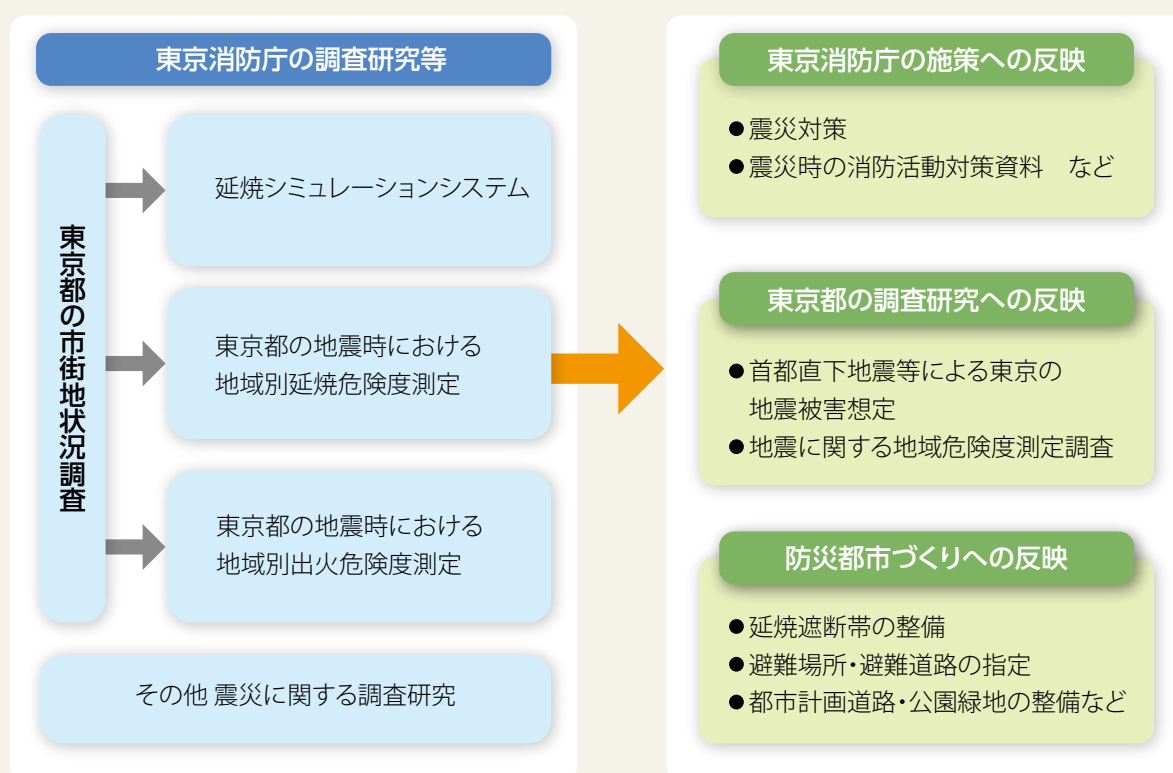


(2) 地震火災に関する調査研究

ア 調査研究の概要

東京消防庁では、地震発生時の火災による被害の危険性について調査や研究を行っています。調査研究の結果は、当庁の震災対策をはじめとして、東京都の地震被害の想定や震災対策、防災都市づくりに幅広く活用されています。(図表2-5-1)

■ 図表2-5-1 調査研究結果の活用



イ 東京都の市街地状況調査

東京都全域（建物の少ない山岳地域等の一部を除く）を対象に、すべての建築物、道路、空地等の状況をデータ化するとともに、町丁目及び250mメッシュを集計単位として、震災の危険度に関する各種指標（建物構造の割合、建物の平均建ぺい率、燃え広がりやすさ、震災時でも通行可能な

道路の割合、空地の割合等）を算出します（おおむね5年ごとに実施：最新は平成30年度実施 第10回調査）。

調査結果は、他の調査研究及び延焼シミュレーションシステムの基礎データとして使用されています。

ウ 延焼シミュレーションシステム

地震時に発生した多数の火災に対し、火災の拡大状況や延焼方向を予測するものです。建物一棟ごとの形状や構造、階数のデータからコンピュータ上に市街地を再現

し、出火点や風向き、風速等を入力することで火災の推移や消火に必要な消防隊の数を把握することができます。

エ 東京都の地震時における地域別延焼危険度測定

地震時に出火した場合に、その火災が延焼拡大する危険性を測定したもので、延焼シミュレーションシステムを活用し、町丁目及び250mメッシュを集計単位として算出します（おおむね5年ごとに実施：最新は令和元年度実施 第10回測定）。

測定結果は、震災消防計画及び震災時の水利整備基準に用いられ、地域の防災力向上対策及び延焼拡大防止対策の推進に活用されるほか、東京都が実施している「地震に関する地域危険度測定調査」等の基礎データとして使用されています。

オ 東京都の地震時における地域別出火危険度測定

地震時にどの地域でどのような出火危険が大きいかを測定したもので、町丁目及び250mメッシュを集計単位として算出します（おおむね5年ごとに実施：最新は令和2年度実施 第10回測定）。

測定結果は、都民の出火防止対策及び

初期消火対策の推進並びに火気使用設備、電気設備等の安全化を進めていくための資料として活用されるほか、東京都が実施している「地震に関する地域危険度測定調査」等の基礎データとして使用されています。

カ 地震災害、自然災害の調査

大規模な自然災害が発生した際には、災害実態や被災地の状況把握のために現地調査を実施し、災害対策に活かしています。最近では平成28年熊本地震、糸魚川市

大規模火災、平成30年大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、東日本台風の調査などを行っています。



▲ 糸魚川市大規模火災の状況



▲ 平成30年7月豪雨における現地調査

(3) 室内安全対策

ア 家具転対策推進の背景

東京消防庁が実施した近年の地震被害調査では、負傷者の約3～5割の方々が屋内における家具類の転倒・落下・移動によって負傷していることが判明しました。

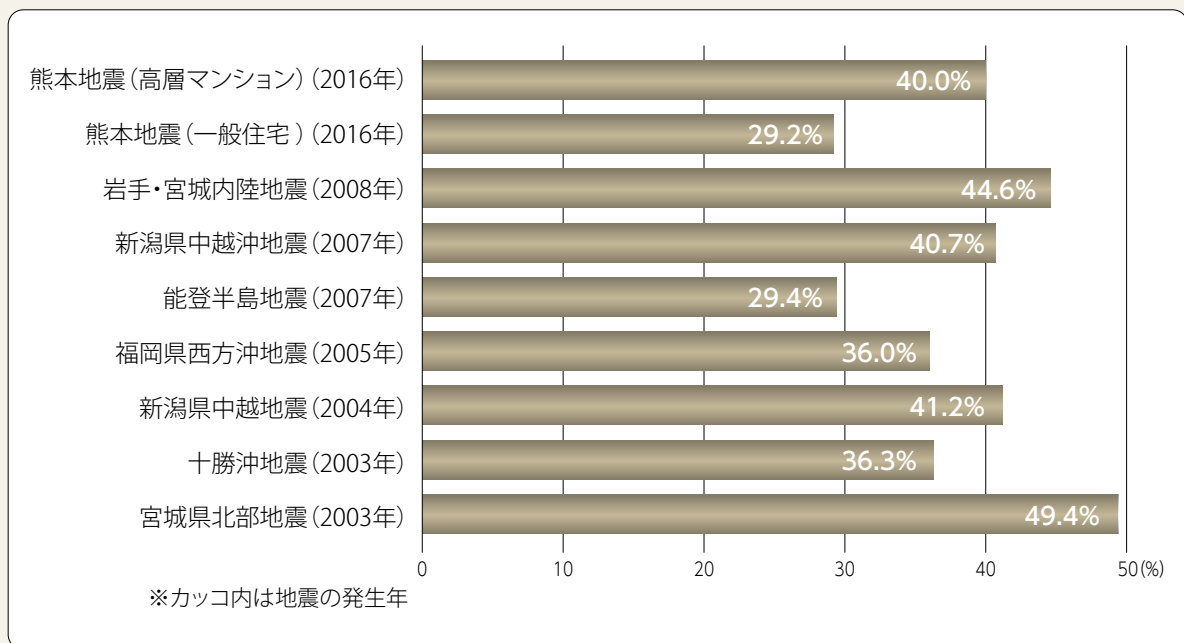
また、家具類がストーブなどに転倒・落下・移動することで火災が発生するなど、二次的な被害を引き起こすほか、避難通路や出入口周辺に家具類を置くと、転倒・

落下・移動した家具類が避難経路を塞ぎ避難の障害になることがあります。地震による負傷、火災、避難障害を防ぐためには、家具転対策が非常に大切です。

(図表2-5-2)

※家具転対策とは、家具類の転倒・落下・移動防止対策のこと

■ 図表2-5-2 近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因の負傷者の割合



イ 家具転倒対策推進の経緯

東京消防庁では、震災による負傷者の低減を図るため、平成16年度、17年度及び19年度に、関連業界・関係機関等で構成する家具類の転倒・落下防止対策に関する委員会を設置し、実験・検討を行いました。平成21年度からは、複写機メーカーの協会が組織する地震安全対策ワーキンググループに参画し、複写機の地震安全対策について検討を行っています。

平成23年3月11日に発生した東日本

大震災について、都内や宮城県、福島県で家具転倒対策に関するアンケート及びヒアリングを実施した結果、特に建物の高い階層において家具類の転倒・落下・移動が多く発生している傾向が確認されました。これを受けて、平成23年9月に「長周期地震動等に対する高層階の室内安全対策専門委員会」を設置し審議を行い、平成24年2月に報告書を取りまとめています。（図表2-5-3）

■ 図表2-5-3 家具転倒対策事業経緯

年度	事業名	概要
平成16	家具転倒対策（一般家具）の推進	平成15年に発生した宮城県北部を震源とする地震等を契機に、「家具類の転倒・落下防止対策に関する委員会」を設置し、家具の地震時の挙動と転倒防止器具の効果を検証
平成17	オフィス家具類、家電製品の転倒防止対策の推進	平成17年に発生した福岡県西方沖地震を契機に、「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する委員会」を設置し、事業所や中高層階の住宅等における転倒防止対策を推進
平成19	住宅の壁構造等に着目した転倒防止対策の推進	平成19年に発生した新潟県中越沖地震を契機に、「家具類の転倒・落下防止対策推進委員会」を設置し、防止対策に有効な壁構造及び補強方法等について検討
平成21	複写機の地震安全対策ワーキンググループ（WG）への参画	（社）ビジネス機会・情報システム産業協会が、長周期地震動の複写機挙動への懸念及び転倒防止対策に対する改正消防法の施行により、WGのオブザーバーとして業界に対し知見の提供や業界に対する要望を実施
平成23	長周期地震動等に対する高層階の室内安全対策の推進	平成23年に発生した東日本大震災を契機に、「長周期地震動等に対する高層階の室内安全対策専門委員会」を設置し、家具類の転倒・落下に加え移動防止対策を追加するとともに、長周期地震動等による高層階の室内安全対策について取りまとめを実施

ウ 家具転対策普及推進方策

東京消防庁では、家具転対策を都民に広く普及啓発を行うため、次のような取組を実施しています。

(ア) 家具転対策用資料の作成・配布

「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を作成し、都民等への配布やホームページへの掲載を行っています。

(図表2-4-4)

(イ) 家具転対策普及啓発ポスター

都内のデザイン専門学校にデザインの制作を依頼し、各消防署や駅等に掲示しています。(図表2-5-4)

(ウ) その他

家具転対策普及啓発動画を作成し、ホー

ムページやYouTube等で公開しています。また、室内安全対策を啓発するセミナーの開催や関係機関、関係業界と連携した普及啓発を実施しています。

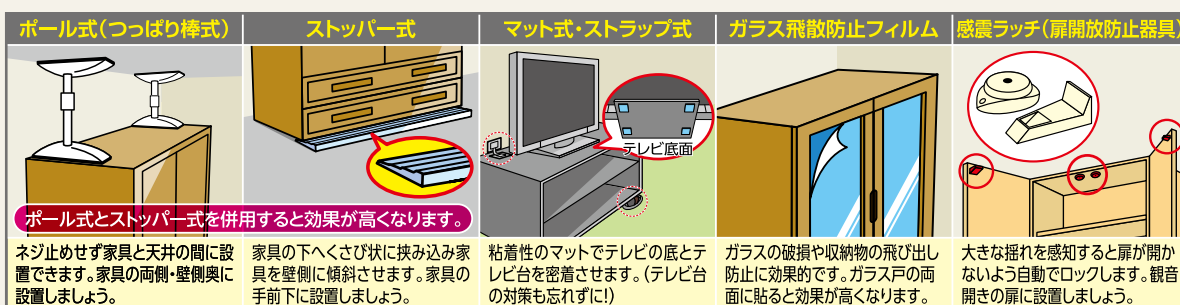
■図表2-5-4 家具転対策ハンドブック・家具転対策普及啓発ポスター



▲ 家具転対策ハンドブック



▲ 家具転対策普及啓発ポスター（令和3年度）



エ 普及啓発用資器材の活用

自走式可搬型地震動シミュレーターは、全方向に動くVUTON（ブトン）クローラを活用した一人乗りの椅子が正確に再現した地震動と、揺れと同期した室内被害の映像により、地震動を疑似体験できます。

このシミュレーターでは、過去に起きた12の大きな地震と、想定した2つの東海地震、計14種類の地震メニューを体験できます。特に、起震車には搭載されていない長周期地震動を体験できることが大きな

特長です。(写真2-5-5)

振動発生装置は、水平方向振動に特化した簡易版地震実験装置です。可動台上で、粘着マット等の家具転対策器具を用いた器具効果の実験や、付属の建物模型を使用した地震動の周期の違い（長周期・短周期等）による共振現象の再現実験を行うことで、家具転対策器具の有効性及び必要性を分かりやすく示すことができます。

■ 写真2-5-5 地震動シミュレーター



(4) 防火防災訓練

ア 防火防災訓練

防火防災に関する都民の防災行動力の向上を図るため、まちかど防災訓練車による初期消火訓練や起震車による身体防護訓練のほか、救出・救助訓練、応急救護訓練などを行っています。平成30年度に運用を開始したVR防災体験車は、バーチャルリアリティ技術を活用し地震、火災、風水害の災害擬似体験ができます。



▲ まちかど防災訓練車



▲ VR 防災体験車



▲ 防災訓練の状況

キュータの

Q & A



Q VR 防災車にはどうやって乗車するの？

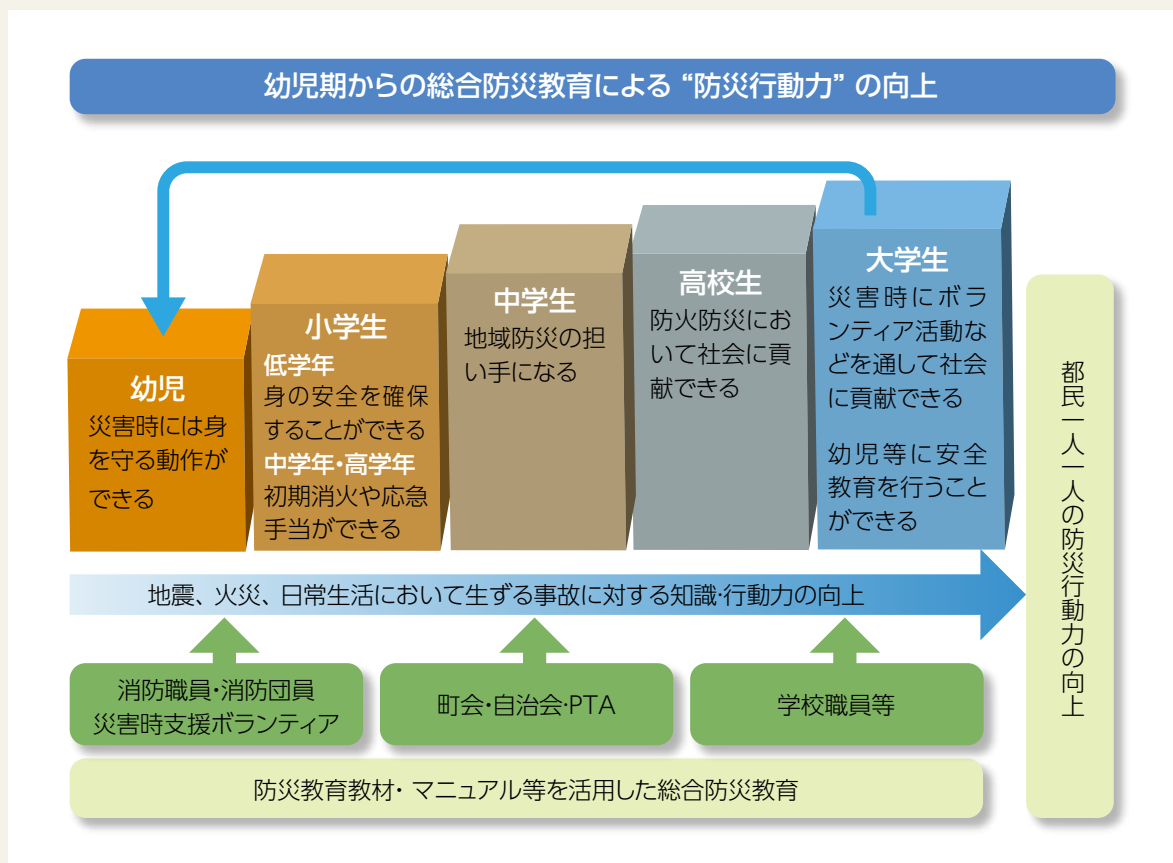
A イベント会場や防災訓練の会場で乗れるよ！
東京消防庁公式アプリで、いつどこで乗れるかお知らせしているよ。東京消防庁公式アプリは226ページを見てね。



イ 総合防災教育

幼児期から社会人に至るまでの段階に応じ、地震や火災、日常生活において生じる事故に関する防火防災教育を実施し、将来の地域防災を担う子供たちの防火防災意識の高揚及び防災行動力の向上に努めています。(図表2-5-6、7、8)

■ 図表2-5-6 総合防災教育



■ 図表2-5-7 地震に対する10の備え



■ 図表2-5-8 地震その時10のポイント



コラム

「東京マイ・タイムライン」

東京都総務局総合防災部では、風水害からの避難を考えるための材料を一式にまとめた「東京マイ・タイムライン」を令和元年5月に作成しました。マイ・タイムラインとは、いざという時に慌てることがないように、避難に備えた行動を一人一人があらかじめ決めておくことです。

「東京マイ・タイムライン」では、風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合っ、マイ・タイムラインシートを作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるようになっており、マイ・タイムラインを作成するための

- (1) ガイドブック
- (2) マイ・タイムラインシート (3 種類)
及び「必要な情報」シート
- (3) マイ・タイムライン作成用「行動」シール

で構成されています。

また、スマートフォンやパソコンから、作成、保存できるデジタル版の「東京マイ・タイムライン」もあります。

大型の台風がやってきたり、いきなり天気が変わって豪雨になった時など、そのときになってから、いろいろ考えていては安全・安心な行動はできません。いざという時のため、日頃から危機感をもって備えることが大切です。

東京マイ・タイムラインは、台風、長引く大雨、急な豪雨から、みなさんの命を守るツールです。東京マイ・タイムラインで風水害に備えましょう。

詳しくは東京都防災ホームページ
(www.bousai.metro.tokyo.lg.jp)
をご覧ください。



(5) 災害時支援ボランティア

東京消防庁では、東京消防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や、大規模な自然災害等が発生した際に、消防署の支援を行うボランティアを募集しており、現在約3,800の方が登録して活動をしています。

ア 災害時支援ボランティア制度

(ア) 発足の経緯

この制度の発足のきっかけとなったのは、平成元年(1989年)にアメリカ合衆国サンフランシスコ市を中心に大きな被害を出したロマ・プリータ地震でした。この地震におけるボランティアの目覚ましい活躍を目の当たりにし、日本においてもボランティアの必要性が認識されたことから、東京消防庁では、平成6年から災害時支援ボランティアの制度を試験的に導入しました。この試験的導入期間中である平成7年1月には、阪神・淡路大震災が発生し、その教訓などを踏まえて、平成7年7月から本格運用されました。

(イ) 登録要件

原則として東京消防庁管内に居住、勤務または通学する15歳以上(中学生を除く。)で、以下のいずれかの要件を満たす方

- a 応急救護に関する知識を有する方
- b 過去に消防団員や消防少年団員として1年以上の経験を有する方
- c 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格や技術等を有する方

(ウ) 登録方法

居住、勤務または通学している地域の最寄りの消防署に事前に登録します。

イ 災害時支援ボランティア用資器材等について

災害時支援ボランティアとしての活動の際には、保安帽、被服(ジャンパーまたはベスト)及び手袋を貸与しています。また、各消防署及び出張所には、災害時支援ボラ

ンティア用の救急バッグを配置しています。

訓練や活動時における事故の補償として、「ボランティア活動保険」に当庁で一括加入しています。

ウ 活動内容について

(ア) 震災時の活動

震災時の活動では、各消防署への自主的な参集後、それぞれ活動するチームを編成します。災害の状況に応じて、消防署からの活動支援の要請により、消防職員の指揮下で活動することになります。

- a 応急救護活動
- b 消防署内での後方支援活動(帰宅困難者に対する道案内、給食支援活動、仮設トイレ等の設置など)
- c 消防署外での後方支援活動(食料・飲料水の搬送、簡易水槽の設定など)
- d 消防用設備等の応急措置の支援

(イ) 平常時の活動

- a 地域の防災リーダーとして、地域の防火防災訓練での指導
- b 災害時の活動に備え、各種訓練への参加

- c チームリーダー以上を目指す人を対象とした講習への参加
- d 消防出初式等の各種行事への参加
- e その他、登録消防署の要請による活動



▲ 搬送支援活動



▲ 応急救護指導

(6) 震災対策以外の基本方針**ア 風水害対策基本方針**

次の3つの基本理念を柱とし、全庁一丸となった風水害対策を推進しています。

- (ア) 激甚化する風水害への消防体制の充実強化
- (イ) 都民の自主的な人命安全確保と地域の安全確保の啓発
- (ウ) 多様な風水害事象に対する関係機関との連携・協力の推進

イ 火山災害対策基本方針

次の3つの基本理念を柱とし、消防体制を維持し、対応力を求める火山災害対策を推進しています。

- (ア) 火山災害に対処するための消防体制の充実・強化
- (イ) 火山災害による被害を軽減するための関係機関との連携・協力の推進
- (ウ) 火山災害を正しく理解し適切な行動を促すための火山防災知識・対策の普及

2 住宅防火対策

トピックス  7ページ

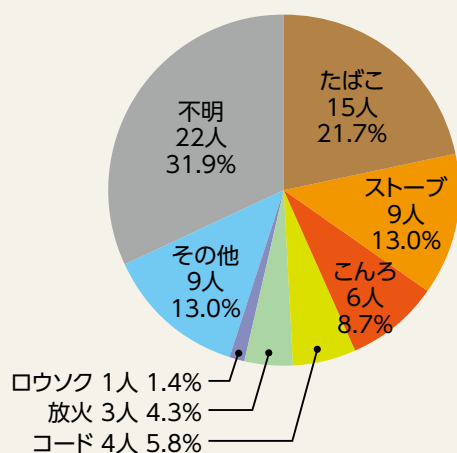
(1) 出火防止対策

令和3年中の住宅火災による死者は69人で、出火原因別にみると「たばこ」が15人(21.7%)と最も多く、次いで「ストーブ」が9人(13.0%)、「こんろ」が6人(8.7%)となっています。(図表2-5-9)

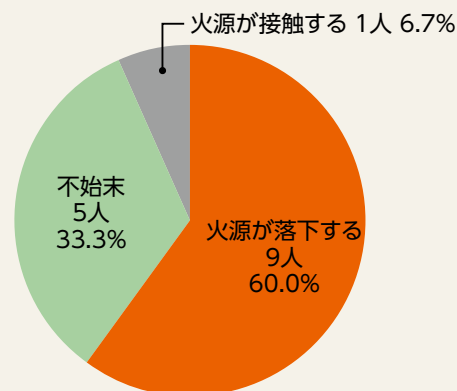
最も多くの死者が発生している出火原因である「たばこ」をみると、死者15人のうち火種が落ちて出火する「火源が落下する」が9人(60.0%)、次いで「不始末」が5人(33.3%)となっています。「火源が落下する」とは、たばこの火源が布団やごみくず等の可燃物に落下し火災となったものです。「不始末」とは、吸い殻でいっぱい灰皿等へ火種の残ったたばこを捨てたり、ごみ箱やごみ袋へ捨てたことによって火災となったものです。(図表2-5-10)

住宅火災においては、身近な物から火災になり、死者が発生する傾向が見られます。扱い慣れている器具等を使う場合であっても油断することなく、常に火災予防に努めることが重要です。

■ 図表2-5-9 出火原因別死者の割合



■ 図表2-5-10
たばこによる住宅火災死者の経過



(2) 住宅用防災機器等の普及促進

すべての住宅に設置が義務化されている住宅用火災警報器をはじめ、東京消防庁管内では火災予防条例において消火器、住宅用スプリンクラー設備、その他の初期消火に必要な機械器具または設備（小型の住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等）の設置及び維持管理、燃えにくい防災性を

有する寝具、衣類、カーテン及びじゅうたんの使用に努めるよう促しています。

住宅用火災警報器については設置及び適切な維持・管理を推進するとともに、他の住宅用防災機器等についても各種広告物や広報媒体を活用し、引き続き普及促進を図ります。



▲ 左から消火器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具



▲ 防災及び非防災割烹着の燃焼状況比較

キュータの

Q & A

Q 住宅用火災警報器の交換の時期はいつ頃なの？

A 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどにより、火災を感知しなくなるおそれがあります。
設置から10年を目安に本体の交換をしましょう。



住宅用防災機器等が功を奏した事例が数多く報告されていますので、その一部を紹介します。

【事例1】住宅用火災警報器の鳴動により早い発見、通報、初期消火につながった事例

火災の程度		ぼや		死傷者の発生状況		負傷者あり					
奏功機器・設置場所				住宅用火災警報器（煙式）・台所							
発見者		居住者・隣人		通報者		隣人		初期消火		あり	
この火災は、共同住宅の居住者（男性・60代）が、調理のため鍋を火にかけたまま、別の部屋で寝込んでしまったため、時間の経過とともに鍋が過熱され続け、鍋の中の食材とこるろ周囲の可燃物に着火し、火災となりました。 居住者は、住宅用火災警報器の鳴動音に気付き、台所を確認すると、鍋から炎が立ち上がっていたため、鍋をシンクに移し、水道水をかけて初期消火しました。 同じ共同住宅の別の部屋に住んでいる隣人は、住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえたため、玄関を出て周囲を確認すると、火元の部屋から煙が出ているのを発見したため、119番通報しました。											

【事例2】住宅用火災警報器の鳴動により早い発見、通報、初期消火につながった事例

火災の程度	ぼや		死傷者の発生状況	負傷者あり	
奏功機器・設置場所			住宅用火災警報器（複合型）・居室		
発見者	居住者家族	通報者	居住者家族	初期消火	あり
この火災は、住宅の居住者（男性・50代）が、布団の上で寝たばこをしたため、たばこの火種が布団に落下し、無煙燃焼を継続して布団に着火し、火災となりました。 居住者の家族は、別の部屋で寝ていたところ、住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえたため、火元の部屋を確認すると、布団から煙が出ているのを発見し、洗面器で水をかけ、初期消火をし、119番通報しました。					

【事例3】住宅用火災警報器の鳴動により早い発見、通報につながった事例

火災の程度		ぼや		死傷者の発生状況		なし	
奏功機器・設置場所				住宅用火災警報器（煙式）・居室			
発見者		居住者	通報者	居住者	初期消火		なし
この火災は、住宅の居住者（男性・40代）が、就寝中に寝返り等をした際に、掛布団が電気ストーブに接触し、火災となりました。 居住者は、住宅用火災警報器の鳴動音により目を覚まし、周囲を確認したところ白煙と焦げくさい臭いがしたため、電気ストーブの電源を切り、掛布団を電気ストーブから離し、119番通報しました。							



【事例4】住宅用消火器による初期消火により火災の延焼を防いだ事例

火災の程度		ぼや		死傷者の発生状況		なし					
奏功機器・設置場所				住宅用消火器・玄関							
発見者		居住者		通報者		居住者家族		初期消火		あり	
この火災は、共同住宅の居住者（女性・70代）が、ストーブの火を消さずに、灯油を補給したところ、燃料タンクのキャップが緩んでいたため、灯油がこぼれて引火し、火災となりました。 火災の知らせを聞いた家族Aが、台所で濡らしたタオルをストーブに被せましたが、消火できなかったため、玄関に設置していた住宅用消火器で初期消火しました。同時に、火災の知らせを聞いた家族Bが、119番通報しました。											

【事例5】住宅用火災警報器の鳴動により火災の早い発見、通報、初期消火につながった事例

火災の程度	ぼや	死傷者の発生状況	なし		
奏功機器・設置場所		住宅用火災警報器（煙式）・居室			
発見者	居住者	通報者	居住者家族	初期消火	あり
この火災は、共同住宅の居住者（男性・40代）が、ルームライトのコードがすのこに挟まれ、折れ曲がった状態のまま使用していたため、コードが短絡し、火災となりました。 居住者が別の部屋にいたところ、住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえたため、確認すると、煙が充満し、ルームライト付近に炎が上がっているのを発見しました。居住者は、家族に119番通報を依頼し、家族が119番通報しました。 居住者は、風呂場の浴槽の水を風呂桶でかけて初期消火しました。					

【事例6】住宅用火災警報器の鳴動により火災の早い発見、通報、初期消火につながった事例

火災の程度		ぼや		死傷者の発生状況		なし					
奏功機器・設置場所				住宅用火災警報器（煙式）・居室							
発見者		居住者		通報者		居住者		初期消火		あり	
この火災は、住宅の居住者（女性・50代）が、仏壇の灯明に火をつけたままその場を離れたところ、灯明の火が周囲の可燃物に接触し、火災となりました。 居住者は、住宅用火災警報器の鳴動音が聞こえたため、確認すると、仏壇から火が上がっているのを発見し、119番通報しました。 居住者の家族は、寝ようとしていたところ住宅用火災警報器の鳴動音で火災に気付いたため、風呂場で洗面器に水をくみ、仏壇にかけて初期消火しました。											

3 日常生活事故防止対策

(1) 子どもの事故防止対策

ホームページや SNS 等を活用し、子どもに特徴的な事故の防止について注意喚起を行っています。また、乳幼児の事故は、周囲の大人が注意することで事故防止につながるため、乳幼児の特徴的な事故の対策について掲載した「STOP! 子どもの事故」の冊子を、都内の区市町村の窓口で母子健康手帳とともに配布しています。

(図表2-5-11)

■ 図表2-5-11 子どもの事故に関する主なホームページ掲載内容及び冊子

主なホームページ掲載内容

- 歯みがき中の事故の注意喚起と対策
- 窒息・誤飲による事故の注意喚起と対策
- おぼれる事故の注意喚起と対策
- 挟まれによる事故の注意喚起と対策
- 墜落事故の注意喚起と対策

子どもの事故防止冊子



(2) 高齢者の事故防止対策

ホームページや SNS 等を活用し、高齢者に特徴的な事故の防止について注意喚起を行っています。高齢者に特徴的な事故とその対策について掲載した「STOP! 高齢者の事故」の冊子を、都内の一般乗合バス事業者の定期券発売所等でシルバーパスの新規発行者に配布しています。

(図表2-5-12)

■ 図表2-5-12 高齢者の事故に関する主なホームページ掲載内容及び冊子

主なホームページ掲載内容

- おぼれる事故の注意喚起と対策
- ころぶ事故の注意喚起と対策
- 窒息・誤飲による事故の注意喚起と対策
- 熱中症の注意喚起と対策
- 落ちる事故の注意喚起と対策

高齢者の事故防止冊子



(3) 季節の事故に関する事故防止対策

ホームページや SNS 等を通して季節の事故をタイムリーに発信し、注意喚起を行っています。特に夏場に多くの方が救急搬送される熱中症に関しては、ポスターを作成し各種イベントを通して都民に注意喚起を行うとともに、都内の幼稚園や小学校などに対しても注意喚起を行っています。(図表2-5-13)

■ 図表2-5-13

季節の事故に関する主なホームページ掲載内容

主なホームページ掲載内容	
夏場	● 熱中症の注意喚起と対策
	● 河川やプール等における事故の注意喚起と対策
冬場	● 餅などによる窒息事故の注意喚起と対策
	● 積雪や凍結路面に係る事故の注意喚起と対策



(4) 社会的関心が高い事故及び重大事故防止対策

社会的関心が高い事故や重大事故が発生した場合は、報道発表、ホームページ、SNS 等を活用しタイムリーに注意喚起を行っています。(図表2-5-14)

■ 図表2-5-14

注意喚起を実施した主な事故

- 指等を切断する事故
- 掃除中の事故
- 歩きスマホ等に係る事故
- 耳かき中の事故
- 河川やプール等での水の事故



4 要配慮者の安全対策

(1) 要配慮者の居住環境の安全化

ア 住まいの防火防災診断の概要

東京消防庁では、地域が一体となった防火防災対策による安全・安心の実現を掲げ、区市町村、町会・自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員等の関係機関と積極的に連携して、要配慮者に対する各種防火防災対策を推進しています。

そのなかのひとつの事業である住まいの防火防災診断は、高齢者、障害者など災害発生時に支援が必要な方のお宅を消防職員が戸別に訪問し、火災、地震、日常

生活事故等の危険性をチェックし、安全・安心な生活を送るためのアドバイスなどを行うもので、東京消防庁管内の全消防署で実施しています。(図表2-5-15)



キュータの

Q & A



Q 一人暮らしのおじいちゃんのお家が、火事になったらどうしよう…



A 東京消防庁では、災害発生時に支援が必要な方のお宅を訪問し、火災等の危険性をチェックし、アドバイスなどを行う住まいの防火防災診断を行っているよ。

イ 住まいの防火防災診断の奏功事例

(事例1) たばこ

高齢者宅でたばこの灰により畳等が煤けた状態を発見したので、火災危険と吸殻の始末について指導を実施しました。また、高齢者安心センターやケアマネジャー等に速やかに情報提供を実施し、関係機関と連携した安全対策を図りました。その後状況

確認を実施したところ、適切な喫煙状況に改善されていました。

(事例2) 暖房器具

電気ストーブの上部に洗濯物が干してあり、落下する恐れがあったため、火災危険について伝えたところ、すぐに洗濯物を別の場所に移動し、火災を未然に防ぎました。

(事例3) こんろ

ガスこんろ脇に殺虫剤のスプレー缶が置かれていたので、引火の恐れがあり非常に危険であることを説明し、その場でスプレー缶を移動することで、火災を未然に防ぎました。

(事例4) ろうそく

仏壇のろうそく周囲に燃えやすい物があったため、すぐに取り除き、近くには何も置かないように指導し、火災を未然に防

ぎました。また、ろうそくに火をつけたまま周りの物を取ろうとすると、服に火が燃え移る恐れもあると指導し、着衣着火への注意を促しました。

(事例5) 電気器具

診断に同行した電気事業者が漏電を発見し、コンセントが完全に差し込めていないことが原因であったため、コンセントを完全に差し込み、トラッキング火災を未然に防ぎました。

■ 図表2-5-15 防火防災診断結果のお知らせ

防火防災診断 結果のお知らせ

防火防災とはとても大切で、地震の対策と並んで「対策のアドバイス」を参考に改善しましょう。

診断日 令和 年 月 日 様

東京消防庁 消防署 担当:

火災 ☐ よく備えています ☐ 対策をとりましょう

火災をおさぐないために

たばこ ☐ 煙たばこは吸わないようにしましょう

ストーブ ☐ 洗濯物など燃えやすい物を近くに置かないようにしましょう

こんろ ☐ ストーブは説明書をよく読んで正しく使いましょう

家電製品 ☐ 古くなり、不具合のある家電製品を使うのをやめましょう

コンセント ☐ コンセントはこまめに掃除しましょう

電気配線 ☐ コンセントに負荷がかかりすぎないように

仏壇など ☐ ろうそく・線香をつけたまま、その場を離れないようにしましょう

防災用品 ☐ カーテン・シーツなどは防災用品を使いましょう

住環境 ☐ 住宅用火災警報器を設置しましょう

家の外 ☐ 家のまわりの整理整頓しておきましょう

もし火災がおこったら

☐ 無事に初期消火をしようとする、火が天井に広がる前に避難しましょう

☐ すぐに隣近所知らせて、119番通報をしましょう

地震 ☐ よく備えています ☐ 対策をとりましょう

地震にそなえて

☐ 寝る場所の近くに家具を置かないようにしましょう

☐ 寝ている場所に落ちてこないように、位置・向きを変えましょう

☐ 家具類の転倒・落下・移動防止をしましょう

☐ 非常持ち出し品を準備しましょう

☐ (3日分の食糧品、飲料水、食料など)

☐ 手助けをお願いできる人を確保しましょう

もし地震がおきたら

☐ 地震だ! まず身の安全

☐ (揺れを待たず、家具・家電・食料など、身の安全を最優先に行動しましょう)

☐ けが等を防ぐために、スリッパ・靴手・箸などを握りましょう

☐ 一階集合場所、避難所まで歩いて行き、確認してみましょう

日常生活事故 ☐ よく備えています ☐ 対策をとりましょう

転倒やつまづきに注意

☐ 段差をなくしましょう

☐ すべりやすい敷物はしっかりと固定しましょう

☐ コードなど転びやすくなるものは取り除きましょう

入浴中の事故に注意

☐ 体湯の熱い時や放湯後の入浴は避けましょう

☐ 入浴の後には水分補給をしましょう

結露に注意

☐ 浴槽や浴槽グッズをつかいましょう

☐ 夏場はこまめに水分をとりましょう

一酸化炭素中毒事故に注意

☐ ストーブなどを使用するときは、じゅうぶん換気しましょう

→ うちの対策のアドバイスもご確認ください。

(2) 要配慮者及び支援者の防災行動力の強化

ア 安否確認や避難支援を取り入れた防火防災訓練

大地震等の大規模災害が発生した時の行動として、自分自身の身は自分で守る「自助」及び地域の中でご近所同士が助け合う「共助」の考え方に基づく地域の防災力の向上を、各種訓練等を通じて積極的に推進しています。

そうしたなか、支援や配慮が必要となる高齢者や障害者等の方々を大規模災害から守るためには、平時の訓練の中に安否確認要領や避難支援要領などの対応訓練を取り入れることが重要です。

各消防署では、管内にある障害者団体

や町会・自治会等に積極的に訓練実施の働きかけを行い、互いが互いの存在を認識し、有事の際には、支援が必要な方々の救護や避難を地域住民が支援するなど、地域の防災行動力の向上を推進しています。



イ 啓発リーフレット「地震から命を守る『7つの問いかけ』」

防火防災訓練、防災講話等で各消防署が配布しているリーフレット「地震から命を守る『7つの問いかけ』」は、災害時に支援や配慮が必要となる方々への防災行動力向上を目的として、災害発生時に想定されるリスクや対応策（備えと行動）について、時系列に沿って設定した7区分ごとに、その要点を整理し、本人及びその支援者に分かりやすく表現された資料です。問いかけ方式で気づきと自主的な取組を促しています。（図表2-5-16）

■ 図表2-5-16
啓発リーフレット
「地震から命を守る『7つの問いかけ』」



（3）要配慮者の安全を確保する通報制度

東京消防庁では、一人暮らしの高齢者や聴覚または言語・音声等に障害のある方を対象とする各種通報制度を整備・運用しています。

ア 自動通報

火災が発生して住宅用火災警報器が作動した時、また、急病やけが等の緊急時にペンダントを押すことにより、自動的に東京消防庁へ119番通報される制度です。なお、利用に関する詳細は、各区市町村の窓口までお問い合わせください。

(ア) 住宅火災直接通報

高齢者の方や身体の不自由な方等がお住まいの住宅で火災が発生した時に、住宅用火災警報器により感知し、専用通報機から自動的に東京消防庁へ通報されるものです。(図表2-5-17)

(イ) 救急直接通報

高齢者の方や身体の不自由な方等が、急病等のときにペンダントを押すと東京消防庁へ通報され、直ちに救急車やポンプ車が出場するとともに地域の協力員が駆けつけるものです。

(図表2-5-18)

イ 代理通報

代理通報とは、住宅用火災警報器や押しボタン等からの緊急信号を警備会社等の民間事業者が受信し、利用者に代わって119番通報するものです。

令和元年9月に火災予防条例が改正され、新たに住宅からの火災通報においても現場確認前の119番通報が可能となり、早期の通報体制が確保されました。

ウ 代理通報事業者認定制度

東京消防庁が示す一定の基準を満たす事業者を「東京消防庁認定通報事業者」として認定し、公表しています。

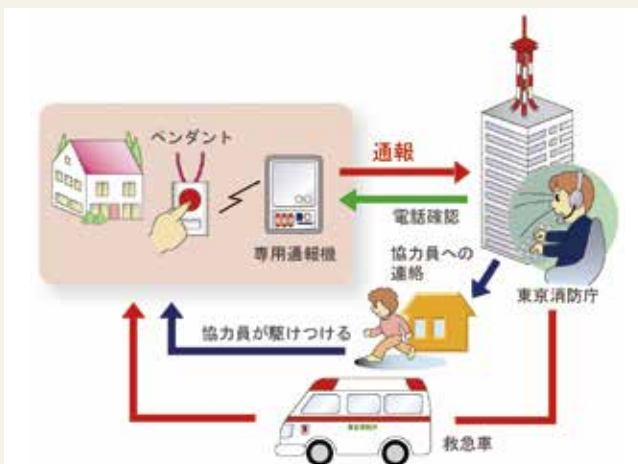
(図表2-5-19)

受信する信号により住宅火災代理通報、救急代理通報、事業所火災代理通報の3つの認定区分があります。(事業所火災代理通報については214ページを参照してください。)

■ 図表2-5-17 住宅火災直接通報のしくみ



■ 図表2-5-18 救急直接通報のしくみ



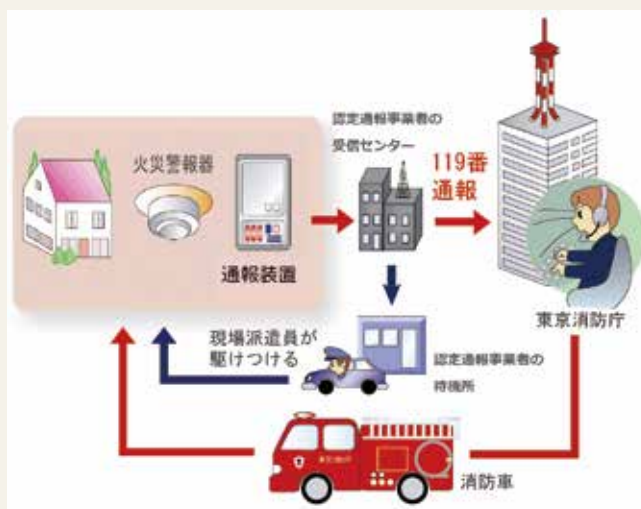
■ 図表2-5-19 東京消防庁認定通報事業者認定証



(ア) 住宅火災代理通報

住宅で火災が発生し、住宅用火災警報器等が作動することにより発信される緊急信号を、認定通報事業者の受信センターが受信し119番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。(図表2-5-20)

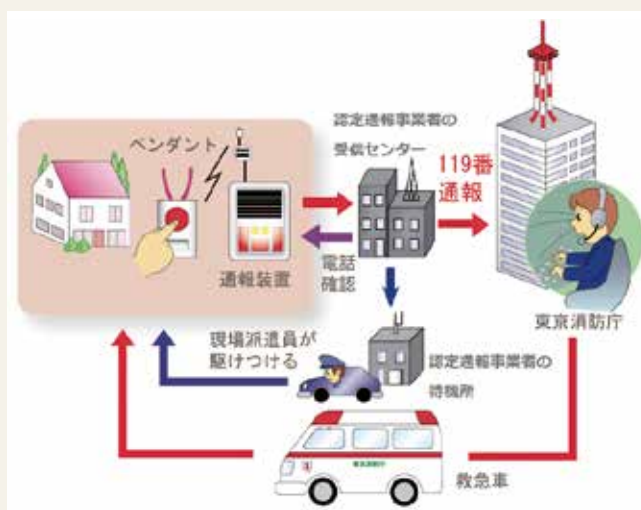
■ 図表2-5-20 住宅火災代理通報のしくみ



(イ) 救急代理通報

本人や家族が急病等のときに、ペダント等を押すことにより発信された緊急信号を、認定通報事業者の受信センターが受信し119番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。(図表2-5-21)

■ 図表2-5-21 救急代理通報のしくみ



エ 緊急ネット通報

音声（肉声）による119番通報が困難な聴覚または言語・音声等に機能障害のある方が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能により東京消防庁へ火災や救急などの通報ができるものです。なお、緊急ネット通報を利用するためには、事前の登録が必要です。(図表2-5-22)

■ 図表2-5-22 緊急ネット通報の画面



オ 119 番ファクシミリ通報

事前登録等は不要で、FAX を利用して 119 番通報することができます。

FAX 番号は局番なしの 119 番です。迅速に通報できるよう、普段から FAX 機器の近くに住所、FAX 番号、氏名等の必要情報を記載した送信用紙を事前に準備しておくことが大切です。(図表 2-5-23)

■ 図表2-5-23

119 番ファクシミリ通報カード

5 自主防災組織の育成指導

(1) 女性防火組織

女性防火組織は、地域の女性を対象として、防火防災に関する知識、技術を身に付け、地域に対する防火防災思想の普及啓発に寄与することを目的として結成された組織です。

東京消防庁管内には、丸の内消防署を除く地域の消防署ごとに 81 の組織（立川消防署には 2 組織）が結成されており、14,226 人（令和 4 年 5 月現在）の会員が各地域や家庭における防災リーダーとして

活動しています。(図表 2-5-24)

身近な防災に関する有識者を招いた幹部研修会や、防火防災に関する資器材の整備を通じて、知識技術の向上を推進しています。入会方法や活動の内容などは、お近くの消防署にお問い合わせください。

■ 図表2-5-24 女性防火組織の現況

組織数	会員数（人）
81	14,226



▲ 地域の行事における防火防災指導



▲ 女性防火組織幹部研修会

(2) 消防少年団

トピックス  18 ページ

ア 消防少年団とは

消防少年団は、小学生から高校生までを対象として、防火防災思想の普及啓発だけでなく、青少年の健全な育成につながる活動を行う組織です。丸の内消防署を除く消防署ごとに80の消防少年団が結成されており、地域のボランティアである指導者の皆さんに支えられながら活動しています。

団員数は 4,000 人を超えて推移しており、未来の地域の防災リーダーを輩出しています。(図表2-5-25)

年代別に定められた指導カリキュラムの下、消防署と指導者が協力して効果的な指導育成を行っていますので、入団方法や活動の内容など、詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。

■ 図表2-5-25 消防少年団の現況

年度	団員数(人)	指導者数(人)
令和元年度	4,369	1,975
令和2年度	4,110	1,985
令和3年度	4,163	1,866



▲ 応急救護訓練



▲ ロープ結索訓練



▲ 初期消火訓練



▲ 応急救護訓練（包帯法）

イ 消防少年団による特色ある活動

地域の特性に合わせて、各団で特色ある活動が行われています。また、東京消防出初式では、鼓笛隊、団旗手隊等による華やかな祝賀パレードを行っています。



▲ 着衣泳法訓練



▲ 山岳救助訓練体験



▲ 東京消防出初式における祝賀パレード

(3) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、消防少年団よりも年少である幼稚園児及び保育園児等を対象として、災害時には身を守る動作ができることを目標に、各園等を単位として結成された組織です。(図表2-5-26)

避難訓練等に合わせ、教材等を活用して消防に対する興味を持ってもらい、危険

に対する反応を高めるよう育成指導を行っています。

■ 図表2-5-26 幼年消防クラブの現況

組織数	クラブ員数(人)
1,577	190,893



▲ 教材を活用した育成指導

6 消防水利

(1) 東京消防庁の水利整備事業

東京消防庁では、消防水利を適正に配置するため、平常時の火災に対しては、国が定めている「消防水利の基準」に基づき、水道事業者と連携を図りながら消火栓を主体に整備を進めています。

震災時については、消火栓が使えなくなることや考慮して、「同時多発火災」及び「大規模市街地火災」への対応の考え方に基づき、防火水槽等の整備や河川・海などの自然水利の確保を進めています。

「同時多発火災」への対応としては、管

内を一辺 250 m の正方形の区域（以下「メッシュ」という）に区分し、火災が延焼拡大する危険性が高いメッシュには 100 m³以上の水量を、その他のメッシュには 40m³以上の水量を確保することとしています。

「大規模市街地火災」への対応としては、管内を一辺 750 m の正方形の区域に区分し、区域内で想定される大規模市街地火災を消火するために必要な水量を確保することとしています。

(2) その他の水利整備事業

消防水利の整備については、当庁が独自に防火水槽を設置するだけでなく、防災まちづくり等の都市基盤整備事業に併せた水利整備も行っており、消防水利開発補助金交付制度を導入し、民間建物の建築に併せた地中ばり水槽（建物の基礎ばりを利用した水槽）の設置等を促進するとともに、東京都水道局が管理している貯水池等の各種水源についても消防水利として活用を図っています。

さらに、河川をせき止める資材（貯水シート）や生活用水等にも転用可能な震災時多機能型深層無限水利（深井戸）を整備するほか、海や河川などの豊富な水量を有する水源を活用できるように計画するとともに、地域住民の方々が活用しやすい水利とするため、木造住宅密集地域内の公

園内に設置されている防火水槽の鉄蓋を、軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう小蓋を併設した「親子蓋」に交換しました。

また、当庁が管理する戦時中に設置された防火水槽のうち、緊急輸送道路下に設置されているものについては、埋め戻し措置を施して道路機能を確保し、一般道路下に設置されているものについては、防火水槽内部に補強及び防水措置を施すことで今後も活用できるよう再生しました。道路下以外の経年防火水槽は、存続効果の高いものについては再生工事を実施し、それ以外のものについては、埋め戻し工事を実施します。

なお、多摩地域については、消防水利施設の設置等に関する事務を各市町村が行うこととなっており、消防機関として円

滑な消防活動を行うため、各市町村（稲城市を除く）と連携を図りながら、効果的

な消防水利の整備促進に努めています。（図表2-5-27）

■ 図表2-5-27 消防水利の現況

（令和4年3月31日現在）

区 分		特別区	多摩地域 (稲城市を除く)	区 分	特別区	多摩地域 (稲城市を除く)
消火栓		88,561	46,238	受水槽	1,586	630
防火 水槽等	40㎡以上	22,574	12,452	プール	1,480	882
	40㎡未満	692	379	河川・溝	1,757	722
	計	23,266	12,831	海	452	0
貯水池	40㎡以上	76	134	池・ほり	192	151
	40㎡未満	11	30	その他	17	0
	計	87	164	合計	117,398	61,618



▲ 河川せき止め資材（貯水シート）



▲ 震災時多機能型深層無限水利（深井戸）



▲ 親子蓋



▲ 経年防火水槽の再生

第6節 予防行政

～建物の安全性を確保～

1 建物の設計段階からの防火安全

(1) 消防同意

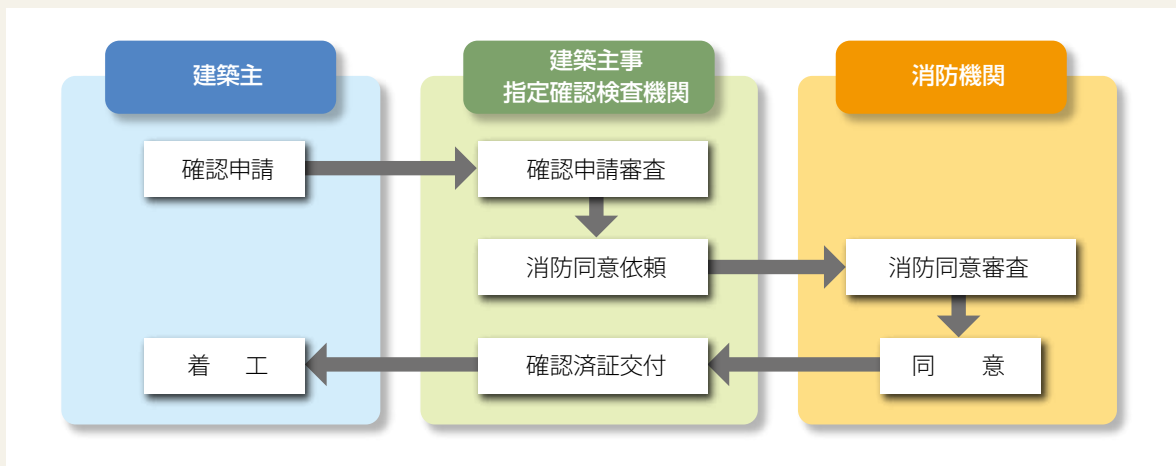
建物の火災を予防し、発生した火災から人命や財産を守るためには、建物の設計段階から火災予防上必要な措置を講じることが重要です。

消防法及び建築基準法では、建築主事または指定確認検査機関が建築確認を行う場合、防火地域、準防火地域以外の区域に建築する一部の住宅を除き、あらかじめ

消防長または消防署長の同意を得なければならないとされています。(図表2-6-1)

消防機関は、消防同意制度を通じて消防法、建築基準法をはじめとする各種関係法令の防火に関する規定について審査するとともに、防火の専門家として建物の特性に応じた防火安全対策を指導しています。

■ 図表2-6-1 消防同意制度のしくみ



(2) 建物の使用・変更等の届出

火災予防条例では、建物の使用・変更等に際し、届出を義務付けています。

ア 防火対象物工事等計画届出書

建物の建築、修繕、用途変更等に係る工事等を行おうとする者は、工事等に着手

する7日前までにその内容を消防署長に届け出なければなりません。

なお、建築確認を伴う場合や住宅または長屋として使用する建物は、届出の必要はありません。

イ 防火対象物使用開始届出書

建物またはその部分を使用しようとする者は、使用を開始する7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

ウ 防火対象物一時使用届出書

建物またはその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする者は、使用を開始する日の7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

(3) 消防用設備等の設置・変更等の届出

建物の関係者（所有者、管理者、占有者）は、消防用設備等（消防法施行令で定める消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）について、これらが火災等の災害時に必要とされ

る性能を有するように、消防法または火災予防条例で定める技術上の基準に従って、設置及び維持しなければなりません。

消防用設備等の種類と概要は図表2-6-2のとおりです。

■ 図表2-6-2 消防用設備等の種類と概要

種類			概要
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	消火器など初期消火で使用する器具
		屋内消火栓設備	消火器具による消火が困難な火災を消火する設備
		スプリンクラー設備	火災を自動で感知し、放水して消火する設備
		水噴霧消火設備等	火災を自動で感知し、泡等を放射して消火する設備
		屋外消火栓設備	火災を消火するため、屋外に設置する設備
	警報設備	自動火災報知設備	火災を自動で感知し、音で知らせる設備
		ガス漏れ火災警報設備	ガスを自動で検知し、音で知らせる設備
		漏電火災警報器	漏電を自動で検出し、音で知らせる設備
		消防機関へ通報する火災報知設備	火災の発生を消防機関に知らせる設備
		非常警報器具・非常警報設備	火災の発生を音で知らせる器具・設備
設備 避難	避難器具	火災時、屋外へ避難する設備	
	誘導灯・誘導標識	火災時、屋外までの避難方向を示す設備	
消防用水			消防隊が消火するための水を貯水している設備
必要な施設	消火活動上	排煙設備	消防隊が活動するため、火災の煙を屋外に排出する設備
		連結散水設備	消防隊の活動を支援するため、地下に散水する設備
		連結送水管	消防隊が消火するための水を高層部分等にする設備
		非常コンセント設備	消防隊の装備に電源を供給するための設備
		無線通信補助設備	消防隊の無線機を地下で使用するための設備

消防法または火災予防条例では、消防用設備等または特殊消防用設備等の工事に際し、届出を義務付けています。

ア 工事整備対象設備等着工届出書 ・消防用設備等設置計画届出書

消防用設備等または特殊消防用設備等の工事を行う場合は、当該工事に着手する10日前までに、その旨を消防署長に届け出なければなりません。



イ 消防用設備等設置届出書

消防用設備等または特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合は、当該工事が完了した日から4日以内に、その旨を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。



コラム

なくそう! 工事現場からの火災

過去に工事現場において大規模な火災が発生し、多数の死傷者が発生した事例がありました。工事現場における火災を起こさないように次の対策を徹底し、火災予防の万全を図りましょう。



（４）火気設備・電気設備等の設置・変更等の届出

火気設備や電気設備からの出火を防止するため、火災予防条例により設置場所や構造などを定めています。また、一定規模以上のものを設置しようとする者は、当該工事に着手する日の7日前までに、「火を使用する設備等の設置（変更）届出書」を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

（５）使用検査・中間検査

火災予防条例に基づき、建物が防火に関する規定に適合しているかについて、消防機関が使用検査及び中間検査を行い確認しています。

ア 使用検査

建物またはその部分の工事等が完了した際、消防機関が消防法、建築基準法をはじめとする各種関係法令の防火に関する規定に適合していることを確認するための検査です。

イ 中間検査

使用検査では確認が困難となる部分がある場合に、工事が完了する前に行う検査です。



（６）防火安全技術講習

火災予防条例では、建物の防火安全性を一層向上させるため、消防設備業、建築設計業等に従事する者のうち、建物の避難の管理、火気使用設備等の設置または消防用設備等の設置に係る計画もしくは当該計画に基づく工事に関する業務に従事する者は、防火安全技術講習の受講に努めなければなりません。

2 危険物規制

(1) 危険物施設の規制と保安管理

ア 危険物施設の規制

ガソリン、灯油など「消防法」で定められている危険物を指定数量*以上貯蔵し、または取り扱う施設を新たに設けようとして、その位置、構造、設備を変更しようとする場合は、市町村長等の許可を受けるとともに、工事が完了した時には、市町村長等が行う完成検査を受けなければなりません。

また、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類や数量を変更しようとする場合も、市町村長等に届け出ることになっています。なお、東京消防庁管内では、消防総監がこれらの事務を行っています。

東京消防庁では、これらの許可申請や届出に対する審査・検査を通じて、危険物施設の安全を確保しています。

※ 指定数量とは、危険性を勘案して危険物の規制に関する政令で定められている危険物の数量のことです。

イ 保安管理

危険物施設における事故原因をみると、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因や劣化（腐食、疲労等）、破損等の物的要因などから発生しています。このようななか、地下タンクの流出事故防止対策等を主な内容とする危険物の規制に関する規則等の一部改正（平成23年2月1日施行）を受け、地下タンクに対しては、ガラス繊維強化プラスチックによる内面ライニングや電気防食等の措置を講じるよう推進しています。

「消防法」では、危険物施設の安全を確保するため、「危険物取扱者」による危険物の取扱いや、施設規模等に応じて「危険物保安統括管理者」「危険物保安監督者」「危険物施設保安員」による危険物取扱作業の管理・監督、施設の維持・管理等の保安業務の実施を義務付けています。

（図表2-6-3）

(2) 危険物施設における自然災害対策の推進

ア 地震対策

大規模な地震に備え、危険物施設の構造や設備について、耐震性を増すなどのハード面の対策に加え、地震発生時における施設の点検、応急措置などのソフト面の対策の指導を推進しています。

また、非常用発電機の危険物配管や排

気筒の耐震性の検証、給油取扱所の営業継続判断基準の検討、避難所における危険物の安全対策など、震災時において都民生活に必要な危険物の安全対策を推進しています。

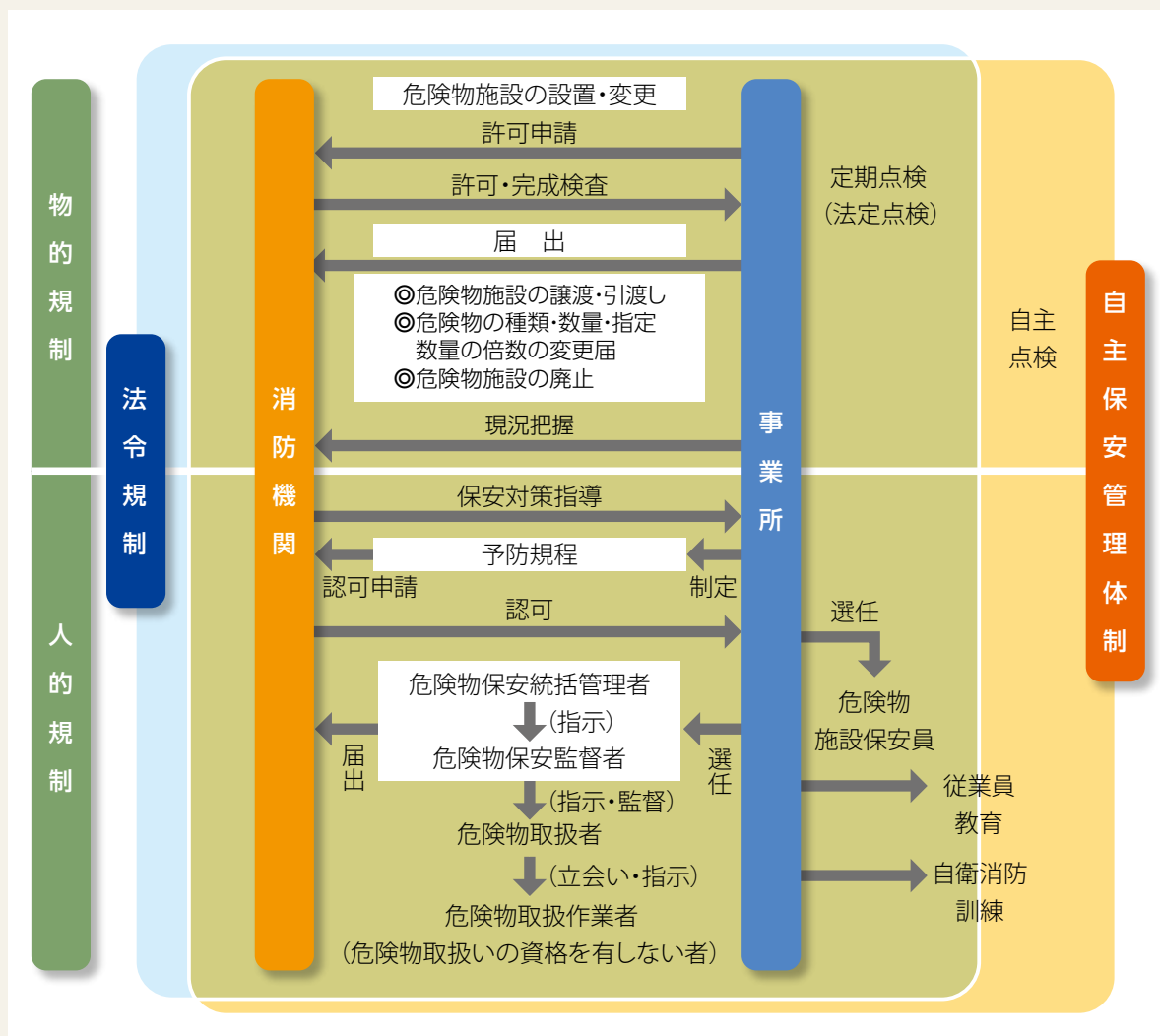
イ 風水害対策

平成30年7月豪雨や台風21号等の風水害により、東京都をはじめ全国の危険物施設で被害が多発したことを受け、想定される災害リスク（浸水や土砂災害等の発生危険）に応じて、迅速かつ的確な応急対策が確保されるよう総務省消防庁において「危険物施設の風水害対策ガイドライン」がと

りまとめられました。

危険物施設の事業者にはガイドラインを周知し、「平時からの事前の備え」「風水害の危険性が高まってきた場合の応急措置」「天候回復後の点検、復旧」による風水害対策を推進しています。

■ 図表2-6-3 危険物施設における安全対策



(3) ガスの保安対策と届出

ア 都市ガス

超高層の建物や地下街などにおける都市ガスに起因する爆発事故などを未然に防止するため、昭和54年3月「超高層建築物における人命安全対策」及び「地下街の消防対策」についての火災予防審議会の答申を踏まえ、ガス事業者に対して、都市ガス施設の安全対策としてガス漏れ警報器及び緊急遮断装置の設備などについての指導を行ってきました。

その後、昭和55年8月16日、静岡駅前ゴールデン街のガス爆発火災を教訓

として、昭和56年1月「消防法施行令」が改正され、地下街等には消防用設備等のひとつとしてガス漏れ火災警報設備が義務付けられました。さらにガス事業関係法令も改正され、特定地下街などに緊急遮断装置などの設備がそれぞれ義務付けられるなど法制面の強化が図られました。

加えて、地下街などにおける都市ガス漏えい時の自主防火管理体制の確立に努めています。

イ 可燃性ガス

平成19年6月19日、東京都渋谷区の温泉くみ上げ施設において爆発火災が発生しました。これを踏まえ、平成20年7月「消防法施行令」が改正され、温泉く

み上げ施設に対してガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、法制面の強化が図られました。

3 火災予防査察

(1) 立入検査

「立入検査」は、消防法に基づき建物（住宅、長屋を除く）または危険物施設（ガソリンスタンドなど）に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱いについて検査及び質問を行い、火災予防上の不備欠陥事項について関係者に指摘し、自主的な改修を促すものです。また、「立入検査」を基点とし、これに関連する警告、命令、代執行または告発等の行政指導及び法的措置を含めて「防火査察」といいます。

当庁では、建物の危険実態をとらえ優先順位を定め、立入検査を実施しています。立入検査の実施状況については、94ページをご覧ください。

また、社会的に影響の大きい火災等の災害が発生した場合などには、防火安全を徹底し、類似施設における火災を防止するために東京消防庁管内全域で一斉に行う立入検査（特別査察）を実施しています。令和3年中は、大阪市北区において多数の死傷者が発生したビル火災を受けて、当

庁管内の類似する建物に対して、緊急に特別査察を実施しました。

平成31年4月からは、繁華街地域における夜間、休日等の査察体制の充実・強化を図るため、新宿消防署機動査察隊を発隊し、立入検査や違反是正指導を強力に推進しています。（詳しくは205ページ



▲ 緊急特別査察の状況

を参照)

このほか、当庁では、災害活動が終了した後、ポンプ隊等がその建物や隣接した建物に対して、階段、通路などの避難施設の管理状況を検査する立入検査（「災害出場後の立入検査」という。）も実施しています。



▲ 法令違反となる避難施設における物件存置の状況

(2) 行政措置

消防法令違反に対して是正・再発防止するための行政指導と行政処分の方法についていくつか紹介します。

ア 警告

「警告」とは、立入検査等により把握した消防法令違反については是正を指導しても、違反者が是正の意思を示さない場合に、違反者に対して強く是正を促し、これに従わない場合は、命令・告発などの法的措置をもって対処することを伝えることです。

イ 命令

「命令」とは、消防法に基づき、消防法

令違反者等に対して、強制的に違反の是正を促すことです。

ウ 告発

「告発」とは、消防が把握した消防法令違反事実を検察や警察といった捜査機関に申告し、違反者の処罰を求めることです。警告・命令を行った上で、さらに違反の是正意思を示さない悪質な違反者に対しては、告発によって制裁を与えることも検討します。

エ 代執行

「代執行」とは、消防法に基づく命令を行っても違反者がその措置を履行しないと

き、履行しても十分でないとき、または期限までに完了する見込みがないときは、消防自らが代わりに措置することです。

オ 消防法令違反通告措置

「消防法令違反通告措置」とは、危険物取扱者・消防設備士の資格者が消防法令違反に係る行為を行っていた事実を確認した場合に、資格者に対して違反した内容を通知して再発防止するよう指導することです。違反内容が悪質な場合は、消防法に基づき、資格免状の返納を命令することもあります。

カ 許可・認定・承認などの取り消し処分

消防法に基づき危険物施設として許可を受けた施設、火災予防条例に基づき優良

防火対象物の認定を受けている建物や禁止行為の解除承認を受けている建物などで、立入検査や火災などにより消防法令違反事実が確認され、取消基準に該当した場合は、法令に基づき取消を行います。



優マーク制度PV
「優マークマン (3D)」15 秒 ver.

(3) 安全・安心情報の発信

ア 優良防火対象物認定表示制度

火災予防条例の規定に基づく優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）は、平成 13 年の新宿区歌舞伎町ビル火災以降、建物に対する安全・安心への関心が一層強まり、都民及び建物関係者からの要望があったことを踏まえ、平成 18 年 10 月に始まりました。優マーク制度は東京消防庁独自の制度で、消防法に定める防火管理が義務となるすべての建物が対象となります。建物関係者からの申請に基づき、建物の防火安全性を審査及び検査し、防火安全対策の向上に積極的に取り組み、法令基準を上回る高い安全性を継続して備えている建物として防火上優良な建物であ

ると認定された場合は、優良防火対象物認定証（図表2-6-4）を建物等に表示できる制度です。

優マーク制度の状況については、96 ページをご覧ください。

イ 違反对象物の公表制度

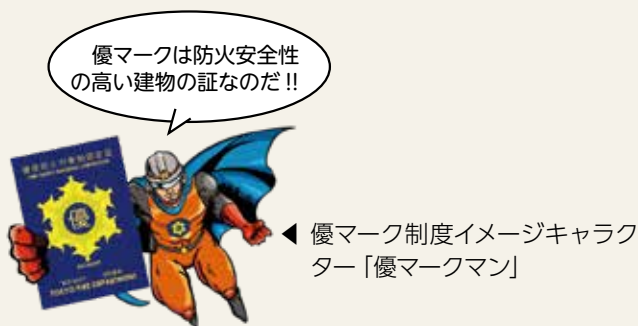
火災予防条例の規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日から運用開始した「違反对象物の公表制度」は、消防機関が立入検査を実施し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務違反や防火管理等の違反の繰り返しがある建物を把握した場合、火災予防条例に基づき、消防関係法令違反のある建物を公表する

制度です。この制度は、建物を利用する方が建物の安全に関する情報を入手し、当該建物の利用について判断できるよう、情報提供することを目的に制定されました。

ウ 安全・安心情報の発信

優良防火対象物として認定されている建物、公表制度の対象となる消防関係法令違反のある建物及び消防法に基づき命令を受けている建物については、東京消防庁

ホームページへの掲載や東京消防庁本部または管轄消防署等での閲覧による情報提供を行っています。また、建物の安全安心情報として、地図情報サービスを東京消防庁ホームページや東京消防庁公式アプリ（226 ページ参照）で提供しており、それらの建物の位置等を地図上で表示し、確認することができます。



■ 図表2-6-4 優良防火対象物認定証



コラム

新宿消防署機動査察隊活動中! ～今日も繁華街地域の防火安全のために～

繁華街地域においては、特に夜間等に営業している事業所の実態把握や関係者への接触が困難で、さらに頻繁なテナ



ントの入れ替わりや関係者の防火安全への意識が低いことなどから、防火管理関係等の繰り返し違反が発生してい

る状況がありました。そのため、繁華街地域において、夜間営業の事業所への継続的な指導や未把握事業所の実態把握、違反処理を効果的に推進するため、平成31年4月3日から新宿消防署機動査察隊が発隊しました。

主な業務は以下のとおりです。

- 1 夜間・休日に立入検査や違反是正指導を実施
- 2 地域特性に合わせた夜間早朝の届出対応
- 3 繁華街地域における災害時の消防活動を積極的に支援

(4) 点検報告制度

ア 消防用設備等点検報告制度

消防法では、火災が発生した場合に、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用の設備を正常に作動させることができるように、消防用の設備が設置されている建物の関係者が消防設備士などの資格者に点検させるか、または自ら点検し、その結果を定期的に消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

※ 小規模の建物などは、有資格者以外でも点検できる場合がありますが、当庁では、点検時の安全面などを考慮し、有資格者による点検を推奨しています。

イ 防火対象物点検報告制度

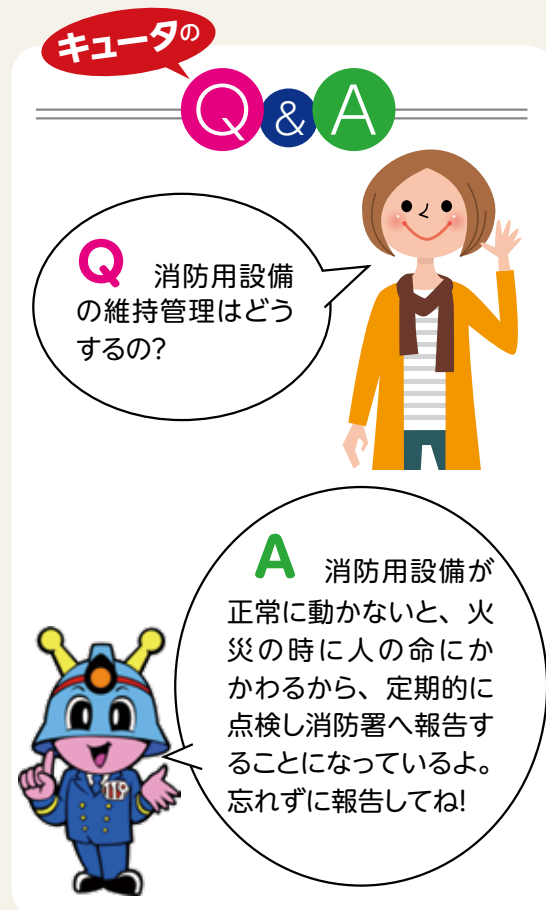
消防法では、大規模な建物や雑居ビルなどで屋内階段が1か所のみのもので、火災が発生すると人命危険が高いとされる建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な設備の設置及び維持等の消防法令の遵守状況について、1年に1回、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

建物の管理を開始してから3年以上継続して、火災予防に関する事項を遵守している管理者は、消防署長に申請し特例認定を受けた場合、3年間点検及び報告が免除されます。

ウ 防災管理点検報告制度

消防法では、地震やテロなどの災害による被害を軽減するため、大規模な建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防災管理業務その他地震及び特殊な災害による被害軽減のために必要な点検対象事項について、1年に1回防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告しなければならない旨を規定しています。

建物の管理を開始してから3年以上継続して、防災管理に関する事項を遵守している管理者は、消防署長に申請し特例認定を受けた場合、3年間点検及び報告が免除されます。



4 防火防災管理

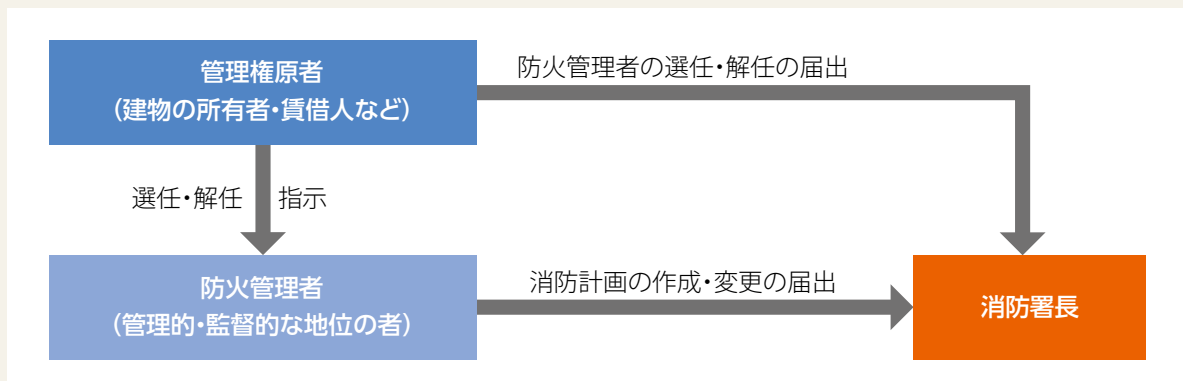
(1) 防火防災管理制度

ア 防火管理制度

学校、病院、百貨店などの多数の者が出入りする防火対象物で収容人員が一定規模以上のものの管理について権原を有する者（管理権原者）は、消防法に基づき防火管理講習修了者等の一定の資格を

有する者のなかから、防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成やその計画に基づく訓練の実施など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。（図表2-6-5）

■ 図表2-6-5 防火管理制度のしくみ



防火管理者の主な業務

- 防火管理に係る消防計画の作成
- 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 消防用設備等の点検及び整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人員の管理
- その他防火管理上必要な業務

キュータの

Q & A



防火管理者って何?

A

防火管理業務の推進責任者だよ。防火管理者を選任したら、消防署に忘れずに届出をしてね!

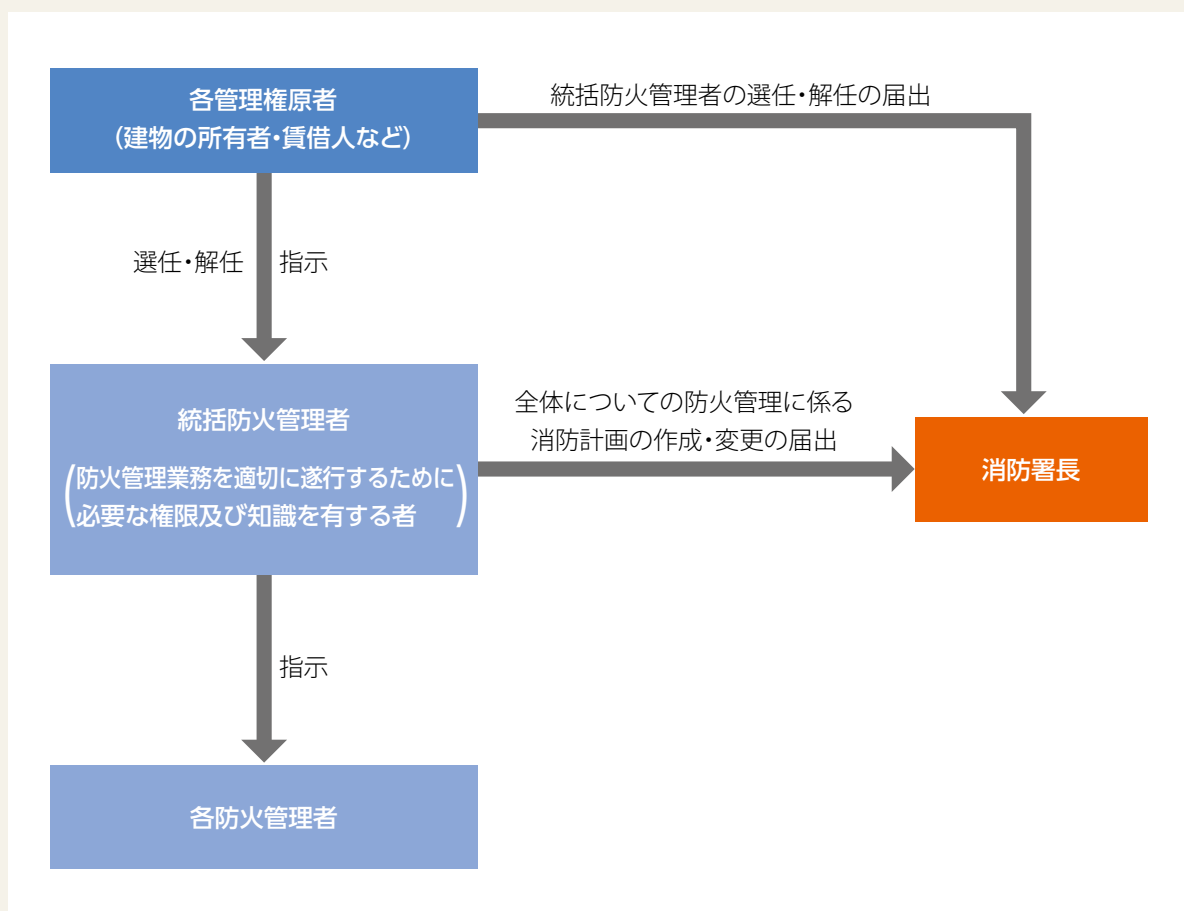


イ 統括防火管理制度

高層建物、一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの、または地下街でその管理について権原が分かれているもののうち、消防長もしくは消防署長が指定するものの管理権原者は、消防法に基づき協議して統括防火

管理者を選任し、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施、その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。(図表2-6-6)

■ 図表2-6-6 統括防火管理制度のしくみ



統括防火管理者の主な業務

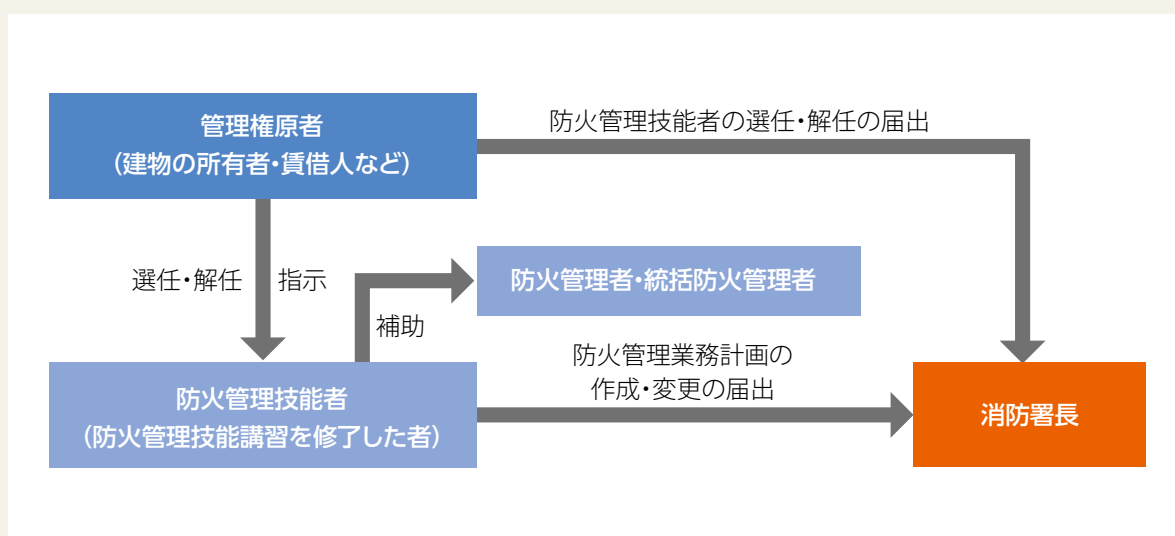
- 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成
- 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
- その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務

ウ 防火管理技能者制度

防災センターを設置するような大規模な防火対象物の管理権原者は、火災予防条例に基づき防火管理技能者を選任し、防火管理業務計画を作成させ、防火管理者

及び統括防火管理者が行う防火管理業務の補助を行わせることを義務付けられています。(図表2-6-7)

■ 図表2-6-7 防火管理技能者制度のしくみ



防火管理技能者の主な業務

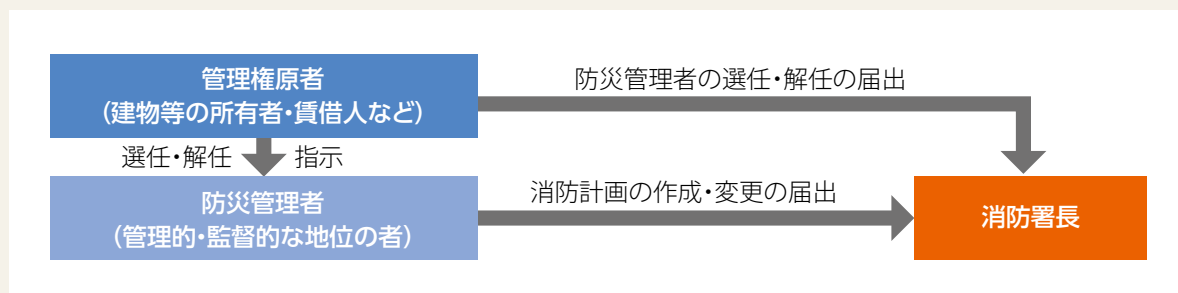
- 防火管理業務計画の作成
- 防火管理業務の補助の実施
- 防火管理の業務に従事する者に対する必要な指示
- 防火管理業務の補助の実施記録の作成

エ 防災管理制度

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が危惧されていることから、地震等の災害による被害の軽減のため、一定規模以上の大規模な建物等の管理権原者は、消防法に基づき防災管理講習修了者等の一定の資格を有する者のな

かから、防災管理者を選任し、防災管理に係る消防計画の作成やその計画に基づく避難訓練を年1回以上実施するなど、防災管理上必要な業務を実施させることを義務付けられています。(図表2-6-8)

■ 図表2-6-8 防災管理制度のしくみ



防災管理者の主な業務

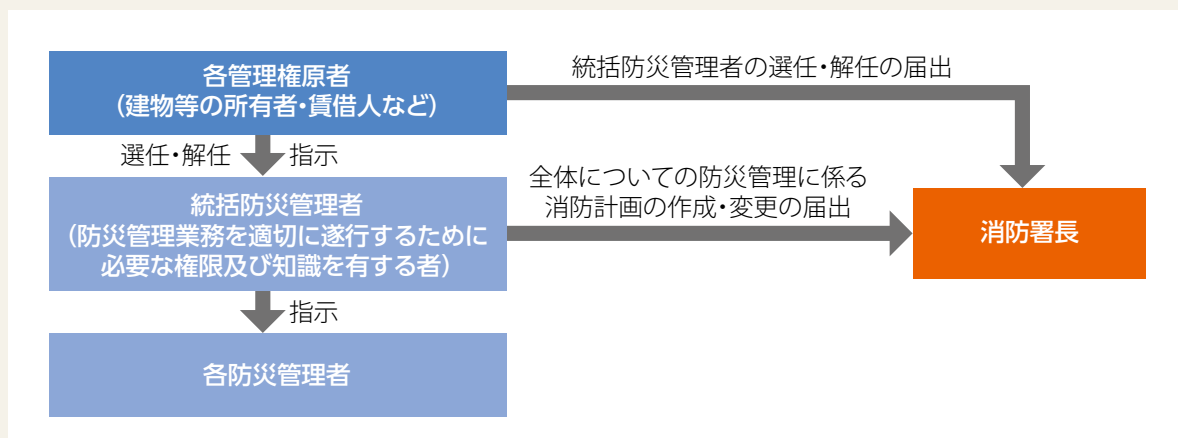
- 防災管理に係る消防計画の作成
- 避難の訓練の実施
- その他防災管理上必要な業務

オ 統括防災管理制度

防災管理を要する建物等で、その管理について権原が分かれているものの管理権原者は、消防法に基づき協議して統括防災管理者を選任し、建物等の全体についての防災管理に係る消防計画の作成及

びその計画に基づく訓練の実施、その他建物等の全体についての防災管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。（図表2-6-9）

■ 図表2-6-9 統括防災管理制度のしくみ



統括防災管理者の主な業務

- 防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成
- 避難の訓練の実施
- 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
- その他防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務

(2) 自衛消防隊及び自衛消防訓練

ア 自衛消防隊

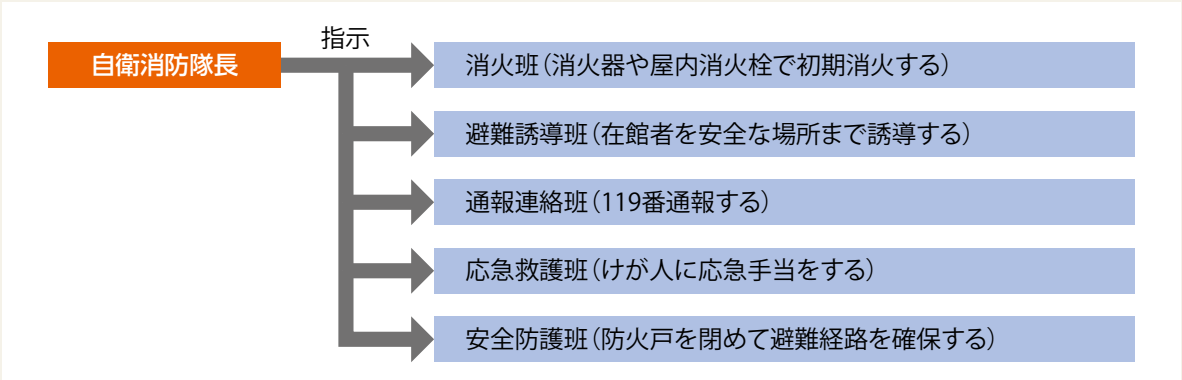
事業所で、火災などの災害が発生した場合には、初期消火、119番通報、避難誘導などといった被害を最小限に抑えるための自衛消防活動を行わなければなりません。

このため、事業所では自衛消防隊を組織します。自衛消防隊は、初期消火や避難誘導など任務ごとの班を編成し、それぞれの班に従業員を割り振って効率的な自衛消防活動を行えるようにします。(図表2-6-10)



▲ 自衛消防訓練

■ 図表2-6-10 自衛消防隊の編成とその主な任務



イ 自衛消防訓練

火災などの災害は突然起こるものであり、異常な心理状態の中で活動しなければならないため、自衛消防隊を編成しただけでは、事業所を守ることはできません。どんな時でも冷静に活動できるように、定期的に自衛消防訓練を実施し、災害発生時

のシミュレーションをしておくことが重要です。特に百貨店、病院、ホテル、劇場及び地下駅舎など不特定多数の人が出入りする事業所では、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することが義務付けられています。(図表2-6-11)

■ 図表2-6-11 自衛消防訓練の例

種類	内 容
総合訓練	火災の発見から消防隊到着までの消火、通報、避難などの一連の自衛消防活動を総合的に実施する訓練
消火訓練	消火器や屋内消火栓の操作要領を確認する訓練
通報訓練	119番通報の要領を確認する訓練
避難訓練	避難経路の確認や避難誘導要領を確認する訓練

新しい日常での自衛消防訓練 「ネットで自衛消防訓練」



みなさんは、訓練というとどんなことを思い浮かべますか？

多くの方がこれまでの経験から、「放送の指示に従って一斉に避難し、みんなで集まって、消火器の使い方を教わった。」というような訓練を思い浮かべたのではないのでしょうか。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策として密を避ける必要やテレワークの普及から、これまでのように多くの人が集まる訓練が難しい場合も出てきました。

東京消防庁では、集まらずにできる新しい訓練の方法として「ネットで自衛消防訓練」をホームページで公開しています。「ネットで自衛消防訓練」は、火災の発見、119番通報、初期消火、避難誘導や、消防用設備の使い方の映像を視聴し、最後にチェックリストで自分の建物の消防用設備や避難経路を個々に確認する訓練で、いつでも、どこでも、ひとりでも実施できます。

新しい日常でも、できる方法で訓練を行い、災害対応力を向上していきましょう。



▲ 消火器の使用方法（動画）

問題②

119番通報について、正しいものはどれですか。

- 1 火災を発見したので、防火管理者に確認してから119番通報した。
- 2 自動火災報知設備の感知器が、2か所作動したので、火災と断定し、すぐに119番通報した。
- 3 携帯電話を使って119番通報してはならない。

解説②

正解

- 2 自動火災報知設備の感知器が、2か所作動したので火災と断定し、すぐに119番通報した。

選択した回答

- 3 携帯電話を使って119番通報してはならない。

解説

「自動火災報知設備の感知器が2か所以上作動した。」や「自動火災報知設備とスプリンクラー設備など2種類以上の設備が作動した。」などの場合は、故障や誤報の可能性は低いため、火災と断定し、すぐに119番通報しましょう。

3 携帯電話を使って119番通報してはならない。

携帯電話でも119番通報することができます。映像では、管理人室から119番通報していますが、出火場所の自衛消防隊員が携帯電話で119番通報する方法もあります。

▲ 訓練中に出题される問題と解説（例）

ウ 自衛消防隊を強化する制度

近年の建物の大規模化に伴い、建物の管理システムが高度化し、システムを監視・操作する専門的な知識が必要になります。また、火災のほか大規模地震やテロなどの発生も危惧されています。

これらの状況から、消防法や火災予防条例では、様々な災害に対応するため、大規模・高層の建物に対して資格取得者や講習修了者を配置することを義務づけ、自衛消防隊の強化を図っています。
(図表2-6-12)



■ 図表2-6-12 自衛消防隊を強化する3つの制度

制度の名称	制度の概要	必要な資格や講習
		根拠法令
自衛消防組織	自衛消防隊の隊長と主要な班長を資格者にして、災害発生時に的確な活動ができるようにする。	自衛消防業務講習
		消防法第8条の2の5
防災センター要員	防災センターに、資格者を配置して建物を常時監視し、異常が発生した場合には、すぐに現場へ駆け付けて対応できるようにする。	防災センター要員講習 自衛消防技術認定証
		火災予防条例第55条の2の3
自衛消防活動 中核要員	自衛消防活動の中心となる人を資格者にして、災害発生時に的確な活動ができるようにする。	自衛消防技術認定証
		火災予防条例第55条の5

(3) 事業所からの119番通報制度

火災による被害を最小限に抑えるためには、火災の早期発見、速やかな119番通報が非常に重要です。東京消防庁では、速やかかつ確実な119番通報を目的として

ホテル、病院等だけでなく、あらゆる事業所を対象とした通報制度を整備し、運用しています。

ア 事業所火災直接通報

建物に設置してある自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置から自動的に所在、名称などが119番通報されるものです。(図表2-6-13)

■ 図表2-6-13 事業所火災直接通報のしくみ

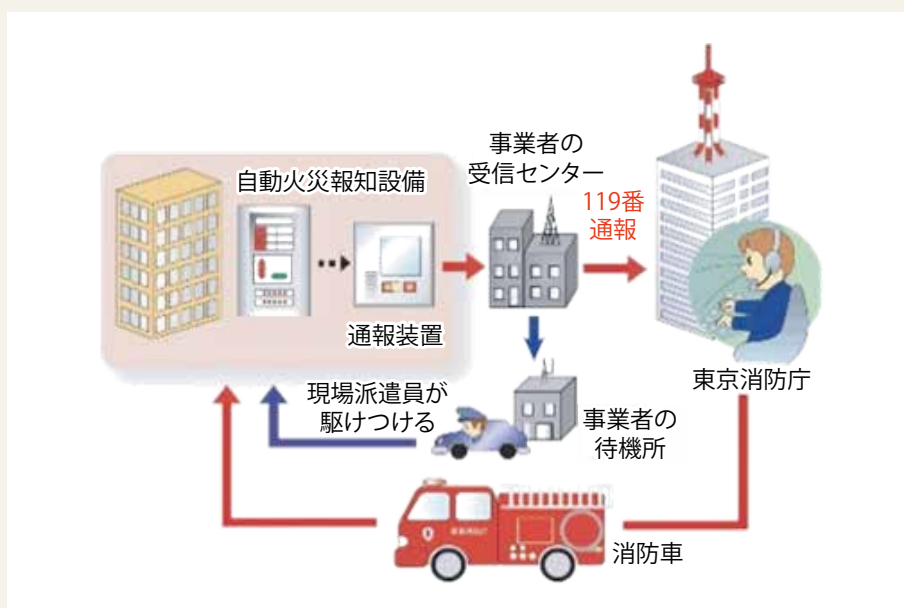


イ 事業所火災代理通報

建物に設置してある自動火災報知設備が作動すると、その信号を契約している認定通報事業者が受信センターで受信し、119番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。(図表2-6-14)

適正な通報、駆けつけが確保された事業者は、東京消防庁認定通報事業者として認定しています。(189 ページ参照)

■ 図表2-6-14 事業所火災代理通報のしくみ



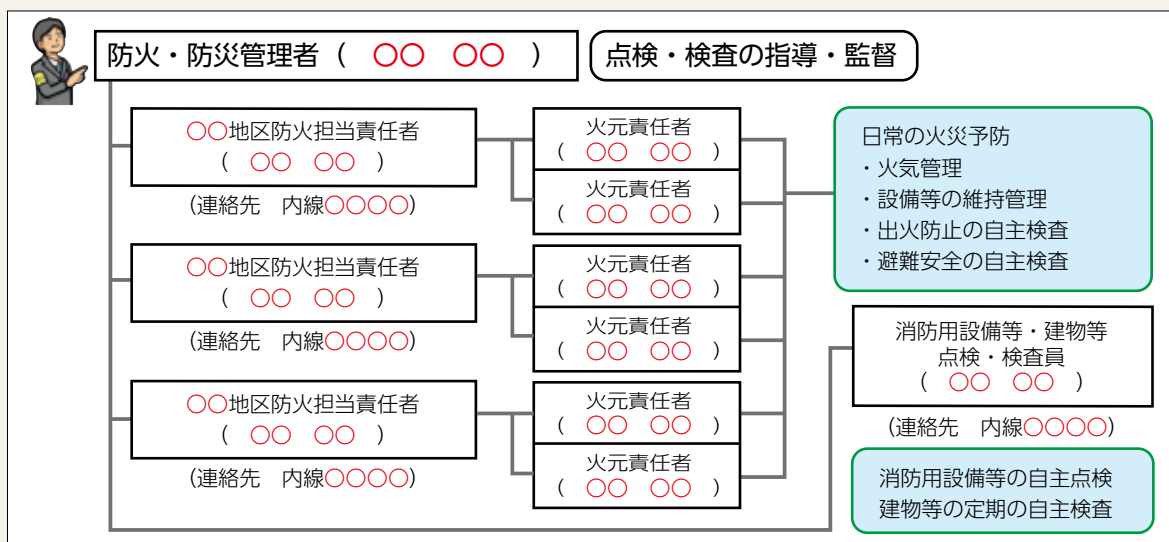
東消ビルディング消防計画（例）

● 点検・検査業務



防火・防災管理者 (〇〇 〇〇)

(連絡先 内線〇〇〇〇)



● 防火・防災教育

火災予防運動時期に実施（〇〇月、〇〇月） 新入社員教育（〇〇月、〇〇月）

従業員が守るべき事項の周知

- ・避難施設の維持
- ・防火設備の維持
- ・火気管理ルール
(喫煙、危険物品、火気使用等)

火災時の対応の周知

- ・ 119 番通報、防災センター連絡
- ・ 消火器等による初期消火
- ・ 避難要領、避難経路の周知

地震時の対応の周知

- ・身の安全の確保
- ・出火防止
- ・出火時の初期消火
- ・一斉帰宅抑制

● 管理業務

- ・収容人員の管理
- ・工事中の安全対策の樹立
- ・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督
- ・放火防止対策
- ・家具、じゅう器類等の転倒・落下・移動防止措置

- ・ 消防機関へ報告、連絡
- ・ 防火管理維持台帳の整備

● 自衛消防訓練

総合訓練 (〇〇月、〇〇月)

通報訓練

消防機関への通報
在館者への避難放送

部分訓練 (〇〇月)

消火訓練

各消火設備の 取扱い

部分訓練 (〇〇月)

避難訓練

避難指示
誘導員の配置
避難路の確保

部分訓練 (〇〇月)

応急救護訓練

応急手当
搬送要領

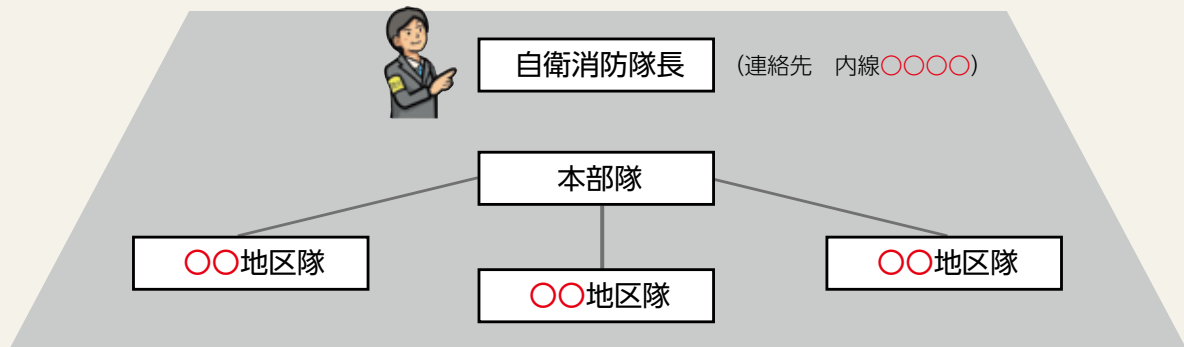
部分訓練 (〇〇月)

安全防護訓練

防火区画の設定
排煙設備の操作

部分訓練 (〇〇月)

東消ビルディング消防計画（例）



管理権原者（ 〇〇 〇〇 ）	
自衛消防隊長（ 〇〇 〇〇 代行者 〇〇 〇〇 ）	
本部隊	〇〇地区隊（連絡先 内線〇〇〇〇）
通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）	地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）
初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）	通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）
避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）	初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）
応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）	避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）
安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）	応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）
	安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）
〇〇地区隊（連絡先 内線〇〇〇〇）	〇〇地区隊（連絡先 内線〇〇〇〇）
地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）	地区隊長（ 〇〇 〇〇 代行 〇〇 〇〇 ）
通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）	通報連絡班（ 〇〇 〇〇 ）
初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）	初期消火班（ 〇〇 〇〇 ）
避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）	避難誘導班（ 〇〇 〇〇 ）
応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）	応急救護班（ 〇〇 〇〇 ）
安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）	安全防護班（ 〇〇 〇〇 ）

災害発生時の対応（火災、地震等が発生した時の対応）

● 火災時

- ・通報連絡班（通） 119番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集
- ・初期消火班（初） 消火器・屋内消火栓等による消火活動
- ・避難誘導班（避） 出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わせない
- ・応急救護班（応） 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施
- ・安全防護班（安） 排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖

● 地震時

- ・身の安全の確保
- ・（通）被害状況の把握
- ・（通）火災発生時の119番通報
- ・（応）負傷者等の初期救助、初期救護
- ・（応）エレベーターの閉じ込め者の対応
- ・（通）従業員家族の安否確認
- ・（避）在館者の避難誘導（倒壊危険時）
- ・（通）一斉帰宅の抑制（交通機関停止時）

● 大規模テロ等発生時

- ・身体防護措置の実施
- ・（通）119番通報（自己事業所で発生時）
- ・（避）屋外への退避指示、避難誘導
- ・（通）行政機関の指示を在館者に伝達
- 大雨又は強風時
- ・（安）浸水防止措置の実施
- ・（避）在館者の避難誘導（避難を要する時）

● 受傷事故発生時

- ・（通）119番通報
- ・（応）応急手当の実施（AED等）
- ・（応）必要により救護所の設置
- ガス漏えい事故発生時
- ・（通）ガス会社へ通報
- ・（通）119番通報
- ・（避）火気、電気の使用禁止と避難指示
- ・（安）緊急遮断弁閉止（ガス漏えいが継続する場合）

5 資格試験と講習

(1) 消防設備士

ア 消防設備士試験と免状の交付

消防設備士試験は、消防法に基づき消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験の種類は甲種(6種類)、乙種(7種類)に区分されており、合格するとその区分の消防設備士免状が交付されます。行政事務の効率的執行のため、一般財団法人消防試験研究センターに試験事務を委任し、また、試験合格者に対する免状の作成交付事務、写真書換え・再交付にかかわる免状作成等の事務についても委託しています。

イ 消防設備士講習

消防設備士免状の交付を受けている人が、消防法に基づき工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習として受講するものです。

講習は免状の種類により指定区分(特殊消防用設備等、消火設備、警報設備、避難設備及び消火器)ごとに行われます。

また、指定区分が「特殊消防用設備等」の講習は、平成18年度から甲種特類の消防設備士免状の交付を受けている人を対象に実施しています。

なお、この講習事務の一部を公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

(2) 危険物取扱者

ア 危険物取扱者試験と免状の交付

危険物取扱者試験は、消防法に基づき危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、試験の種類は甲種、乙種(6種類)、丙種に区分されており、合格するとその区分の危険物取扱者免状が交付されます。

消防設備士試験と同様の趣旨により、一般財団法人消防試験研究センターに試験事務を委任し、試験合格者に対する免状の交付事務、写真書換え・再交付にかかわる免状作成等の事務も委託しています。

イ 危険物取扱者保安講習

消防法に基づき危険物取扱者で危険物施設において危険物の取扱作業に従事している人が受講するもので、危険物規制の趣旨、法令改正等の周知徹底及び危険物施設における保安管理の適正化を図るために行われています。

なお、この講習についても、事務の一部を公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

(3) 自衛消防技術試験と自衛消防技術認定証の交付

自衛消防技術試験は、火災予防条例に基づき、自衛消防業務を行う上で必要とする知識及び技術について行うもので、合格者には自衛消防技術認定証が交付されます。

なお、同条例の規定による自衛消防活動中核要員は、高度な知識及び技術を有している必要があることから、自衛消防技術認定証の交付を受けていることを資格要件としています。

また、同条例の規定による防災センターには、防災センター要員講習を修了し、かつ、自衛消防技術認定証を有している者を置くことを義務付けています。さらに、地下駅舎には、同条例に基づき、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、地下駅舎の自衛消防組織の長、またはこれに準ずる者を定めることを義務付けています。

(4) 防火・防災管理講習

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理権原者に対して、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために防火管理に関する責任を課しており、その推進役として一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることが義務付けられています。

東京消防庁では、消防法施行令及び消防法施行規則に規定する防火管理講習を実施し、防火管理者を養成しています。

また、平成 21 年 6 月 1 日から防災管理制度が施行され、消防法において一定規模以上の建築物その他の工作物の管理権原者に対し、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を選任し、防災管理上必要な業務を行わせることが義務付けられたため、消防法施行令及び消防法施行規則に規定する防災管理講習も実施しています。

なお、これらの講習事務の一部を公益財団法人東京防災救急協会に委託しています。

(5) 防災センター要員講習

火災予防条例に基づく「防災センター要員講習」には、新規講習の「防災センター技術講習」と再講習の「防災センター実務講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内に防災センター実務講習を受講することが必要です。

同条例の規定による防災センターには、自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター要員講習を修了した人を置かなければなりません。

なお、この講習の実施機関として、一般社団法人東京防災設備保守協会を指定しています。

(6) 自衛消防業務講習

消防法に基づく自衛消防業務講習には、「自衛消防業務新規講習」及び「自衛消防業務再講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講することが必要です。

消防法の規定による自衛消防組織の統括管理者と主要な班長が受講する必要があります。

なお、東京では自衛消防業務講習を防災センター要員講習と併せて実施しています。



防災センター要員とは…

建物の安全を守る正義の味方

防災センター要員と聞くとどんなイメージを持ちますか？ マンションの管理人や、勤務先や出かけた先の建物で受付や警備を行っている警備員のようないメージでしょうか？ みなさんが普段目にするのはそういった業務に従事しているときかもしれませんが、防災センター要員は災害時にとても大切な役割を担っているのです。

建物には、消火のための消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災を知らせるための自動火災報知設備、放送設備、避難経路を守るための防火戸など、建物の安全を守るために様々な設備が設置されています。防災センターには、これらの設備が発する信号を一括して確認することができる総合操作盤という機器が設置されています。また、総合操作盤を監視、操作するとともに自衛消防活動を行う専門的な知識を持った防災センター要員が勤務しています。

ひとたび防災センターで異常を感知

すると、防災センター要員は、現場へ確認に向かい、火災の場合には、消火器や屋内消火栓設備による初期消火や避難誘導などを行います。一方、防災センターに残っている防災センター要員は、利用者が安全に避難できるように非常放送を流したり、設備を起動するなど様々な機器を操作して、初期消火や避難誘導を援護します。

さらに、けが人が発生した場合の手当、大地震により閉じ込められたり下敷きになったりした人の救助などにも対応します。

様々な災害に適切に対処するために、防災センター要員は、定期的に講習を受講し、様々な訓練を行うことで技術の向上に努め、建物の利用者の安全を守るための中心的な役割を果たしています。

今日も防災センターでは、防災センター要員という正義の味方が建物を見守っているのです。

6 火災調査

(1) 火災調査の目的

火災は、国民の生命、身体、財産に多大な損害を与えるもので、それらは当事者のみならず、延焼拡大することによって社会にも影響を及ぼし、混乱を与えます。このような火災をなくし、発生した火災による被害を最小限に留めるためには、火災の調査を実施して得られた資料を活用するのが最善の策といえます。

火災の調査は、消防法に基づいて火災

予防を主とする消防行政上の必要を満たすために認められた極めて重要な業務で、火災予防の徹底に資することを本来の目的としています。さらに消防活動の効率化を図るための資料を得ることや、消防情報及び消防統計作成の資料を得ることも火災の調査を行う目的のひとつです。また、捜査機関が行う捜査に協力することも副次的な目的とされています。

(2) 火災調査体制

ア 火災調査の責任

火災原因等の調査の義務は消防法に規定されており、各消防署長に管轄区域内の火災の調査に関する全ての責任があります。東京消防庁火災調査規程には、主任調査員(原則1人)と調査担当員を指定し、各調査員は調査技術の向上に努めなければならないと定められています。

イ 火災調査の人員

火災の原因調査は、様々な調査項目を順序立てて実施する必要があるため、火災の発生と同時に各種調査があることを念頭に置いて、必要な調査員を火災となった対象物や被害の程度に応じて配置しています。

これらの調査に必要な人員は、火災の規模、現場における作業量により決定しており、小規模の火災では6人程度、数棟が全焼する等、規模の大きな火災では10人以上の調査員が火災の調査に従事しています。

ウ 火災の調査の範囲

消防法に基づく火災の調査の内容は、「火災の原因調査」と「火災及び消火のために受けた損害の調査」に分けられます。

(ア) 火災の原因調査

火災の原因調査は、出火原因調査を中心に多種の調査項目を分担し、組織的な調査をしています。

主な調査項目

- 出火原因(火災発生経過及び出火箇所)
- 発見の動機、通報及び初期消火の一連の行動経過
- 建物火災の延焼経路、延焼拡大要因等の延焼状況
- 避難経路、避難上の支障要因等の避難状況
- 消防用設備等及び特殊消防用設備等の使用または作動状況
- 住宅用火災警報器の状況(設置・作動等)

(イ) 損害の調査

火災損害調査は、火災という燃焼現象そのもの及び避難等により受けた人的被害・物的損害、また、火災の消火・鎮圧活動をしたために受けた人的被害・物的損害を調査します。

また、損害の調査は消防の立場から消防活動の効果を検証することも目的としており、今後起こり得る火災に対処する消防力の整備など、今後の消防施策の運営にも影響するものとなります。

主な調査項目

- 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的な被害及びその発生状況
- 火災による焼き、消火、爆発等による物的な損害の状況
- 火災により受けた物的な損害の評価、火災保険等の状況



▲ 現場見分の状況

(3) 火災調査業務

ア 火災調査の流れ

火災の調査は火災の覚知から始まり、火災出場時における調査や鎮火後の現場における調査を行います。また、事案によっては鑑識・鑑定・実験等の立証のための調査を経て最終結論を導いています。(図表2-6-15)

■ 図表2-6-15 火災調査の流れ



イ 調査結果の活用

火災の調査で得られた結果は、類似火災防止のための製造事業者及び関係業界に対する指導や安全・安心情報の発信など、火災予防施策に反映させています。

(ア) 類似火災の防止

火災の調査により今後も同種の事案が起こりうるであろうと予想される場合は、得られた調査結果を法令改正等の根拠にしたり、製造事業者等に改善や事故防止策を求めたりしています。

特に製造物から出火した火災は、調査結果により製造物がリコール・社告に至るなど、類似火災の防止に大きな成果を上げています。



▲ 製造物火災の鑑識

(イ) 安全・安心情報の発信

火災の調査結果から得られた情報を分析し、ホームページ等にて、火災の状況を情報提供しています。また、調査結果及び科学的物証から得た安全情報を報道発表するとともに、Twitter や Facebook 等を活用して迅速な情報発信をしています。



▲ 酸素吸入器に起因した火災の再現実験



▲ ガストーチバーナーに起因した火災の再現実験

コラム

～身近な製品からの火災事例～

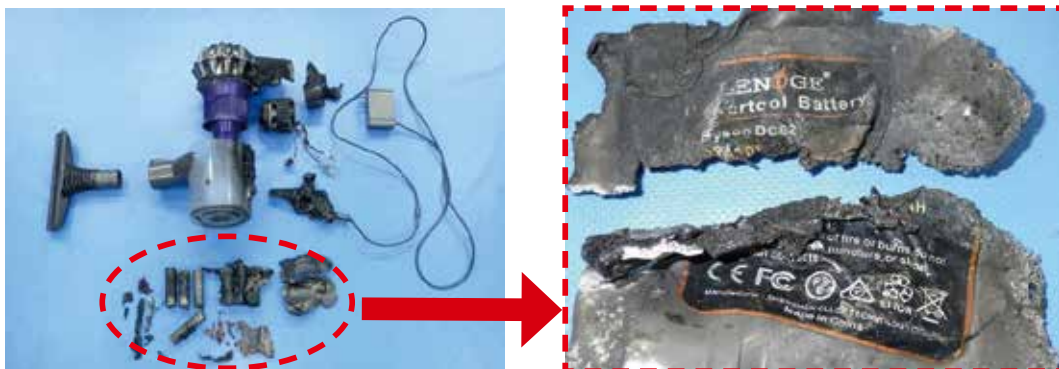
ごみ収集車が回収したバッテリーから出火した火災



【火災を防ぐために】

パソコン等に取り付けられたバッテリーやモバイルバッテリーなどを一般ごみに出すとごみ収集車で押しつぶされ、出火することから、廃棄する際は、お住いの自治体の分別回収方法を確認するか、事業団体が回収するリサイクルに出しましょう。

純正でないバッテリーパックから出火した火災



【火災を防ぐために】

- ・ 機器購入時に付属されているメーカー指定の充電器やバッテリー（純正品）を使用しましょう。
- ・ 充電が最後までできない、充電中に熱くなるなどの異常があった際には使用をやめて、メーカーや販売店に相談しましょう。

第7節 広報広聴活動

～都民のニーズに合わせた広報～

主な広報媒体や広報行事などについて説明しています。

1 広報活動の概要

消防広報は、消防の実態や各種施策を正しく都民の皆様に伝え、理解と協力を得るために、広報紙、ポスター、パンフレット等を作成しているほか、ホームページ、ソーシャルメディア、公式アプリを活用し、災害や防火防災に関する情報を都民の皆様に提供しています。

また、新聞、ラジオ、テレビなどの報道機関に対し、タイムリーな情報提供、広報協力を行うとともに、各種イベント、展示会などを開催し広報活動を展開しています。

(1) 主な広報媒体

ア 広報とうきょう消防

都民の皆様に、当庁の業務や防火防災に関する情報をお伝えするために、広報紙「広報とうきょう消防」を年4回発行しています。

「広報とうきょう消防」は、当庁の管轄区域を対象に新聞折込みや区市町村、駅などの公共施設に配布しています。また、当庁ホームページにも掲載しており、創刊号から最新号までご覧いただくことができます。

イ ポスター及びパンフレット

火災予防運動など、各種キャンペーン時期に合わせてポスターを作成しています。

また、都民の皆様に防火防災に関する情報や東京消防庁の活動についてお伝えするためのパンフレットを作成しています。



ウ 消防博物館を通した広報活動

東京消防庁消防防災資料センター（通称「消防博物館」）は、江戸時代に描かれた絵巻、錦絵から最新の消防隊の装備まで消防に関する資料を展示しています。「幼児から大人まであらゆる世代の『防火・防災への拠点』を喚起する施設」として、防火防災教育の起点となる施設です。（264 ページ参照）

エ 消防音楽隊及びカラーガーズ隊による広報活動

東京消防庁音楽隊は、平成 2 年から開催している定期演奏会「都民と消防のふれあいコンサート」や日比谷公園小音楽堂での「金曜コンサート」をはじめ年間 200 回以上の演奏活動を通じて防火防災への備えと協力を呼びかけています。また、カラーガーズ隊は、当庁に勤務する女性職員で編成され、音楽隊とともに東京消防出初式や各種イベント等に参加し、規律ある爽やかなフラッグ演技を披露しています。（268 ページ参照）

オ インターネットを活用した広報媒体

（ア）東京消防庁ホームページ

東京消防庁ホームページでは、災害統計をはじめ、各種災害の教訓、地震対策の情報、ケガや事故の予防情報などの生活に密着した消防・防災情報をタイムリーに提供しています。また、電子メールでも、消防に対する意見や要望等を幅広く受け付けています。



東京消防庁ホームページ

（イ）東京消防庁公式アプリ

FAQ やチャットボット、消防施設やイベント情報を表示するマップ機能をはじめ、119 番通報や救急相談など緊急時にも役に立つ多様な機能を搭載し安全・安心情報を手軽にすばやく入手できる消防アプリです。



東京消防庁公式アプリ

（ウ）東京消防庁ソーシャルメディア

イベント情報や時節に応じた日常生活事故に関する情報などを、Twitter や Facebook、YouTube で発信しています。



Twitter

表示名 東京消防庁
ユーザー名 @Tokyo_Fire_D



Facebook

ページ名 東京消防庁
ユーザー名 TokyoFireDepartment



YouTube

チャンネル名 東京消防庁公式チャンネル

東京消防庁のインターネット広報 ▶



(2) 主な広報行事

ア 火災予防運動

毎年、春は車両・船舶等の乗物火災、山火事及び建物火災の予防を目的として、3月1日から3月7日までの一週間、秋は建物火災の多発期を前に火災への警戒を呼びかけるため、11月9日から11月15日までの1週間、それぞれ火災予防運動を実施しています。

この運動は、各消防署がそれぞれの地域で防火防災講演会や消防訓練・演習などを実施し、都民の皆様の防火防災意識の高揚を図るものです。



イ はたらく消防の写生会

毎年4月から5月にかけて、東京消防庁管内の小・中学校の児童・生徒を対象に消防車両等の写生会を実施しています。これは、消防隊員や消防車両などの写生画や東京消防庁公式アプリなどに掲出される消防車両などの画像の図画、火災予防や地震対策などを表現するポスター及び未来の消防イメージ図画を描くことにより、消防の仕事への関心を高め、防火防災意識の育成・向上を図るために行っているものです。また、作品の展示及び表彰式を通して、防火防災思想の普及を図っています。



ウ 水の消防ページェント

5月中旬に東京港の開港を記念して行われる「東京みなと祭」に併せ、「水の消防ページェント」を開催しています。船舶の火災予防や水難事故の防止を呼びかけ、消防艇と消防ヘリコプター等による船舶火災の消火や水難救助の消防演技などを実施し、東京港の安全を守る消防の仕事や消防装備を広く紹介しています。



2 広聴活動の概要

(1) 都民相談窓口

当庁では、都民の皆様の意見や要望等を広く伺い消防行政に反映させるため、広報課のほか、各消防署・分署・出張所に都民相談窓口を設けています。令和3年中の広聴件数は9,062件（前年に比べ1,003件増）でした。また、当庁ホームページ（情報公開ポータルサイト）において、件数及び対応事例を毎月公表しています。

(2) 消防に関する世論調査・インターネット調査

都民の皆様の消防行政や防災に関する認識、防災に関する平素の備えの実態及び消防行政に関する意見や要望を把握し、消防行政へ反映するため、当庁管内在住の都民を対象に毎年1回世論調査を、また年3回程度インターネットによるアンケート調査を実施しています。

(3) イベント会場におけるアンケート

東京消防出初式をはじめとする各種イベントで来場者の皆様から感想や意見などを伺い、より多くの都民の皆様に親しまれる催しとするための基礎資料として活用しています。

第8節 消防学校

～消防人を育てる～

- 消防学校は、大正3年に設置され、100年を超える歴史があります。
- 消防学校では、新たに採用した消防職員の教育や幹部及び専門的な技術を習得するために消防職員及び消防団員に対して様々な研修を行っています。

1 消防学校の沿革・役割

(1) 消防学校の沿革

消防学校は、大正3年10月に「消防練習所規程」が制定され、麴町区元園町3番地先（現千代田区麴町一丁目2番）に木造2階建ての2教室で開設し、100年を超える歴史があります。

昭和23年3月に自治体消防の発足に伴い警視庁と分離して、同年5月に国立市に移転し、東京消防庁消防学校（特別区消防職員の教育施設）と東京都消防訓練所（市町村消防職員と都内消防団員の教育施設）

を併設する教育施設として運営を開始しました。

2年後の昭和25年、渋谷区西原に移転し、昭和39年に旧第一校舎、昭和45年に旧第二校舎が開設されました。

昭和47年に女性消防官第1期生64人が入校、平成3年、厚生労働省から救急救命士養成所に指定されて救急救命士養成課程研修を開始、平成7年に校舎が改築され、現在に至っています。



昭和25年に現在地に移転
場所：渋谷区代々木大山町1073番地
（現渋谷区西原二丁目51番1号）
敷地：9,988㎡
建物：2,825㎡
校舎2棟、講堂1棟、寮2棟
寮定員：144人



平成7年から現在の校舎
敷地:30,679㎡
建物:41,716㎡

校舎、訓練棟、寮など 計10棟
寮定員:男子寮546人、女子寮66人
(令和4年4月1日現在)

(2) 消防学校の目的

消防学校は、消防組織法に基づき、消防職員と消防団員の教育訓練を行うために設置している機関です。

初任教育、管理者研修、幹部研修、専科研修、特別研修、消防団研修等の様々な教育を行っているほか、救急救命士の養

成も行っています。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が実施し難い場合には、消防学校の教員を現地に派遣して教育訓練を行っています。



2 学校教養

(1) 初任教育

新たに採用された消防職員に対する1年間の初任教育のうち、消防学校において6か月間の基礎教育を行っています。

消防活動技術や防火防災に関する基礎的な知識はもちろん、厳しい災害現場にも負けない強じんな気力や体力づくり、さら

には、社会人としての人格を形成することを目的として行われます。

令和3年度に採用され、消防学校において教育訓練を修了した職員は717人でした。(図表2-8-1)

■ 図表2-8-1 基礎教育修了者（令和3年度）

教育期間	男性	女性	合計
令和3年4月から令和3年10月まで	367人	43人	410人
令和3年7月から令和3年12月まで	57人	0人	57人
令和3年10月から令和4年3月まで	167人	7人	174人
令和4年2月から令和4年7月まで	76人	0人	76人
合 計	667人	50人	717人



▲ 消防活動訓練



▲ 人員、姿勢、服装等の点検

(2) 幹部研修

幹部職員としての業務管理能力や消防部隊の指揮・統率力の向上など、その階級職に応じた必要な能力の伸長を図ることを目的として実施しています。(図表2-8-2、3)



▲ 中級幹部研修(高層ビル火災指揮訓練)

■ 図表2-8-2 幹部教育実施状況(令和3年度)

研修種別	対象者	期間日間	回数	計
上級幹部研修	消防司令長または課長級職になる者(新任)	11日間	1回	54人(2)
中級幹部研修	消防司令または課長代理級職になる者(新任)	11日間(8)	3回	168人(7)
	消防司令または課長代理級職の者(現任)	2日間	2回	80人(0)
初級幹部研修	消防司令補または主任級職になる者(新任)	20日間(7)	5回	299人(9)
	消防士長または副主任級職になる者(新任)	4日間(3)	5回	485人(7)

※()内は主事

■ 図表2-8-3 女性幹部の活躍推進に向けた教育実施状況(令和3年度)

研修種別	対象者	期間日間	回数	計
初級幹部研修	女性の消防司令補または主任級職(現任)	2日間(1)	1回	55人(5)

※()内は主事

(3) 専科研修

特定の分野に関する高度な専門的知識や技術の習得を目的に専科研修を実施しています。(図表2-8-4)

専科研修を修了すると専門技術を習得したと認められ、特別救助隊員や救急隊員として活動することができるようになります。

■ 図表2-8-4 専科研修実施状況（令和3年度）

◆火災や事故などの災害現場に従事する隊員を養成する研修			
特別救助技術研修	25日間	1回	60人
水難救助技術研修	20日間	1回	20人
化学災害技術研修	15日間	1回	40人
◆救急活動に従事する隊員等を養成する研修			
救急救命士就業前研修	30日間	4回	121人
救急標準課程研修	36日間	3回	150人
◆建物の建築申請書類の審査や防火査察、防火・防災管理業務に携わる職員 の養成及び技能レベル向上のための研修			
予防技術研修	20日間	1回	29人
◆ポンプ車やはしご車等の消防自動車の運行に従事する職員を養成するための研修			
特別操作機関技術研修	11日間	3回	60人
ポンプ機関技術研修	14日間	5回	141人



▲ 特別救助技術研修



▲ 救急救命士就業前研修



▲ 化学災害技術研修



▲ 特別操作機関技術研修

3 委託教養

(1) 委託研修

高度化・多様化する消防行政に対応できる職員を育成するため、大学をはじめ、官公庁や民間の教育機関へ職員を研修派遣し、職務に関連する専門性の向上や必要な免許資格者の養成を図っています。(図表2-8-5)

■ 図表2-8-5 委託研修の状況(令和3年度抜粋)

能力向上研修		資格取得研修
・大学、大学院等委託研修	・消防大学校委託研修	・回転翼航空機操縦士養成委託研修
・大学医学部付属病院等委託研修	・高度情報処理要員養成委託研修	・回転翼航空機整備士養成委託研修
・山岳遭難指導員養成委託研修	・スィフトウォーターレスキュー委託研修	・海技従事者養成委託研修
・緊急自動車運転技能向上委託研修	・機関員指導者養成委託研修	・移動式クレーン運転士等養成委託研修
・音楽隊研修	・支援デブリーファー養成委託研修	・大型自動車免許取得委託研修
		・救急救命士養成委託研修

(2) 受託研修

他の消防本部等の職員を対象に、当庁の警防、予防等、消防業務に関する研修を実施しています。(図表2-8-6)

■ 図表2-8-6 受託研修の状況(令和3年度)

他の消防本部	・火災調査技術(3消防本部)・高度救助技術(9消防本部)
消防大学校	・救助科
総務省消防庁	・消防署実務研修 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止



第9節 装備工場

～昼夜を問わず消防隊をサポート～

日々、消防隊を支援している装備工場の業務や緊急消防援助隊等としての活動支援について説明しています。

1 装備工場のあゆみ

装備工場は警視庁消防部時代の大正10年に消防自動車専用の修繕工場として深川区（現在の江東区）に設立されました。その後、昭和24年に現在の渋谷区幡ヶ谷に移転しました。（図表2-9-1）



■ 図表2-9-1
装備工場整備事業の沿革

大正10年	深川消防自動車修繕工場として設立
昭和13年	品川消防自動車修繕工場が設立し移転
昭和24年	代々木機械工場（渋谷区幡ヶ谷）へ移転
昭和26年	自動車1級重整備工場（認定）
昭和27年	自動車分解整備事業（認証）
昭和38年	指定自動車整備事業（指定）
平成14年	国内外全車両の継続検査対応可能となる

2 業務内容

（1）確実な機器を災害現場へ

「確実な機器を災害現場へ」を合言葉に、消防部隊が使用する車両、器具等を常に最良の状態に保つため、次のような点検、整備等を実施しています。

- 法令及び内部基準に基づいた車両・器具の点検・整備
- はしご装置やポンプ装置等の特殊装置の点検・整備
- 消防機器の安全性、操作性向上のための改造整備
- 呼吸用保護器具の定期点検整備及び空気ポンベの充填

(2) 所属支援体制

ア 技術指導

消防職員の点検整備に係る技能向上を目的とする様々な講習を行っているほか、専門技術を認定する消防学校での研修にて講義や実技指導を行っており、普段の整備業務だけではなく教育機関としての役割も担っています。

また、消防署等で故障が発生した際には、365日24時間体制で相談を受け付けるテレホンサービス等があり、迅速な対応ができるよう備えています。

イ 緊急整備

災害現場等で消防車両等に緊急のトラブルが発生した場合は、各種整備工具、発電装置、空気圧縮機等を積載した「走る装備工場」ともいえる整備工作車で災害現場や消防署へ急行して緊急整備を行うなど、24時間体制で消防隊をサポートします。円滑・迅速な消防活動に寄与し、災害から都民の生命、身体及び財産を守るための災害活動組織として、装備工場の緊急整備は重要な位置付けとなっています。

3 大規模災害等への支援

近年は、緊急消防援助隊の後方支援部隊として、装備工場工作隊を編成しています。同隊は様々な大規模災害現場等へ派遣され、整備活動等を実施してきました。

そうしたなかで「災害現場に直結した装備工場」という形の大規模災害活動支援隊へと大きく進化しています。(図表2-9-2)

■ 図表2-9-2 最近の主な整備工作隊派遣状況

平成16年10月	新潟県中越地震災害
平成20年7月	北海道洞爺湖サミット
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震災害
平成25年10月	東京都大島町土砂災害
平成26年9月	御嶽山噴火災害
平成27年9月	関東・東北豪雨災害
平成28年5月	伊勢志摩サミット
平成30年9月	北海道胆振東部地震災害
令和元年6月	G20大阪サミット
令和3年7月	静岡県熱海市土砂災害



第10節 国際化への対応

～グローバルな消防へ～

- 海外で発生した災害に対し、職員を国際消防救助隊員として派遣
- 146人の外国人を視察で受入れ
- 東京都在住または滞在中の外国人向けの安全・安心に関する情報を発信

1 国際協力

(1) IRT（国際消防救助隊）

昭和60年9月19日のメキシコ大地震及び同年11月14日コロンビア共和国で発生したネバド・デル・ルイス火山噴火により甚大な被害が発生したことを契機として、昭和61年4月1日、自治省消防庁（現総務省消防庁）が中心となり、国際消防救助隊を発足し、これまで21回世界各地の被災地へ派遣しています。（図表2-10-1）

■ 図表2-10-1 国際消防救助隊の派遣状況

	派遣年月日	被災地	被害状況	東京消防庁 派遣実績
1	昭61.8.27（11日間）	カメルーン共和国	死者1,700人以上	1人派遣
2	昭61.10.11（10日間）	エル・サルバドル共和国	死者1,226人	5人派遣
3	平2.6.22（11日間）	イランイスラム共和国	死者80,000人以上	5人派遣
4	平2.7.18（9日間）	フィリピン共和国	死者1,600人以上	2人派遣
5	平3.5.15（23日間）	バングラディシュ人民共和国	死者130,000人	17人派遣
6	平5.12.13（8日間）	マレーシア	死者48人	6人派遣
7	平8.10.30（8日間）	エジプト・アラブ共和国	死者64人	3人派遣
8	平9.10.22（21日間）	インドネシア共和国	焼失面積18,000ha	19人派遣
9	平11.1.26（10日間）	コロンビア共和国	死者1,171人	8人派遣
10	平11.8.17（8日間）	トルコ共和国	死者15,370人	12人派遣
11	平11.9.21（8日間）	台湾	死者2,333人	18人派遣
12	平15.5.22（8日間）	アルジェリア民主人民共和国	死者2,266人	8人派遣
13	平16.2.25（6日間）	モロッコ王国	死者628人	4人派遣
14	平16.12.29（23日間）	タイ王国	死者229,866人	23人派遣
15	平17.10.9（10日間）	パキスタン・イスラム共和国	死者73,338人	6人派遣
16	平20.5.15（7日間）	中華人民共和国	死者69,227人	6人派遣
17	平21.10.1（8日間）	インドネシア共和国	死者1,117人	6人派遣
18	平23.2.22（19日間）	ニュージーランド	死者181人	16人派遣
19	平27.4.26（14日間）	ネパール連邦民主共和国	死者8,896人	6人派遣
20	平29.9.21（8日間）	メキシコ合衆国	死者369人	6人派遣
21	平30.2.8（3日間）	台湾	死者17人	2人派遣

平成 29 年度には、メキシコ合衆国で発生した地震災害に国際緊急援助隊救助チームを、また、台湾で発生した地震災害に国際緊急援助隊専門家チームを派遣し、国際貢献を果たしています。



▲ メキシコ派遣隊員のミーティング状況

▲ メキシコ地震における活動状況 (JICA 提供)

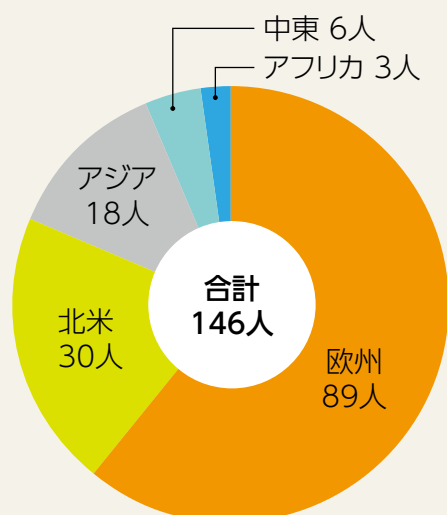
(2) 海外消防関係者等への対応

東京消防庁は、日本の首都東京の消防防災機関として海外からの関心が高く、毎年多数の海外消防関係者等が当庁を訪問しています。その目的は、情報収集や知見の交換、関係促進に加え、人命救助技術等の実技を伴う研修の受講など多岐に及びます。

また、平常時の海外消防関係者との交流が、緊急時の連携の強化につながるとともに、職員の外国人対応能力等の向上にもつながっています。

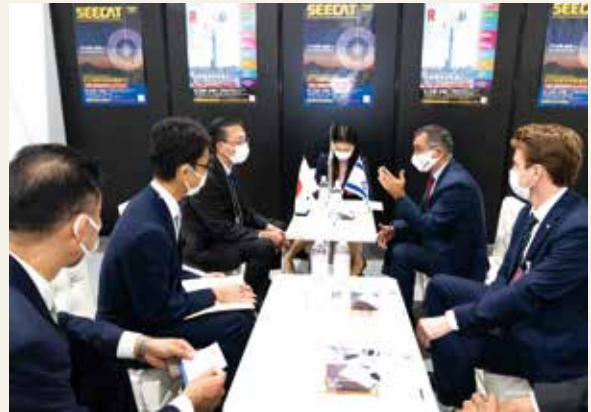
令和 3 年中は、146 人の海外消防関係者等が当庁を来訪しました。欧州地域との交流を中心に様々な国々と交流しています。(図表 2-10-2)

■ 図表2-10-2 令和3年中
地域別・外国人の受入数





▲ 東京オリンピック競技大会開会式へのフランス共和国大統領の訪日を受け、同国大統領担当医師らが、当庁の救急医療体制についての視察を行った。



▲ 危機管理産業展会場において消防総監と駐日イスラエル大使が面会し、両国の消防事情、今後の協力関係構築等に関する情報交換を行った。

2 国際会議への参加

海外消防本部の最先端の技術や消防機器の情報収集、当庁の持つ技術・知識に関する講演、海外消防本部の幹部との情報交換などを目的に、当庁職員が国際会議等へ参加しています。

令和3年中は、新型コロナウイルス感染症によって多くの国際会議が延期もしくは中止される中で、パリ消防局との協力に関する覚書に基づき、海外大都市間消防連絡会を当庁主催のウェブ会議形式で開催しました。



▲ パリ消防局との海外大都市間消防連絡会において、消防総監とパリ消防局長を筆頭に合計18名がウェブ会議に参加し、先端技術、大規模イベントにおける消防対策について意見を交わした。

3 東京都在住または滞在中の外国人への対応

(1) 安全・安心に関する情報の発信

ア パンフレット・リーフレット

都内在住の外国人の方や、東京を訪れた外国人旅行者の方が安心して生活、滞在できるように 119 番通報要領や地震に対する備えなど 5 か国語（英語、中国語、韓国語、タイ語、フィリピン語）で紹介するパンフレット及びリーフレットの情報を東京消防庁ホームページで公開しています。



イ 大使館向け防災情報の配信

東京都内には、159 の大使館等が存在しており、自国民の保護等の役割を担っています。当庁では、その役割に注目し、令和 4 年 4 月現在、106 の大使館等に対して定期的にメールマガジン形式で防災情報を発信しています。その内容は、日本の消防制度や東京消防庁の各種取組、そして大使館を管轄する消防署からのイベント情報

や地域特性に即した防災情報などにより構成されています。

大使館関係者からは、地域の消防署からの情報はとても有益であるとの意見を受けており、引き続き、東京都在住または滞在中の外国人の安全・安心に寄与できる情報を提供していきます。

(2) コミュニケーション支援ツール

ア 救急ボイストラ

都内の外国人が安心して滞在できる環境を整備するため、令和 4 年 7 月から全救急隊に、多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」を配置しています。

「救急ボイストラ」は、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と総務省消防庁消防研究センターが、多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」を基に開発した救急隊

用の翻訳アプリです。30 言語の音声翻訳に対応し、その内の 15 言語については、救急現場で使用頻度の高い会話内容が定型文として登録されており、外国語による音声と画面に表示される文字によりコミュニケーションを図ることが可能です。

（図表 2－10－3）

■ 図表2-10-3 外国人傷病者搬送人員の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
搬送人員	11,636	12,936	14,096	10,752	11,625

イ コミュニケーション支援ボード

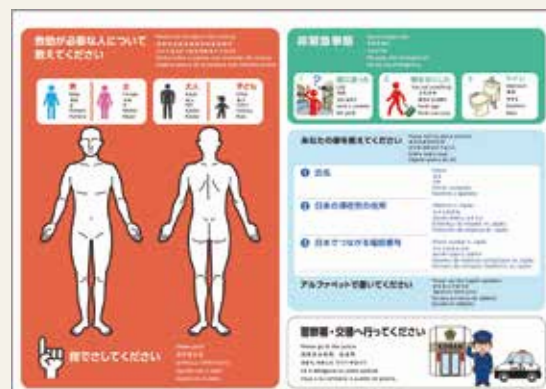
今後増加が見込まれる東京都在住または滞在中の外国人が直接消防署窓口へ通報する際に円滑なコミュニケーションがとれるよう、外国語（5か国語）、イラスト、ピクトグラムを活用したコミュニケーション支援ボードを各消防署の受付に配置しています。



部分拡大図



表



裏

ウ 多言語通訳支援業務

日本語を話すことのできない方からの119番通報に応えるため、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語について通訳を含めた3者通話が可能となっています。

